

令和8年度 第214号

令和9・10・11年度下水道施設包括の維持管理業務
委託（長期継続）

要求水準書（別紙）

令和8年6月

甲 賀 市

目次

【別紙1】業務概要	1
【別紙2】用語集	4
【別紙3】遵守法令等.....	6
【別紙4】対象施設（公共）	8
別紙4-A-1 甲賀市土山オー・デュ・プール.....	9
別紙4-A-2 甲賀市信楽水再生センター.....	14
別紙4-B 山1ポンプ.....	19
別紙4-C マンホールポンプ（公共）、ユニットポンプ（公共）	20
別紙4-D 管路施設（公共）	24
【別紙5】対象施設（農排）	25
別紙5-A-1 和野嶺地区農業集落排水処理施設.....	26
別紙5-A-2 八田春日地区農業集落排水処理施設.....	27
別紙5-A-3 中畑地区農業集落排水処理施設.....	28
別紙5-B-1 大河原地区農業集落排水処理施設.....	29
別紙5-B-2 鮎河地区農業集落排水処理施設.....	30
別紙5-B-3 山女原地区農業集落排水処理施設.....	31
別紙5-B-4 山内地区農業集落排水処理施設.....	32
別紙5-B-5 大沢地区農業集落排水処理施設.....	33
別紙5-C-1 高嶺地区農業集落家庭排水処理施設.....	34
別紙5-C-2 櫟野地区農業集落家庭排水処理施設.....	35
別紙5-C-3 岩室地区農業集落家庭排水処理施設.....	36
別紙5-C-4 神保隠岐地区農業集落家庭排水処理施設.....	37
別紙5-C-5 和田地区農業集落家庭排水処理施設.....	38
別紙5-C-6 五反田地区農業集落家庭排水処理施設.....	39
別紙5-C-7 小佐治地区農業集落家庭排水処理施設.....	40
別紙5-C-8 唐戸川地区農業集落家庭排水処理施設.....	41
別紙5-D-1 稗谷地区農業集落排水処理施設.....	42
別紙5-D-2 磯尾地区農業集落排水処理施設.....	43
別紙5-E-1 宮町地区農業集落排水処理施設.....	44
別紙5-E-2 畑水と土循環施設.....	45
別紙5-E-3 朝宮地区農業集落排水処理施設.....	46
別紙5-F マンホールポンプ（農排）	47
別紙5-G 真空下水道施設（農排）	49
別紙5-H 管路施設（農排）	50
【別紙6】業務範囲	51

【別紙 7】 処理場等維持管理業務、管路施設等維持管理業務の内容.....	52
別紙 7-A-1 統括管理業務.....	53
別紙 7-A-2 処理場維持管理業務（公共）.....	55
別紙 7-A-3 ポンプ場保守点検業務（公共）.....	63
別紙 7-A-4 マンホールポンプ保守点検業務（公共）.....	68
別紙 7-A-5 電気保安管理業務（公共）.....	71
別紙 7-A-6 電気設備点検業務（公共）.....	78
別紙 7-A-7 消防設備点検業務（公共）.....	84
別紙 7-A-8 水質及び汚泥分析業務（公共）.....	86
別紙 7-A-9 水質検査業務（公共）.....	89
別紙 7-A-10 緊急対応業務（公共）.....	95
別紙 7-A-11 修繕業務（公共）.....	97
別紙 7-B-1 処理場維持管理業務（農排）.....	99
別紙 7-B-2 マンホールポンプ保守点検業務（農排）.....	104
別紙 7-B-3 真空下水道施設保守点検業務（農排）.....	105
別紙 7-B-4 水質検査業務（農排）.....	107
別紙 7-B-5 真空システムメンテナンス業務（農排）.....	109
別紙 7-B-6 緊急対応業務（農排）.....	112
別紙 7-B-7 修繕業務（農排）.....	113
別紙 8-A 腐食の恐れのある箇所点検業務（公共）.....	115
別紙 8-B 腐食の恐れのある箇所点検業務（農排）.....	118
別紙 9-A 水管橋等点検業務（公共）.....	119
別紙 9-B 水管橋等点検業務（農排）.....	120
別紙 10-A 調査業務（公共）.....	121
別紙 10-B 調査業務（農排）.....	122
別紙 11-A 除草及び剪定業務（公共）.....	123
別紙 11-B 除草業務（農排）.....	125
【別紙 12】 災害時維持修繕協定（案）.....	127
【別紙 13】 提出書類.....	132
【別紙 14】 責任者の名称と資格.....	134
【別紙 15】 準備資機材.....	135
【別紙 16】 貸与資料等リスト.....	136
【別紙 17】 参考図書.....	137
【別紙 18】 安全対策及び衛生管理.....	139
【別紙 19】 流入水の条件.....	145
【別紙 20】 放流水質に係る基準.....	147
【別紙 21】 汚泥性状に係る基準.....	150

【別紙 2 2】ユーティリティ費.....	153
【別紙 2 3】リスク分担.....	155

【別紙 1】業務概要

業務期間を通じて発注者が受注者に委託する業務は、「令和 9・10・11 年度下水道施設包括的維持管理業務委託（長期継続）」及び「災害時維持修繕協定」とする。

本委託に基づくそれぞれの業務概要を下記に示す。また、補足事項については【別紙 6】から【別紙 12】に示すとおりとする。

1 令和 9・10・11 年度下水道施設包括的維持管理業務委託（長期継続）

（1）履行期間：令和 9 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで（3 年間）

（2）対象施設：以下のとおりとする。

1) 公共下水道施設

ア 甲賀市土山オー・デュ・ブール	甲賀市土山町大野 5 5 7 4 番地
イ 甲賀市信楽水再生センター	甲賀市信楽町黄瀬 4 5 0 番地 1
ウ 山 1 ポンプ	甲賀市水口町山地先
エ マンホールポンプ（公共）170 か所	【別図 2】参照
（山 1 ポンプ（甲賀市甲賀市水口町山地内）は、ポンプ場として取り扱う。）	
オ ユニットポンプ（公共）26 か所	【別図 2】参照
カ 管路施設（公共）約 645 km ^{※1}	

2) 農業集落排水処理施設

ア 和野嶺峨地区農業集落排水処理施設	甲賀市水口町嶺峨 3 0 1 1 番地 1
イ 八田春日地区農業集落排水処理施設	甲賀市水口町春日 2 0 1 2 番地 3
ウ 中畑地区農業集落排水処理施設	甲賀市水口町中畑 1 2 0 3 番地
エ 大河原地区農業集落排水処理施設	甲賀市土山町大河原 1 2 9 0 番地
オ 鮎河地区農業集落排水処理施設	甲賀市土山町鮎河 3 1 4 1 番地
カ 山女原地区農業集落排水処理施設	甲賀市土山町山女原 7 4 1 番地 1
キ 山内地区農業集落排水処理施設	甲賀市土山町猪鼻 4 1 7 番地
ク 大沢地区農業集落排水処理施設	甲賀市土山町大澤 5 5 2 番地
ケ 高嶺地区農業集落家庭排水処理施設	甲賀市甲賀町高嶺 7 1 1 番地
コ 櫛野地区農業集落家庭排水処理施設	甲賀市甲賀町櫛野 2 1 0 3 番地 2
サ 岩室地区農業集落家庭排水処理施設	甲賀市甲賀町岩室 2 2 2 2 番地
シ 神保隠岐地区農業集落家庭排水処理施設	甲賀市甲賀町隠岐 2 8 4 9 番地
ス 和田地区農業集落家庭排水処理施設	甲賀市甲賀町和田 1 2 4 6 番地
セ 五反田地区農業集落家庭排水処理施設	甲賀市甲賀町五反田 1 2 0 5 番地 7
ソ 小佐治地区農業集落家庭排水処理施設	甲賀市甲賀町小佐治 4 1 4 3 番地 2
タ 唐戸川地区農業集落家庭排水処理施設	甲賀市甲賀町神 3 0 1 番地
チ 稗谷地区農業集落排水処理施設	甲賀市甲南町稗谷 2 8 8 4 番地 6
ツ 磯尾地区農業集落排水処理施設	甲賀市甲南町竜法師 1 9 7 3 番地 2

テ 宮町地区農業集落排水処理施設	甲賀市信楽町宮町 1 3 4 7 番地 2
ト 畑水と土循環施設	甲賀市信楽町畑 9 4 番地 1
ナ 朝宮地区農業集落排水処理施設	甲賀市信楽町宮尻 1 1 8 5 番地
ニ マンホールポンプ（農排） 9 5 か所	【別図 3】
ヌ 真空下水道施設（農排） 3 か所	【別図 4】
ネ 管路施設（農排）約 1 3 4 k m	

（３）業務範囲 ：以下のとおりとする。

1) 処理場等維持管理業務

- ア 統括管理業務
- イ 処理場維持管理業務（公共、農排）
- ウ ポンプ場保守点検業務（公共）
- エ マンホールポンプ保守点検業務（公共、農排）
- オ 真空下水道施設保守点検業務（農排）
- カ 電気保安管理業務（公共）
- キ 消防設備点検業務（公共）
- ク 水質及び汚泥分析業務（公共）
- ケ 水質検査業務（公共、農排）
- コ 緊急対応業務（公共、農排）
- サ 修繕業務（公共、農排）
- シ 除草及び剪定業務（公共、農排）

2) 管路施設等維持管理業務

- ア 腐食の恐れのある箇所点検業務（公共、農排）
- イ 水管橋等点検業務（公共、農排）
- ウ 調査業務（公共、農排）

（４）業務内容 ：以下のとおりとする。

1) 処理場等維持管理業務

【別紙 7】（処理場等維持管理業務の内容）及び【別紙 1 1】（除草及び剪定業務）の
とおりとする。

(2) 管路施設等維持管理業務

【別紙 8】（腐食の恐れのある箇所点検業務の内容）及び【別紙 9】（水管橋等点検業務の内容）、【別紙 1 0】（調査業務）の
とおりとする。

※ 1 神保隠岐地区は契約期間中に公共下水道区域に変更する可能性がある。

2 災害時維持修繕協定

- (1) 協定期間 : 令和9年4月1日から令和12年3月31日まで(3年間)
- (2) 対象施設 : 本委託に関するすべての施設とする。
- (3) 業務範囲 : 協定内容について、本件契約締結後【別紙12】(災害時維持修繕協定(案))に示す内容をもとに、発注者と受注者で協議の上作成する。
- (4) 業務内容 : 以下のとおりとする。
 - ア 被災状況の把握及び被災内容の調査
 - イ 二次災害防止等緊急措置及び応急復旧対応
 - ウ その他両者協議により定めるもの

【別紙２】用語集

- (1) 「要求水準」とは、契約締結により発注者及び受注者が合意した、発注者が受注者に要求する本業務における業務の水準をいい、その内容は要求水準書に定める。
- (2) 「業務」とは、契約書に基づき、受注者が発注者に提供する統括管理、本件施設の運転管理及び保全管理並びに維持管理、その他必要となる各業務をいう。
- (3) 「保守点検」とは、処理場、ポンプ場、マンホールポンプ、真空下水道施設の各施設において、機能維持のために定期的に目視・聴覚や測定装置等により異常の有無等の状態を確認するとともに、消耗品の確認・補充・交換を行う活動をいう。
- (4) 「調査」とは、本件施設における調査のことであり、健全度の評価や予測のために、目視・聴覚等や測定装置により定量的に劣化の実態や動向を明確にするとともに、原因を検討する活動をいう。
- (5) 「修繕」とは、老朽化した設備又は故障若しくは損傷した施設を対象として、所定の耐用年数内において機能を維持させるため、劣化した部位・部材又は機器の性能・機能を原状（初期の水準）又は実用上支障のない状態まで回復させること。なお、「下水道長寿命化支援制度」に基づく国の交付金を活用して実施する修繕は含まない。
- (6) 「性能発注」とは、受注者が施設を適切に運転し、放流水質、処理水量や設備の状態等、一定の性能（パフォーマンス）を発揮することができるのであれば、施設の運転及び保全方式の詳細等については受注者の自由裁量に任せる発注方式をいう。
- (7) 「モニタリング」とは、受注者が適切な事業実施計画書及び業務実施計画書を策定していることを確認した上で、これらの計画で定められた運転管理及び保全管理の手順・方法・頻度等のプロセスの履行状況を確認する活動をいう。
- (8) 「評価」とは、要求水準に対し、運転管理プロセスや保全管理プロセス等によって得られた成果を評価する活動をいう。
- (9) 「業務履行計画書」とは、受注者が契約書や要求水準書等の契約図書で定める事項を遵守するために、業務実施方針、業務実施体制、運転管理基準、保全管理基準、維持管理基準等をまとめたものをいう。
- (10) 「業務実施計画書」とは、受注者が行う本件各業務に対する実施計画を示したものをいう。
- (11) 「運転管理計画」とは、水質、エネルギー、ユーティリティの調達に関わる管理計画を定めたものをいう。
- (12) 「保全管理計画」とは、保守点検、修繕に関わる管理計画を定めたものをいう。
- (13) 「維持管理計画」とは、維持管理の内容を具体化するものとして、履行期間に実施する具体的な本件施設の維持管理の内容を定めたものをいう。

(14)「セルフモニタリング」とは、本業務の履行状況を自ら確認することをいう。また、本件施設に求める要求水準を満足しているかどうかを、主に運転面（処理能力、放流水質等）、保全面（劣化状況等）で確認することをいう。

(15)「健全度」とは、評価する対象物が有する機能、状態の健全さを示す指標をいう。

【別紙３】遵守法令等

受注者は、本業務の実施にあたり、本節に示す関連法令等及び要綱・各種基準値等を遵守すること。

1 関連法令等

- (1) 下水道法（昭和３３年法律第７９号）
- (2) 浄化槽法（昭和５８年法律第４３号）
- (3) 水質汚濁防止法（昭和４５年法律第１３８号）
- (4) 都市計画法（昭和４３年法律第１００号）
- (5) 建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）
- (6) 消防法（昭和２３年法律第１８６号）
- (7) 水道法（昭和３２年法律第１７７号）
- (8) 河川法（昭和３９年法律第１６７号）
- (9) 湖沼水質保全特別措置法（昭和５９年法律第６１号）
- (10) 道路法（昭和２７年法律第１８０号）
- (11) 道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）
- (12) 電気事業法（昭和３９年法律第１７０号）
- (13) 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成９年通商産業省令第５２号）
- (14) 電気用品安全法（昭和３６年法律第２３４号）
- (15) 電気通信事業法（昭和５９年法律第８６号）
- (16) 電気工事士法（昭和３５年法律第１３９号）
- (17) 公害対策基本法（昭和４２年法律第１３２号）
- (18) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）
- (19) 土壌汚染対策法（平成１４年法律第５３号）
- (20) 毒物及び劇物取締法（昭和２５年法律第３０３号）
- (21) 悪臭防止法（昭和４６年法律第９１号）
- (22) 水循環基本法（平成２６年法律第１６号）
- (23) 大気汚染防止法（昭和４３年法律第９７号）
- (24) ダイオキシン類対策特別措置法（平成１１年法律第１０５号）
- (25) 騒音規制法（昭和４３年法律第９８号）
- (26) 振動規制法（昭和５１年法律第６４号）
- (27) 労働基準法（昭和２２年法律第４９号）
- (28) 労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）
- (29) 労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）
- (30) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和６０年法律第８８号）

- (31) 緊急失業対策法（昭和 24 年法律第 89 号）
- (32) 中小企業退職金共済法（昭和 34 年法律第 160 号）
- (33) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）
- (34) 計量法（平成 4 年法律第 51 号）
- (35) 製造物責任法（平成 6 年法律第 85 号）
- (36) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）
- (37) 資源の有効な利用の促進に関する法律（リサイクル法）（平成 3 年法律第 48 号）
- (38) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）（昭和 54 年法律第 49 号）
- (39) 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）
- (40) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）
- (41) 高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）
- (42) 酸素欠乏症等防止規則（昭和 47 年法律第 42 号）
- (43) 滋賀県公害防止条例（昭和 47 年滋賀県条例第 57 号）
- (44) 甲賀市環境基本条例（平成 18 年条例第 33 号）
- (45) 甲賀市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 16 年条例第 79 号）
- (46) 甲賀市の風景を守り育てる条例（平成 16 年条例第 81 号）
- (47) その他関連法令等

2 要綱・各種基準等

- (1) 下水試験方法（公益社団法人日本下水道協会）
- (2) 下水道維持管理指針（公益社団法人日本下水道協会）
- (3) 農業集落排水施設設計指針（一般社団法人地域環境資源センター）
- (4) J A R U S 型維持管理マニュアル（一般社団法人地域環境資源センター）
- (5) 滋賀県浄化槽取扱要綱（公益社団法人滋賀県生活環境事業協会）
- (6) 内線規程（日本電気技術規格委員会）
- (7) 電力会社供給規定（届出電気通信事業者）
- (8) 自家用電気工作物保安規程（甲賀市）
- (9) 農業集落排水処理施設維持管理説明書（甲賀市）
- (10) 真空式下水道収集システム 技術マニュアル（財団法人下水道新技術推進機構）
- (11) その他関連要綱・各種基準等

【別紙４】対象施設（公共）

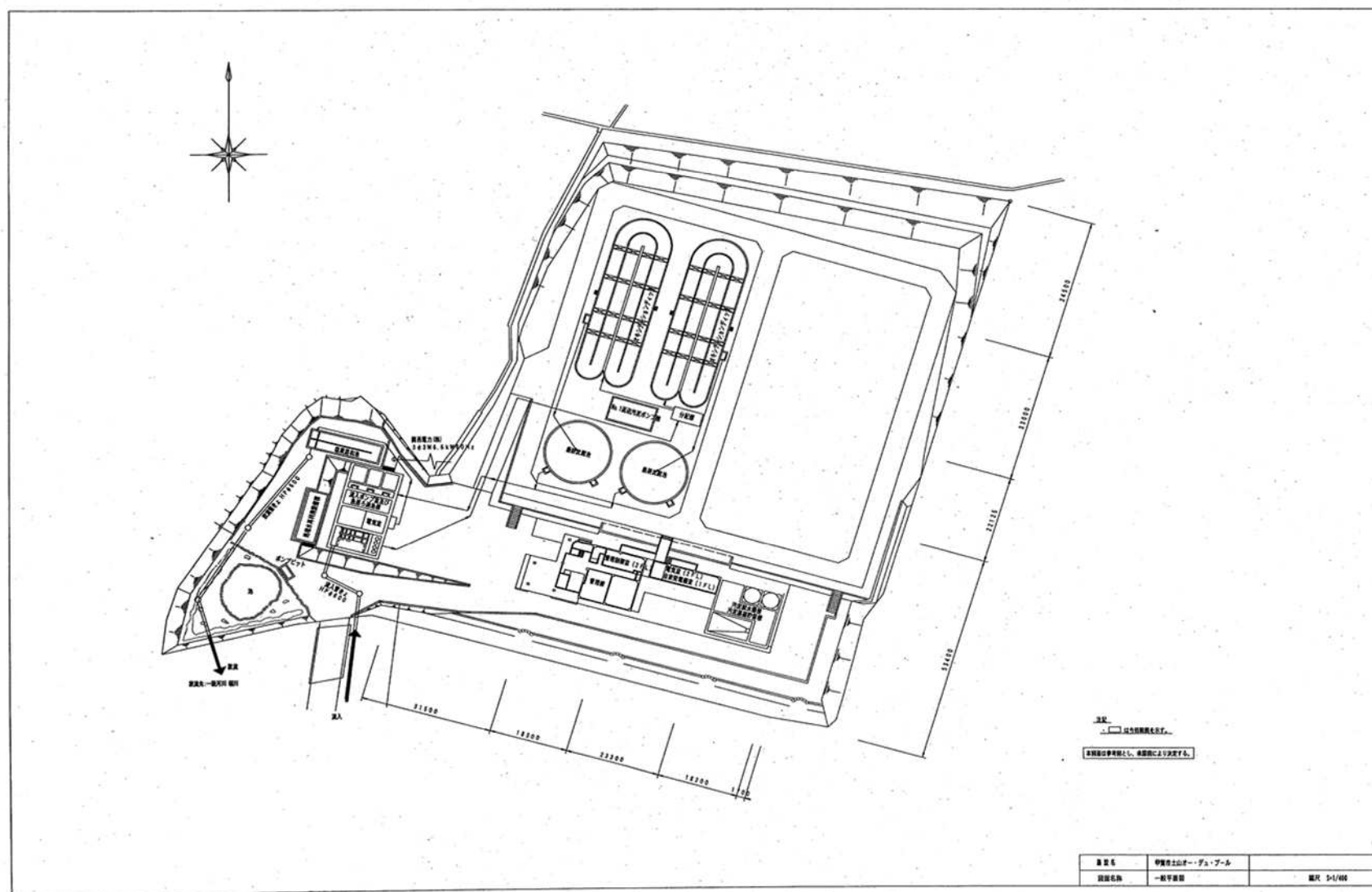
履行期間を通じて発注者が受注者に委託する公共下水道施設に係る対象施設及び概要は以下のとおりである。

種別	対象施設	概要の表記場所
公共下水道施設	甲賀市土山オー・デュ・ブール	別紙４－Ａ－１
	甲賀市信楽水再生センター	別紙４－Ａ－２
	山１ポンプ	別紙４－Ｂ
	マンホールポンプ（公共）１７０か所	別紙４－Ｃ
	ユニットポンプ（公共）２６か所	
	全１９６か所	
	管路施設（公共）約６４５km	別紙４－Ｄ

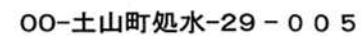
別紙４－Ａ－１ 甲賀市土山オー・デュ・ブル

- (1) 事業名 : 甲賀市公共下水道事業（土山処理区）
- (2) 処理区域 : 土山処理区
- (3) 所在地 : 甲賀市土山町大野 5574 番地
- (4) 排除方式 : 分流式
- (5) 供用開始日 : 平成 9 年 3 月 31 日
- (6) 水処理方式 : オキシデーションディッチ法及び急速ろ過方式
- (7) 汚泥処理方式 : 脱水→場外搬出（甲賀広域行政組合衛生センターまで搬送）
- (8) 現況処理能力 : 日最大 2,840 m³/日
- (9) 流入水量 : 日平均 2,825 m³/日（令和 6・7 年度実績平均）
- (10) 放流先 : 稲川→野洲川→琵琶湖
- (11) 計画放流水質 : pH 6.0～8.5、SS 6 mg/L、BOD 10 mg/L、COD 10 mg/L、T-N 15 mg/L、
T-P 0.5 mg/L、大腸菌数 800 CFU/mL
- (12) 主要設備 : 次々ページのフローシート参照
- (13) 施設外観





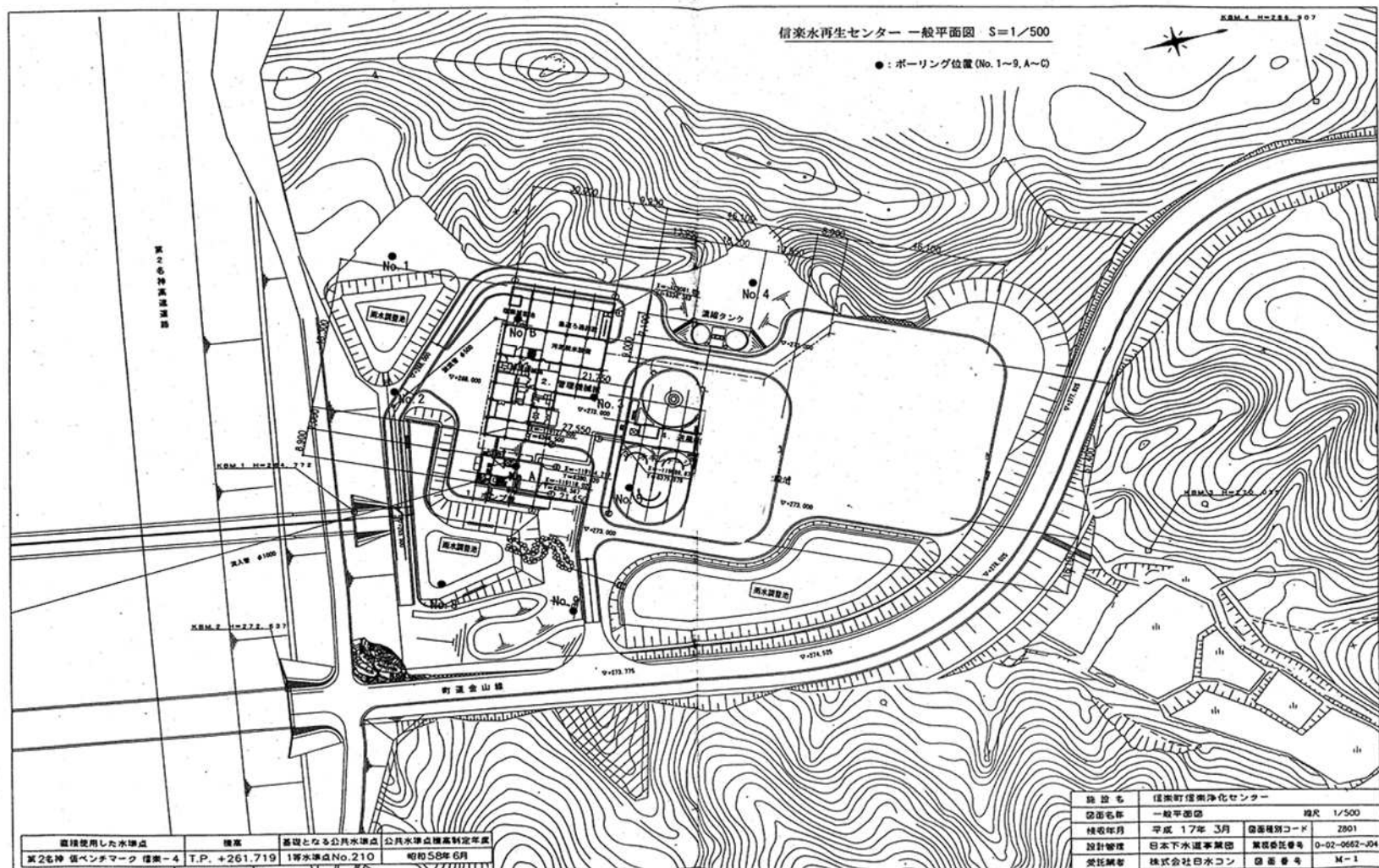


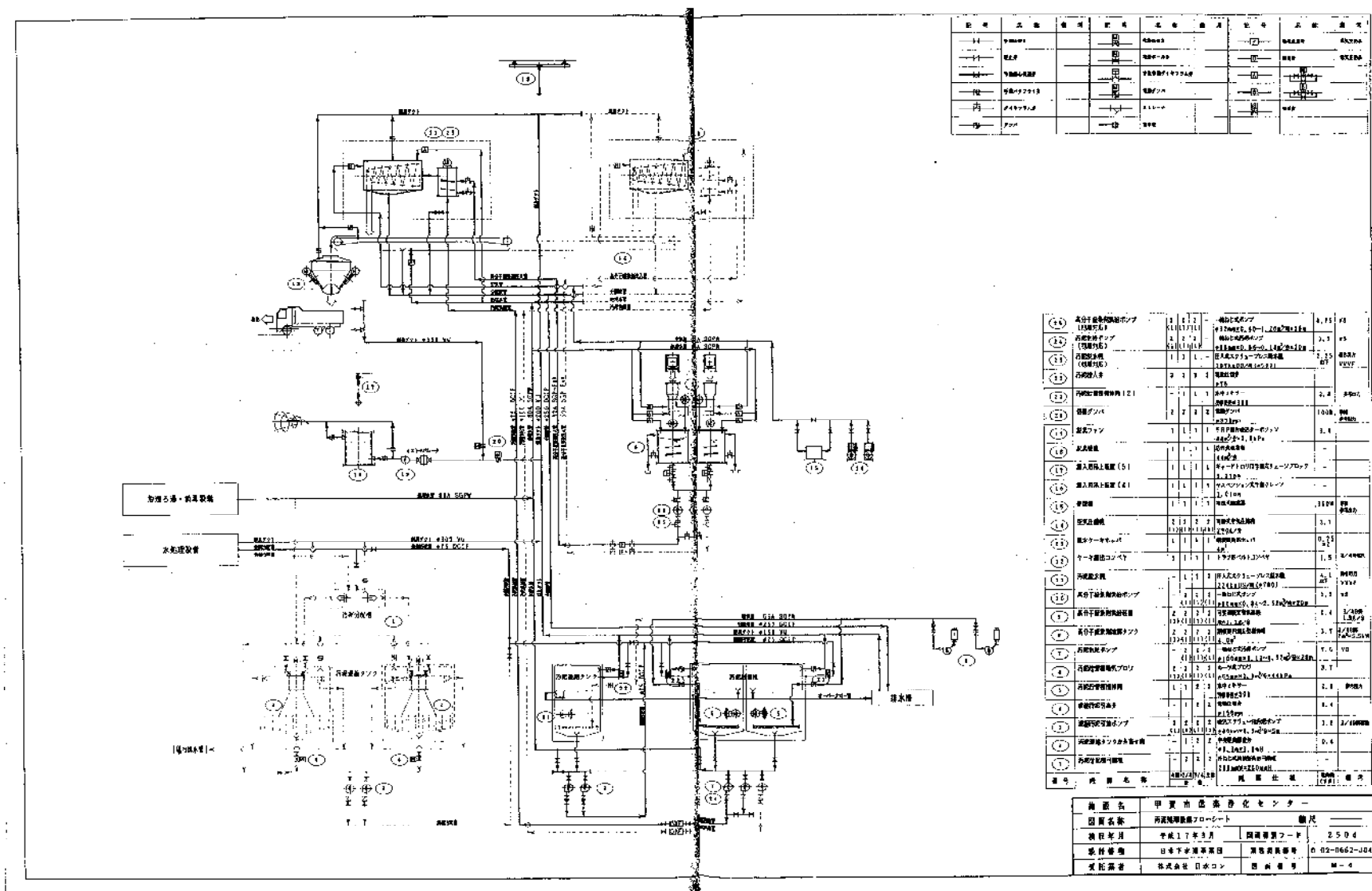


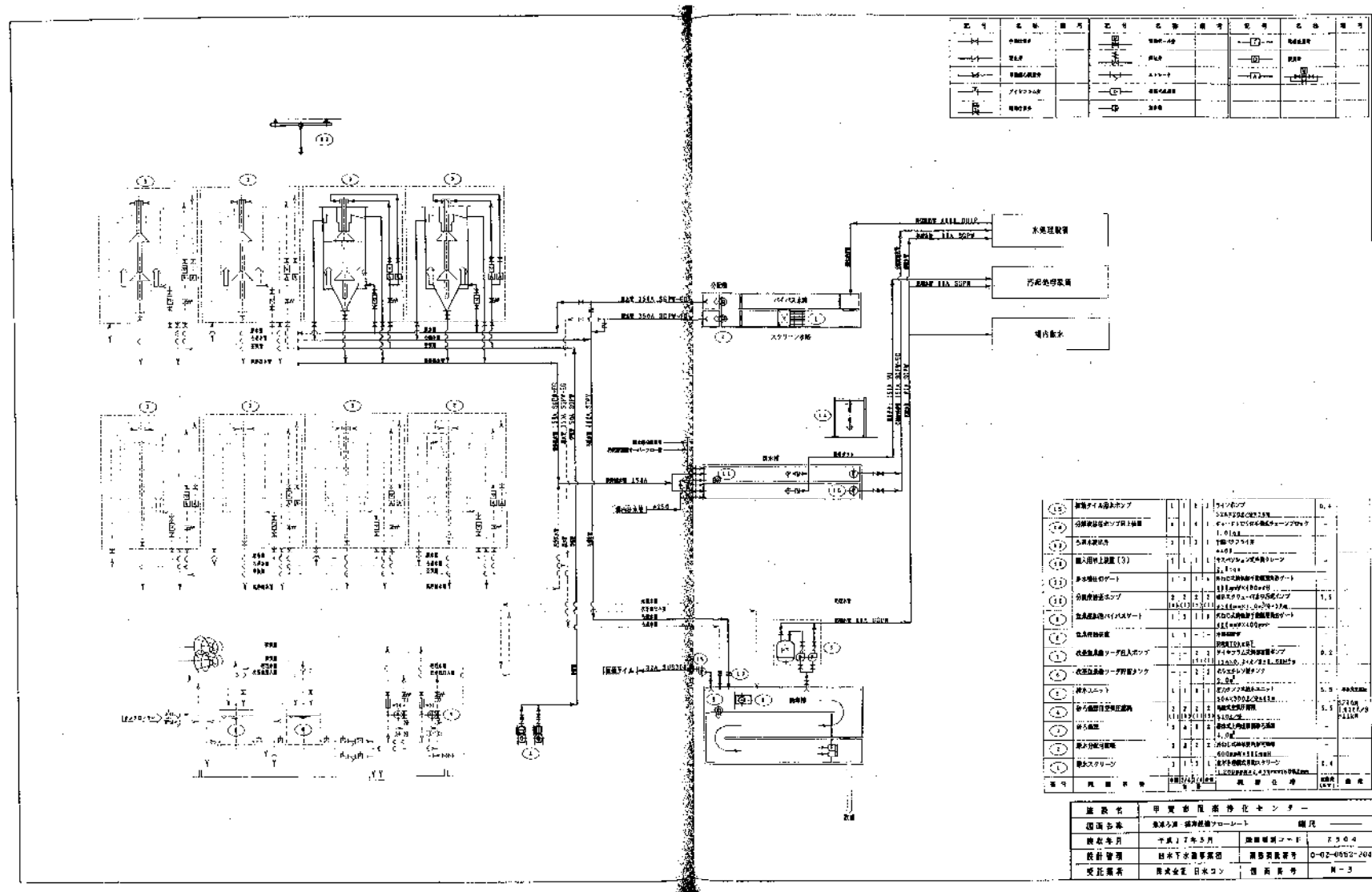
別紙４－Ａ－２ 甲賀市信楽水再生センター

- (1) 事業名 : 甲賀市(信楽町)公共下水道事業
- (2) 処理区域 : 信楽処理区
- (3) 所在地 : 甲賀市信楽町黄瀬 450 番地 1
- (4) 排除方式 : 分流式
- (5) 供用開始日 : 平成 20 年 3 月 31 日
- (6) 水処理方式 : オキシデーションディッチ法及び急速ろ過方式
- (7) 汚泥処理方式 : 脱水→場外搬出 (甲賀広域行政組合衛生センターまで搬送)
- (8) 現況処理能力 : 日最大 2,150 m³/日
- (9) 流入水量 : 日平均 569 m³/日 (令和 6・7 年度実績平均)
- (10) 放流先 : 大戸川→瀬田川→宇治川→淀川
- (11) 計画放流水質 : pH 6.0～8.5、SS 6 mg/L、BOD 10 mg/L、COD 10 mg/L、T-N 15 mg/L、
T-P 0.5 mg/L、大腸菌数 800 CFU/mL
- (12) 主要設備 : 次々ページのフローシート参照
- (13) 施設外観









別紙４－Ｂ 山１ポンプ

- (1) 事業名 : 琵琶湖流域下水道（湖南中部処理区）関連甲賀市公共下水道事業
- (2) 処理区域 : 湖南中部処理区
- (3) 所在地 : 甲賀市水口町山地内
- (4) 排除方式 : 分流式
- (5) 供用開始日 : ２０１２年３月
- (6) 設備内容及び数量 :
- | | | | | | |
|---|-----------|------------|----|------|-----------|
| ア | 汚水ポンプ | ２００ＤＳＭＦ６５５ | ２台 | メーカー | ㈱荏原製作所 |
| イ | 空気注入装置 | ＰＯ－５．５ＭＡ５ | ２台 | メーカー | ㈱日立産機システム |
| ウ | 制御操作盤 | | １式 | メーカー | ㈱荏原電産 |
| エ | 汚水ポンプ（予備） | ２００ＤＳＭＦ６５５ | １台 | メーカー | ㈱荏原製作所 |
- (土山オー・デュ・ブール保管)
- (7) 主要設備 : 口径φ200mm×２台、吐出量 4.530m³/min、出力 55kw、全揚程 39.0m
- (8) 施設外観



別紙４－Ｃ マンホールポンプ（公共）、ユニットポンプ（公共）

No.	マンホールポンプ名称	区分	地区	台数
1	秋葉 1 ポンプ	市（マンホールポンプ）	水口	2
2	秋葉 2 ポンプ	市（マンホールポンプ）	水口	2
3	秋葉 3 ポンプ	市（マンホールポンプ）	水口	2
4	泉 1 ポンプ	市（マンホールポンプ）	水口	2
5	泉 2 ポンプ	市（マンホールポンプ）	水口	2
6	今郷 1 ポンプ	市（マンホールポンプ）	水口	2
7	今郷 2 ポンプ	市（マンホールポンプ）	水口	2
8	今郷 3 ポンプ	市（マンホールポンプ）	水口	2
9	今郷 4 ポンプ	市（マンホールポンプ）	水口	2
10	植ポンプ	市（マンホールポンプ）	水口	2
11	宇川ポンプ	市（マンホールポンプ）	水口	2
12	梅の木ポンプ	市（マンホールポンプ）	水口	2
13	柏貴ポンプ	市（マンホールポンプ）	水口	3
14	北脇交差点ポンプ	市（マンホールポンプ）	水口	2
15	貴生川 1 ポンプ	市（マンホールポンプ）	水口	2
16	貴生川 2 ポンプ	市（マンホールポンプ）	水口	2
17	貴生川 3 ポンプ	市（マンホールポンプ）	水口	2
18	貴生川 4 ポンプ	市（マンホールポンプ）	水口	2
19	貴生川 1 ポンプ（農）	市（マンホールポンプ）	水口	2
20	貴生川 2 ポンプ（農）	市（マンホールポンプ）	水口	2
21	貴生川 3 ポンプ（農）	市（マンホールポンプ）	水口	2
22	貴生川 4 ポンプ（農）	市（マンホールポンプ）	水口	2
23	貴生川 5 ポンプ（農）	市（マンホールポンプ）	水口	2
24	貴生川 6 ポンプ（農）	市（マンホールポンプ）	水口	2
25	古城が丘 1 号ポンプ	市（マンホールポンプ）	水口	2
26	古城が丘 2 号ポンプ	市（マンホールポンプ）	水口	2
27	古城が丘 3 号ポンプ	市（マンホールポンプ）	水口	2
28	桜ヶ丘 1 ポンプ	市（マンホールポンプ）	水口	2
29	桜ヶ丘 2 ポンプ	市（マンホールポンプ）	水口	2
30	桜ヶ丘 3 ポンプ	市（マンホールポンプ）	水口	2
31	桜ヶ丘 4 ポンプ	市（マンホールポンプ）	水口	2
32	酒人ポンプ	市（マンホールポンプ）	水口	2
33	三本柳ポンプ	市（マンホールポンプ）	水口	2
34	下山 1 ポンプ	市（マンホールポンプ）	水口	2
35	下山 2 ポンプ	市（マンホールポンプ）	水口	2
36	下山 3 ポンプ	市（マンホールポンプ）	水口	2
37	下山 4 ポンプ	市（マンホールポンプ）	水口	2
38	下山 5 ポンプ	市（マンホールポンプ）	水口	2
39	新城 1 ポンプ	市（マンホールポンプ）	水口	2
40	新城 2 ポンプ	市（マンホールポンプ）	水口	2
41	新城 3 ポンプ	市（マンホールポンプ）	水口	2
42	新町ポンプ	市（マンホールポンプ）	水口	2
43	第 3 水口台ポンプ	市（マンホールポンプ）	水口	2
44	第 4 水口台ポンプ	市（マンホールポンプ）	水口	2
45	滝谷川橋ポンプ	市（マンホールポンプ）	水口	2
46	つつじが丘ポンプ	市（マンホールポンプ）	水口	2
47	名坂ポンプ	市（マンホールポンプ）	水口	2
48	飯道寺 1 ポンプ	市（マンホールポンプ）	水口	2

※未使用（空き家）

※未使用（汲み取り）

No.	マンホールポンプ名称	区分	地区	台数
49	飯道寺 2 ポンプ	市（マンホールポンプ）	水口	2
50	飯道寺 3 ポンプ	市（マンホールポンプ）	水口	2
51	飯道寺 4 ポンプ	市（マンホールポンプ）	水口	2
52	飯道寺 5 ポンプ	市（マンホールポンプ）	水口	2
53	飯道寺 6 ポンプ	市（マンホールポンプ）	水口	2
54	飯道寺 7 ポンプ	市（マンホールポンプ）	水口	2
55	飯道寺 8 ポンプ	市（マンホールポンプ）	水口	2
56	伴中山 1 ポンプ	市（マンホールポンプ）	水口	3
57	伴中山 2 ポンプ	市（マンホールポンプ）	水口	2
58	伴中山 3 ポンプ	市（マンホールポンプ）	水口	2
59	伴中山 4 ポンプ	市（マンホールポンプ）	水口	2
60	伴中山 5 ポンプ	市（マンホールポンプ）	水口	2
61	広野台東ポンプ	市（マンホールポンプ）	水口	2
62	広野台西ポンプ	市（マンホールポンプ）	水口	2
63	松尾 2 ポンプ	市（マンホールポンプ）	水口	2
64	松尾団地ポンプ	市（マンホールポンプ）	水口	2
65	水口中学校ポンプ	市（マンホールポンプ）	水口	2
66	虫生野ポンプ	市（マンホールポンプ）	水口	2
67	本綾野ポンプ	市（マンホールポンプ）	水口	2
68	元町 1 号ポンプ	市（マンホールポンプ）	水口	2
69	元町 2 号ポンプ	市（マンホールポンプ）	水口	2
70	元町 3 号ポンプ	市（マンホールポンプ）	水口	2
71	山ポンプ 2	市（マンホールポンプ）	水口	2
72	山ポンプ 3	市（マンホールポンプ）	水口	2
73	山ポンプ 4	市（マンホールポンプ）	水口	2
74	青木邸ユニットポンプ	市（ユニット）	水口	2
75	宇田地区ユニットポンプ	市（ユニット）	水口	2
76	佐土神社ポンプ	市（ユニット）	水口	2
77	伴邸ユニットポンプ	市（ユニット）	水口	2
78	松尾 1 ユニットポンプ	市（ユニット）	水口	2
79	山セブンイレブンポンプ	市（ユニット）	水口	2
80	青尻橋ポンプ	市（マンホールポンプ）	甲賀	2
81	青野橋ポンプ	市（マンホールポンプ）	甲賀	2
82	油日長野ポンプ	市（マンホールポンプ）	甲賀	2
83	上野常法前ポンプ	市（マンホールポンプ）	甲賀	2
84	上野中川ポンプ	市（マンホールポンプ）	甲賀	2
85	大原市場ポンプ	市（マンホールポンプ）	甲賀	2
86	大平ポンプ	市（マンホールポンプ）	甲賀	2
87	大久保上河原ポンプ	市（マンホールポンプ）	甲賀	2
88	落合橋ポンプ	市（マンホールポンプ）	甲賀	3
89	神堀口ポンプ	市（マンホールポンプ）	甲賀	2
90	河合寺橋ポンプ	市（マンホールポンプ）	甲賀	2
91	行田橋ポンプ	市（マンホールポンプ）	甲賀	2
92	クリーンセンターポンプ	市（マンホールポンプ）	甲賀	2
93	甲賀工業団地 1 ポンプ	市（マンホールポンプ）	甲賀	2
94	甲賀工業団地 2 ポンプ	市（マンホールポンプ）	甲賀	2
95	甲賀西ポンプ	市（マンホールポンプ）	甲賀	2

No.	マンホールポンプ名称	区分	地区	台数
96	祭礼橋ポンプ	市（マンホールポンプ）	甲賀	2
97	桜橋ポンプ	市（マンホールポンプ）	甲賀	2
98	高間橋ポンプ	市（マンホールポンプ）	甲賀	2
99	高野ポンプ	市（マンホールポンプ）	甲賀	2
100	高野里ポンプ	市（マンホールポンプ）	甲賀	2
101	滝青木ポンプ	市（マンホールポンプ）	甲賀	2
102	滝片山ポンプ	市（マンホールポンプ）	甲賀	2
103	多喜橋ポンプ	市（マンホールポンプ）	甲賀	2
104	田堵野ポンプ	市（マンホールポンプ）	甲賀	2
105	大福寺橋ポンプ	市（マンホールポンプ）	甲賀	2
106	樋越橋ポンプ	市（マンホールポンプ）	甲賀	2
107	中の原橋ポンプ	市（マンホールポンプ）	甲賀	2
108	箱田ポンプ	市（マンホールポンプ）	甲賀	2
109	八王子前ポンプ	市（マンホールポンプ）	甲賀	2
110	深山橋ポンプ	市（マンホールポンプ）	甲賀	2
111	深山口ポンプ	市（マンホールポンプ）	甲賀	2
112	井上邸ユニットポンプ	市（ユニット）	甲賀	1
113	狗田邸ユニットポンプ	市（ユニット）	甲賀	2
114	尾川邸ユニットポンプ	市（ユニット）	甲賀	2
115	サミットスチールユニットポンプ	市（ユニット）	甲賀	2
116	ジョーニシユニットポンプ	市（ユニット）	甲賀	2
117	鳥居野コミセンユニットポンプ	市（ユニット）	甲賀	2
118	錦茶屋ユニットポンプ	市（ユニット）	甲賀	2
119	藤縄邸ユニットポンプ	市（ユニット）	甲賀	1
120	堀川化成ユニットポンプ	市（ユニット）	甲賀	2
121	池田団地ポンプ	市（マンホールポンプ）	甲南	2
122	池田ポンプ	市（マンホールポンプ）	甲南	2
123	大水戸橋ポンプ	市（マンホールポンプ）	甲南	2
124	希望ヶ丘1ポンプ	市（マンホールポンプ）	甲南	2
125	希望ヶ丘2ポンプ	市（マンホールポンプ）	甲南	2
126	耕心ポンプ	市（マンホールポンプ）	甲南	2
127	さつき団地ポンプ	市（マンホールポンプ）	甲南	2
128	里出ポンプ	市（マンホールポンプ）	甲南	2
129	里祭橋ポンプ	市（マンホールポンプ）	甲南	2
130	新治ポンプ	市（マンホールポンプ）	甲南	2
131	寺庄ポンプ	市（マンホールポンプ）	甲南	2
132	野尻ポンプ	市（マンホールポンプ）	甲南	2
133	野田ポンプ	市（マンホールポンプ）	甲南	2
134	野田橋ポンプ	市（マンホールポンプ）	甲南	2
135	宝木ポンプ	市（マンホールポンプ）	甲南	2
136	南出ポンプ	市（マンホールポンプ）	甲南	2
137	宮1ポンプ	市（マンホールポンプ）	甲南	2
138	宮2ポンプ	市（マンホールポンプ）	甲南	2
139	宮3ポンプ	市（マンホールポンプ）	甲南	2
140	宮4ポンプ	市（マンホールポンプ）	甲南	2
141	宮5ポンプ	市（マンホールポンプ）	甲南	2
142	宮6ポンプ	市（マンホールポンプ）	甲南	2

※未使用（浄化槽）

No.	マンホールポンプ名称	区分	地区	台数
143	宮7ポンプ	市（マンホールポンプ）	甲南	2
144	宮8ポンプ	市（マンホールポンプ）	甲南	2
145	竜法師ポンプ	市（マンホールポンプ）	甲南	2
146	杉谷ユニットポンプ	市（ユニット）	甲南	2
147	西願寺ユニットポンプ	市（ユニット）	甲南	2
148	南土山ポンプ場	市（マンホールポンプ）	土山	2
149	青土（青瀬橋）ポンプ	市（マンホールポンプ）	土山	2
150	大野（末田真中）ポンプ	市（マンホールポンプ）	土山	2
151	大野（末田集落）ポンプ	市（マンホールポンプ）	土山	2
152	大野（末田峠）ポンプ	市（マンホールポンプ）	土山	2
153	大野（今宿）ポンプ	市（マンホールポンプ）	土山	2
154	大野（片山）ポンプ	市（マンホールポンプ）	土山	2
155	大野（里）ポンプ	市（マンホールポンプ）	土山	2
156	大野（花枝神社）ポンプ	市（マンホールポンプ）	土山	2
157	大野（JAカントリー）ポンプ	市（マンホールポンプ）	土山	2
158	香野団地	市（マンホールポンプ）	土山	2
159	北土山（県信前）ポンプ	市（マンホールポンプ）	土山	2
160	北土山（関電変電所前）ポンプ	市（マンホールポンプ）	土山	2
161	北土山（学園橋）ポンプ	市（マンホールポンプ）	土山	2
162	北土山（滋賀銀行前）ポンプ	市（マンホールポンプ）	土山	2
163	北土山（柳橋）ポンプ	市（マンホールポンプ）	土山	2
164	北土山（ジェイドルフ）ポンプ	市（マンホールポンプ）	土山	2
165	北土山（緑ヶ丘団地）ポンプ	市（マンホールポンプ）	土山	2
166	北土山（道の駅前）ポンプ	市（マンホールポンプ）	土山	2
167	瀬ノ音（西瀬音）ポンプ	市（マンホールポンプ）	土山	2
168	瀬ノ音（東瀬音）ポンプ	市（マンホールポンプ）	土山	2
169	徳原ポンプ	市（マンホールポンプ）	土山	2
170	頼宮ポンプ	市（マンホールポンプ）	土山	2
171	野上野ポンプ	市（マンホールポンプ）	土山	2
172	平子ポンプ	市（マンホールポンプ）	土山	2
173	前野（平田自工前）ポンプ	市（マンホールポンプ）	土山	2
174	前野（瀧樹神社）ポンプ	市（マンホールポンプ）	土山	2
175	南土山（五洋電気前）ポンプ	市（マンホールポンプ）	土山	2
176	南土山（白川神社前）ポンプ	市（マンホールポンプ）	土山	2
177	南土山（海道橋）ポンプ	市（マンホールポンプ）	土山	2
178	イワキユニットポンプ	市（ユニット）	土山	2
179	沢邸ユニットポンプ	市（ユニット）	土山	2
180	谷邸ユニットポンプ（北土山）	市（ユニット）	土山	2
181	谷邸ユニットポンプ（南土山）	市（ユニット）	土山	2
182	中谷邸ユニットポンプ	市（ユニット）	土山	2
183	中川邸ユニットポンプ	市（ユニット）	土山	2
184	畑新町草の根ハウスユニットポンプ	市（ユニット）	土山	2
185	黄瀬ポンプ	市（マンホールポンプ）	信楽	2
186	勅旨1ポンプ	市（マンホールポンプ）	信楽	2
187	勅旨2ポンプ	市（マンホールポンプ）	信楽	2
188	勅旨3ポンプ	市（マンホールポンプ）	信楽	2
189	勅旨4ポンプ	市（マンホールポンプ）	信楽	2

※未使用（汲み取り）

※未使用（汲み取り）

No.	マンホールポンプ名称	区分	地区	台数
190	勅旨 5 ポンプ	市（マンホールポンプ）	信楽	2
191	長野 1 ポンプ	市（マンホールポンプ）	信楽	2
192	長野 2 ポンプ	市（マンホールポンプ）	信楽	2
193	牧 1 ポンプ	市（マンホールポンプ）	信楽	2
194	牧 2 ポンプ	市（マンホールポンプ）	信楽	2
195	西邸ユニットポンプ	市（ユニット）	信楽	2
196	日雲神社ユニットポンプ	市（ユニット）	信楽	2
合計	196	か所		

※ 当該マンホールポンプの位置については、別冊の施設情報報告書に示す。

別紙 4－D 管路施設（公共）

・対象施設延長 約 6 4 5 k m

（内訳）

ア	琵琶湖流域下水道（湖南中部処理区）関連甲賀市公共下水道事業	525, 588 m
イ	甲賀市公共下水道事業（土山処理区）	77, 372 m
ウ	甲賀市(信楽町)公共下水道事業	42, 801 m

【別紙 5】対象施設（農排）

履行期間を通じて発注者が受注者に委託する農業集落排水処理施設に係る対象施設は以下のとおりである。

種別	対象施設	概要の表記場所
農業集落排水処理施設	和野嶺峨地区農業集落排水処理施設	別紙 5－A－1
	八田春日地区農業集落排水処理施設	別紙 5－A－2
	中畑地区農業集落排水処理施設	別紙 5－A－3
	大河原地区農業集落排水処理施設	別紙 5－B－1
	鮎河地区農業集落排水処理施設	別紙 5－B－2
	山女原地区農業集落排水処理施設	別紙 5－B－3
	山内地区農業集落排水処理施設	別紙 5－B－4
	大沢地区農業集落排水処理施設	別紙 5－B－5
	高嶺地区農業集落家庭排水処理施設	別紙 5－C－1
	櫟野地区農業集落家庭排水処理施設	別紙 5－C－2
	岩室地区農業集落家庭排水処理施設	別紙 5－C－3
	神保隠岐地区農業集落排水処理施設	別紙 5－C－4
	和田地区農業集落排水処理施設	別紙 5－C－5
	五反田地区農業集落排水処理施設	別紙 5－C－6
	小佐治地区農業集落排水処理施設	別紙 5－C－7
	唐戸川農業集落排水処理施設	別紙 5－C－8
	稗谷地区農業集落排水処理施設	別紙 5－D－1
	磯尾地区農業集落排水処理施設	別紙 5－D－2
	宮町地区農業集落排水処理施設	別紙 5－E－1
	畑水と土循環施設	別紙 5－E－2
	朝宮地区農業集落排水処理施設	別紙 5－E－3
	マンホールポンプ（農排） 9 5 か所	別紙 5－F
	真空下水道施設（農排） 3 か所	別紙 5－G
	管路施設（農排）約 1 3 4 k m	別紙 5－H

別紙 5-A-1 和野嶼地区農業集落排水処理施設

- (1) 事業名 : 農業集落排水事業
 (2) 処理区域 : 和野、嶼
 (3) 所在地 : 甲賀市水口町嶼 3011 番地 1
 (4) 排除方式 : 分流式
 (5) 供用開始日 : 平成 3 年 11 月 1 日
 (6) 水処理方式 : 連続流入間欠ばっ気方式 (JARUS-XIVGP 型)
 (7) 汚泥処理方式 : 場外搬出
 (8) 計画水量 : 日平均 287 m³/日、日最大 318 m³/日
 (9) 流入水量 : 日平均 227 m³/日 (令和 7 年 4 月 1 日現在)
 (10) 放流先 : 野洲川→琵琶湖
 (11) 計画放流水質 : pH 6.0~8.5、SS 50 mg/L、BOD 20 mg/L、COD 20 mg/L、T-N 20 mg/L、
 T-P 1 mg/L、大腸菌数 800 CFU/mL

(12) 主要設備 :

番号	名 称	メーカー名	型 式
1	自動荒目スクリーン	コミュニーター	VC-5S型
2	破 砕 機	コミュニーター	7R 冠水型
3	原水ポンプ 1	鶴見製作所	TOS-22US2
4	原水ポンプ 2	鶴見製作所	TOS-22US2
5	水中攪拌ポンプ 1	鶴見製作所	TOS-15BER2
6	水中攪拌ポンプ 2	鶴見製作所	TOS-15BER2
7	調整槽ポンプ 1	鶴見製作所	TOS-8BE2
8	調整槽ポンプ 2	鶴見製作所	TOS-8BE2
9	調整槽ポンプ 3	鶴見製作所	TOS-8BE2
10	汚泥引抜ポンプ 1	アンレット	PH50
11	汚泥引抜ポンプ 2	アンレット	PH50
12	曝気ブロー 1	アンレット	BH 80N
13	曝気ブロー 2	アンレット	BH 80N
14	曝気ブロー 3	アンレット	BH 80N
15	予備ブロー 1	アンレット	BH 85N
16	予備ブロー 2	アンレット	BH 85N
17	中間ポンプ 1	鶴見製作所	TOS-8BE2
18	中間ポンプ 2	鶴見製作所	TOS-8BE2
19	硫酸バンド注入ポンプ	トーケシ	CM2Y
20	苛性ソーダ注入ポンプ	トーケシ	CM2Y

番号	名 称	メーカー名	型 式
21	放流ポンプ 1	鶴見製作所	TOS-15BE2
22	放流ポンプ 2	鶴見製作所	TOS-15BE2
23	エンジンポンプ		TED-50R
24			
25	攪拌一括		
26	ファン一括		
27	自動微細目スクリーン	コミュニーター	NS-600
28	停 電		
29	急速攪拌機	トーケシ	TA4-007-2L-C
30	緩速攪拌機	トーケシ	TA4-015-2L-C29
31	苛性ソーダ貯槽用攪拌機	トーケシ	KA4-001-2L-C
32	硫酸バンド貯留用攪拌機	トーケシ	KA4-001-2L-C
33	原水ポンプ槽調水		
34	送 風 機	セイコー化工機	SF-151 RH
35	焼 却 炉	マルマン工業	TS-1B 屋根付
36	動力盤、計器盤	草川電機製作所	

(13) 施設外観



別紙５－Ａ－２ 八田春日地区農業集落排水処理施設

- (1) 事業名 : 農業集落排水事業
- (2) 処理区域 : 八田、春日の一部を除く
- (3) 所在地 : 甲賀市水口町春日 2012 番地 3
- (4) 排除方式 : 分流式
- (5) 供用開始日 : 平成 9 年 7 月 1 日
- (6) 水処理方式 : 回分式活性汚泥法 (JARUS-X II 型)
- (7) 汚泥処理方式 : 場外搬出
- (8) 計画水量 : 日平均 254 m³/日、日最大 282 m³/日
- (9) 流入水量 : 日平均 149 m³/日 (令和 7 年 4 月 1 日現在)
- (10) 放流先 : 坊谷川→思川→野洲川→琵琶湖
- (11) 計画放流水質 : pH 6.0~8.5、SS 50 mg/L、BOD 20 mg/L、COD 20 mg/L、T-N 20 mg/L、T-P 5 mg/L、大腸菌数 800 CFU/mL
- (12) 主要設備 :

番号	名 称	メーカー名	型 式
1	自動荒目スポン	ロミエーサー・ホービス(株)	VC-5型
2	破砕機	〃	7R冠水型
3	自動微細目スポン	〃	NS-800S
4	し流脱有機機	〃	CP-60
5	減菌器	日本曹達(株)	WST-2型
6	消泡剤	アサヒ工業(株)	M-R3-NS型
7	スーパードیفューザー	関西化工(株)	デイス型
8	原水ポンプ	新明和工業(株)	CVS80-P80
9	非常用エンジンポンプ	〃	ASE80K
10	流量調整ポンプ	〃	CVS65-P65
11	水中攪拌機ポンプ	〃	JA37V
12	汚泥引抜ポンプ	〃	CVS50-P50
13	汚泥引抜ポンプ(予備)	〃	CVS50-P50C
14	散水ポンプ	〃	AH501-P50
15	放流ポンプ	〃	AH651-P80
16	回分機	(株)アノット	BH80
17	汚泥貯留槽	〃	BH50
18	ばっ気沈砂槽	〃	BSS20
19	エアリフト	〃	BSS25
20	上澄水排出装置	(株)西原環境衛生研究所	IC-D-10E
21	ばっ気槽攪拌装置	阪神動力機械(株)	N-BA-55
22	制御型汚泥濃度計	ヤマデ・イ・ゼン(株)	BSC-111
23	洗浄ポンプユニット	(株)佳原製作所	25WPSR6.25S(ポンプ付)
24	コンプレッサー	(株)日立製作所	432/分×7kg/cm ²
25	フローター	東京計装(株)	O-188-FC
26	アerator排気ファン	三菱電機(株)	EF-358TB
27	計量室排気ファン	(株)佳原製作所	2LPM26.08S
28	前処理室排気ファン	〃	3LPM26.3
29	前処理室給気ファン	〃	3LPM26.3
30	前処理局所排気ファン	〃	2LPM26.04S
31	倉庫用換気扇	三菱電機(株)	VD-15ZX4-C

番号	名 称	メーカー名	型 式
32	管理室換気扇	三菱電機(株)	VD-23ZXP4-Z
33	階段室換気扇	〃	VD-23ZXP4-Z
34	引込側閉器蓋	東レエンジニアリング(株)	屋外閉鎖防雨壁排型
35	動力制御盤	〃	屋内閉鎖防塵自立型
36	計器盤	〃	屋内閉鎖防塵自立型
37	電話保安器箱	〃	SUS製屋外閉鎖防雨壁排型
38	屋外コンセント盤	〃	SUS製屋外閉鎖防雨壁排型
39	電灯分電盤	〃	鋼製壁排型
40	電磁流量計	愛知時計電機(株)	TAV125V-100NAVX10型
41	インパルスポンプ	〃	PM100-A10T04型
42	流量調整槽水位計	川鉄717・パソティカ(株)	SL-130C-1B型
43	記録計	横河電機(株)	μR 1000
44	デジタライザー	渡辺電機工業(株)	WSM-400N-R1NC-111
45	アeratorポンプセット	日本曹達(株)	固形汚泥溶解装置
46	電動ポンプ弁	日立パンプ(株)	5EM2-FOA-15~25
47	電動ポンプ弁	〃	5EM2-FOA-50
48	電動ポンプ弁	〃	5EM-FOA-65~100
49	電動ポンプ弁	〃	5EM2-FOA-125~200
50	焼却炉	ダイエーエンジニアリング(株)	DX-030B
51	遠隔監視装置	オプティカ(株)	子局一式、親局7台改造
52	照明器具一括	松下電工(株)	—
53	電源用避雷器	愛知時計電機(株)	TL30H
54	酸欠監視モニター	飯島電子工業(株)	MZ-70S
55	バルブ	新明和工業(株)	LC11
56	コンクリート柱	—	12-19-350
57	点検蓋	積水化学工業(株)	FFU

(13) 施設外観



別紙5-A-3 中畑地区農業集落排水処理施設

- (1) 事業名 : 農業集落排水事業
- (2) 処理区域 : 中畑
- (3) 所在地 : 甲賀市水口町中畑 1203 番地
- (4) 排除方式 : 分流式
- (5) 供用開始日 : 平成 10 年 8 月 1 日
- (6) 水処理方式 : 間欠ばっ気方式 (JARUS-X V 型)
- (7) 汚泥処理方式 : 場外搬出
- (8) 計画水量 : 日平均 60 m³/日、日最大 66 m³/日
- (9) 流入水量 : 日平均 26 m³/日 (令和 7 年 4 月 1 日現在)
- (10) 放流先 : 山川→野洲川→琵琶湖
- (11) 計画放流水質 : pH 6.0~8.5、SS 50 mg/L、BOD 20 mg/L、COD 20 mg/L、T-N 20 mg/L、T-P 5 mg/L、大腸菌数 800 CFU/mL

(12) 主要設備 :

No.	名 称	型 式・規 格	数 量	メーカ-	No.	名 称	型 式・規 格	数 量	メーカ-
1	自動黒目スクリーン	目幅50mm SUS/バリア付、 T.15m ² /h、し選別付、0.025kw	1	コニヤナベツ	25	汚泥貯留槽ブロウ	ホ-ワ-99 φ50×0.73m ² /分×4.5m 2.2kw	1	朝アンレット
2	破砕機	ツト-ホ-型 0.2kw 0~288m ³ /日	1	コニヤナベツ	26	移送水用ブロウ	ホ-ワ-99 φ25×0.19m ² /分×4.5m 0.75kw	2	朝アンレット
3	自動黒目スリット	目幅2mm SUS304 5.4m ² /時 0.025kw	2	コニヤナベツ	27	消音器	定置式 PVC 15kg	1	日本書道機
4	し選別機	スリ-式 30~40kg/時 0.1kw	1	コニヤナベツ	28	ばっ気槽空気流量計	ホ-ワ-99 SS 65A	1	東京計装機
5	し選カゴ	細目スクリーン用	1	コニヤナベツ	29	移送汚泥空気流量計	ホ-ワ-99 SS 25A	1	東京計装機
6	熱手	細目スクリーン用	1	コニヤナベツ	30	散気装置			ニュー・パン
7	汚水流量計	φ80 電磁流量計、発信器	1	板エドレス	31	散水ノズル	コック式ノズル ジュラコン樹脂	10	ニュー・パン
8	原水ポンプ	水中汚水汚物 電磁装置付 φ65×0.12m ² /分×8m 1.5kw	2	新明和工業機	32	可開式汚泥引抜ポンプ	台車式 φ50×2.2kw	1	朝アンレット
9	水中攪拌ポンプ	水中汚水汚物 電磁装置付 1.5kw	1	新明和工業機	33	透視度計	管線出力付、JARUS15型、透過光方式 読取り、検出器、制御盤、指示計	1	オプテックス
10	質量調整ダンプ	水中汚水汚物 電磁装置付 φ50×0.09m ² /分×9.5m 0.75kw	2	新明和工業機	34	流量調整水位計	投入式、中継器 検出器、変換器	1	板エドレス
11	散水ポンプ	水中汚水汚物 電磁装置付 φ50×0.11m ² /分×11m 0.75kw	1	新明和工業機	35	配管計	自動平衡配管計 100mm	1	板エドレス
12	非常用エンジンダンプ	船上自衛式エンジンダンプ φ50×0.12m ² /分×10m 2.7ps	1	新明和工業機	36	ばっ気槽NO計	読取り型、自己診断機能、読取り バリア付、バリア付、読取り、読取り	1	板エドレス
13	ばっ気槽攪拌装置	水中ばっ気槽攪拌機 3.44kg/時 2.2kw	1	阪神動力機械機	37	引込開閉装置	器具電圧付型 500V×1000H×200D	1	大正電機製造
14	前処理室換気ファン	φ317mm φ350×53m ² /分×10mm 0.2kw	1	三菱電機機	38	電圧用保安装置	器具電圧付型 400V×350H×200D	1	大正電機製造
15	前処理室換気ファン	φ317mm φ350×53m ² /分×10mm 0.2kw	1	三菱電機機	39	動力制御盤	屋内自立型 3200H×2000H×600D	1	大正電機製造
16	前処理室換気ファン	φ317mm φ350×53m ² /分×10mm 0.2kw	1	三菱電機機	40	計装盤	屋内自立型 800H×600H×600D	1	大正電機製造
17	スクリーン室換気扇	有圧換気扇 φ300×33m ² /分×5mm 50w	1	三菱電機機	41	電灯分電盤	450W×1100H×125D	1	大正電機製造
18	スリ-室換気ファン	φ317mm φ200×13.5m ² /分×5mm 25w	1	三菱電機機	42	コンセントボックス	屋内壁掛型 SUS製 300H×500H×120D	1	大正電機製造
19	ブロウ室換気扇	有圧換気扇 φ350×25m ² /分×5mm 50w	1	三菱電機機	43	汚外式バ-ス (排水ポンプ機)	4P	1	大正電機製造
20	管理室換気扇	天井埋込型 外付 φ250×12.5m ² /分×5mm 0.1kw	1	三菱電機機	44	汚外式バ-ス (排水ポンプ機、非常用スリ-ダンプ)	2P	2	大正電機製造
21	便所用換気扇	天井埋込型 外付 φ150×1m ² /分×5mm 50w	1	三菱電機機	45	汚外式バ-ス (汚泥貯留槽)	1P	1	大正電機製造
22	ばっ気ブロウ	ホ-ワ-99 φ40×0.69m ² /分×4.5m 2.2kw	3	朝アンレット	46	温度スイッチ	温度付型 10° C~40° C	1	大正電機製造
23	移送汚泥用ブロウ	ホ-ワ-99 φ25×0.17m ² /分×4.5m 0.75kw	1	朝アンレット	47	汚泥濃度計	汚泥ポンプ コンプレッサー、検出付	1	ニュー・パン
24	ばっ気槽移送用ブロウ	ホ-ワ-99 φ25×0.23m ² /分×2.6m 0.4kw	1	朝アンレット	48				

(13) 施設外観



別紙 5-B-1 大河原地区農業集落排水処理施設

- (1) 事業名 : 農業集落排水事業
- (2) 処理区域 : 大河原
- (3) 所在地 : 甲賀市土山町大河原 1290 番地
- (4) 排除方式 : 分流式
- (5) 供用開始日 : 昭和 62 年 4 月 1 日
- (6) 水処理方式 : 接触ばっ気方式 (JARUS-IVH 型)
- (7) 汚泥処理方式 : 場外搬出
- (8) 計画水量 : 日平均 108 m³/日、日最大 120 m³/日
- (9) 流入水量 : 日平均 63 m³/日 (令和 7 年 4 月 1 日現在)
- (10) 放流先 : 野洲川→琵琶湖
- (11) 計画放流水質 : pH 6.0~8.5、SS 50 mg/L、BOD 20 mg/L、COD 20 mg/L、T-N 20 mg/L、
T-P 1 mg/L、大腸菌数 800 CFU/mL
- (12) 主要設備 :

No	名 称
1	中継ポンプ
2	原水ポンプ
3	流入弁・バイパス弁
4	スクリーンユニット
5	自動微細目スクリーン
6	し渣カゴ
7	沈砂排出ポンプ
8	排砂槽角渡し
9	消泡用薬剤剤
10	流量調整ポンプ
11	調整槽水中攪拌機
12	汚水計量槽
13	汚水計量槽架台
14	嫌気性濾床槽攪拌装置
15	嫌気性濾床槽汚泥引抜ガイド管
16	嫌気性濾床槽移流トラップ
17	嫌気性濾床槽汚泥引抜ポンプ
18	嫌気性濾床槽汚泥引抜切替弁
19	接触ばっ気槽第1室攪拌機
20	接触ばっ気槽第1室攪拌機サポート
21	接触ばっ気槽第2室攪拌機
22	接触ばっ気槽第3室攪拌機
23	鉄浴液注入装置
24	汚泥計量槽
25	汚泥計量槽架台
26	余剰汚泥切替弁
27	散水ポンプ
28	散水ポンプサポート
29	散水ノズル
30	消毒槽トラップ

[illegible]

(13) 施設外觀



別紙 5-B-2 鮎河地区農業集落排水処理施設

- (1) 事業名 : 農業集落排水事業
- (2) 処理区域 : 鮎河
- (3) 所在地 : 甲賀市土山町鮎河 3141 番地
- (4) 排除方式 : 分流式
- (5) 供用開始日 : 平成 1 年 4 月 1 日
- (6) 水処理方式 : 連続流入間欠ばっ気方式 (JARUS-XIVG 型)
- (7) 汚泥処理方式 : 場外搬出
- (8) 計画水量 : 日平均 203 m³/日、日最大 225 m³/日
- (9) 流入水量 : 日平均 122 m³/日 (令和 7 年 4 月 1 日現在)
- (10) 放流先 : 野洲川→琵琶湖
- (11) 計画放流水質 : pH 6.0~8.5、SS 50 mg/L、BOD 20 mg/L、COD 20 mg/L、T-N 20 mg/L、T-P 5 mg/L、大腸菌数 800 CFU/mL
- (12) 主要設備 :

機 器 名	仕 様 及 び 材 質	数 量
自動扉目スクリーン	SUS304、目幅50mm、電動機 0.1kw (し流カゴ 予備共2個)	1基
沈 砂 槽 排砂装置	φ75 PVC製	1台
破 砕 機	能力 200~1200m ³ /日、電動機 0.2kw	1基
揮 目 スクリーン	手掻き式、目幅20mm、SUS製	1基
沈 砂 槽 散気装置	ライザー管、SUS304製、ディフューザー (架台共)	1式
原 水 ポ ンプ	水中汚水汚物ポンプ (渦流) 着脱装置付 φ80×0.41m ² /分×9.1m×2.2kw	2台
調整槽 ブロワー	ルーツブロワー φ40×0.47m ² /分×5.0m×1.5kw	2台
揚 水 ポ ンプ	水中汚水汚物ポンプ (渦流) 着脱装置付 φ50×0.14m ² /分×7.5m×0.75kw	2台
流量調整槽 散気装置	ライザー管、SUS304製、ディフューザー (架台共)	1式
微細目 スクリーン	SUS304、目幅2.0mm、電動機 0.1kw	2基
ス ク リ ー ン 槽	寸法 0.75m幅×1.1m長×0.55m高 SUS304製	1基
し 流 風 水 機	能力 30~60kg/時、SUS304製 電動機 0.75kw (し流カゴ 予備共2個)	1基
汚 水 計 量 槽	寸法 0.8m幅×1.1m長×0.55m高 SUS304製	1基
嫌気性ろ床槽ろ材	人工ろ材 (架台共)	1式
汚 泥 引 抜 管	150A SUS φ150 VP	1基 8基
汚泥引抜 ポンプ	横型自吸式汚泥ポンプ	固 定 1台
	φ50×0.15m ² /分×8.0m×1.5kw	可 搬 型 1台
接触曝気槽 ろ 材	人工ろ材 (架台共)	1式
接触曝気槽 散気装置	ライザー管、SUS304製、ディフューザー (架台共)	1式

機 器 名	仕 様 及 び 材 質	数 量
曝 気 ブロワー	ルーツブロワー (常用) φ80×3.12m ² /分×4.0m×5.5kw	2台
	ルーツブロワー (予備) φ65×1.58m ² /分×4.0m×3.7kw	2台
空 気 流 量 計	オリフィス式、要部SUS304製	φ80 1台
		φ65 2台
接触曝気槽 逆洗装置	VP φ32	16基
消 泡 槽 薬劑筒		2個
返 送 水 ポンプ	φ75 PVC製	1台
返 送 水 計 量 槽	寸法 0.5m幅×1.3m長×0.4m高 SUS304製	1基
沈 殿 槽 汚泥引抜ポンプ	エアリフト型 φ75 PVC製	1基
沈 殿 槽 越流トラフ	SUS304製、連続Vノッチ型	1基
沈 殿 槽 スカムスキマー	フロート式スキマー	2基
沈 殿 槽 センターウェル	SUS304製	1基
消 毒 槽 消毒器	ハイクロン型、30kg入り	1基
攪 拌 ブロワー	ルーツブロワー φ40×0.68m ² /分×5.0m×1.5kw	1台
汚泥濃縮貯留槽 散気装置	ライザー管、SUS304製、ディフューザー (架台共)	1式
汚泥貯留槽 散気装置		1式
換 気 扇	有圧換気扇 350φ×50m ² /分	2台
ミニシロッコファン	シロッコファン天井吊型 250φ×30m ² /分×15mmHg	2台
電 源 井	空気用 20A×200V	2台
第1圧送 ポンプ	水中汚水汚物ポンプ (渦流) 着脱装置付 φ50×0.05m ² /分×5.5m×0.4kw	2台
第2圧送 ポンプ	水中汚水汚物ポンプ (渦流) 着脱装置付 φ80×0.22m ² /分×9.1m×2.2kw	2台

(13) 施設外観



- (1) 事業名 : 農業集落排水事業
- (2) 処理区域 : 山女原
- (3) 所在地 : 甲賀市土山町山女原 741 番地 1
- (4) 排除方式 : 分流式
- (5) 供用開始日 : 平成 4 年 8 月 1 日
- (6) 水処理方式 : 長時間ばっ気方式
- (7) 汚泥処理方式 : 場外搬出
- (8) 計画水量 : 日平均 36 m³/日、日最大 39 m³/日
- (9) 流入水量 : 日平均 12 m³/日 (令和 7 年 4 月 1 日現在)
- (10) 放流先 : 笹路川→田村川→野洲川→琵琶湖
- (11) 計画放流水質 : pH 6.0~8.5、SS 50 mg/L、BOD 20 mg/L、COD 20 mg/L、T-N 20 mg/L、
T-P 5 mg/L、大腸菌数 800 CFU/mL
- (12) 主要設備 :

番 号	名 称	メーカ一 名	型 式
1	自動荒目スクリーン	フミエホーサ・エス(株)	YC-5型 101
2	破 砕 機	"	4R 冠水型(コナハ-B式)
3	泥 水 分 離 機	新明和工業(株)	CVS50-P50
4	流量調整ホッパー	"	CVS50-P50
5	水中攪拌ホッパー	"	JATISIV
6	自動微細目スクリーン	フミエホーサ・エス(株)	NS-600-101
7	洗 滌 水 機	"	CP-60
8	水 中 ミ キ ー	新明和工業(株)	SR 4,400
9	清 洗 ホ ッ パ ー	"	AS01-P50
10	ばっ気 プ ロ ッ ー	(株)アフレット	BH-50
11	洗砂用 プ ロ ッ ー	"	BSS-50
12	エアリフト用プロロー	"	BSS-20
13	非常用エンゲルホッパー	(株)鶴見製作所	TE3-50Q
14	可撤式エンゲルホッパー	"	TE3-50Q
15	減 量 器	関西化工(株)	SD型
16	流入室局所ラインファッ	(株)荏原製作所	NO.1 1/2 LFM
17	流入室換気ファッ	"	NO.3 LFM(天井吊型)
18	スクリーン槽局所ラインファッ	"	NO.3 LFM(天井吊型)
19	ブロー室換気扇	三菱電機(株)	PF-25ATD
20	管理室換気扇	"	EX-20KJ-BL
21	トイレ用換気扇	"	YD-20ZSB2
22	スクリーン用換気扇	"	EX-20KJ-BL
23	電 磁 弁	クレーター・イー(株)	ADK 11-20A
24	消泡ノズル(コック付)	ニューブリッヂ・エス(株)	コック付消泡ノズル
25	バースキップ(被面排水専用)	エフ・ソノ(株)	LS-51
26	焼 却 炉	マツダ(株)	TS-1B
27	流入流量計S-1電磁流量計	愛知時計電機(株)	TAV65V-10VEFVFX10

[illegible]

別紙 5-B-4 山内地区農業集落排水処理施設

- (1) 事業名 : 農業集落排水事業
- (2) 処理区域 : 黒滝、黒川、猪鼻、山中、笹路
- (3) 所在地 : 甲賀市土山町猪鼻 417 番地
- (4) 排除方式 : 分流式
- (5) 供用開始日 : 平成 7 年 12 月 1 日
- (6) 水処理方式 : オキシデーションディッチ方式
- (7) 汚泥処理方式 : 場外搬出
- (8) 計画水量 : 日平均 495 m³/日、日最大 549 m³/日
- (9) 流入水量 : 日平均 251 m³/日 (令和 7 年 4 月 1 日現在)
- (10) 放流先 : 田村川→野洲川→琵琶湖
- (11) 計画放流水質 : pH 6.0~8.5、SS 50 mg/L、BOD 20 mg/L、COD 20 mg/L、T-N 20 mg/L、
T-P 5 mg/L、大腸菌数 800 CFU/mL
- (12) 主要設備 :

番 号	名 称	番 号	名 称
1	自動監視スクリーン	30-1	電磁流量計
2	細目スクリーン用しぼカゴ	30-2	電磁流量計
3	騒 音 機	31	インテリジェントプリンター
4	自動微細目スクリーン	32	パルス変換器
5	しぼ脱水機	33	ディストリビュータ
6	原水ポンプ	34	電線用避雷器
7	流量調整ポンプ	35-1	EMCO型溶存酸素濃度計
8	水中攪拌ポンプ	35-2	指示変換器
9	散水ポンプ	36	酸欠監視モニター
10-1	非常用自動始動スラック・ソフ (8'ソフ)	37-1	デジタルメーター
10-2	非常用自動始動スラック・ソフ (ロングソフ)	37-2	デジタルメーター
10-3	非常用自動始動スラック・ソフ (自動始動動盤)	38	ハイブリット記録計
11	スーパーディフューザー	39	日曹ハイクロン減面器
12	沈殿槽汚泥引抜ポンプ	40-1	水位計センサー (投込み式水位計)
13-1	ばっ気沈砂槽用ブロウ	40-2	水位計変換器 (投込み式水位計)
13-2	ばっ気沈砂槽用ブロウ付属品	41	レベルスイッチ (タイクプロット)
14-1	エアリフト用ブロウ	42-1	制御型汚泥濃度計
14-2	エアリフト用ブロウ付属品	42-2	制御型汚泥濃度計本体
15-1	汚泥貯留槽用ブロウ	42-3	制御型汚泥濃度計付属品 (コン・ソフ)
15-2	汚泥貯留槽用ブロウ付属品	42-4	制御型汚泥濃度計付属品 (洗浄水・ソフ・エリット)
16	可搬式汚泥ポンプ	43	手動式ゲス・コム井
17	可搬式汚泥ポンプ (ラバー・ベ・ソフ)	44	制御盤・計器盤
18	全処理室給気ファン (ラインファン)	45	前処理室現場盤 (LP-1)
19	前処理室排気ファン (ラインファン)	46	計量室現場盤 (LP-2)
20	前処理室局所排気ファン (ラインファン)	47	ブロワー室現場盤 (LP-3)
21	スクリーン槽排気ファン (ラインファン)	48	屋外設備現場盤 (LP-4)
22	ブロワー室換気扇 (低騒音形有圧換気扇)	49	ばっ気装置1号現場盤 (LP-5)
23	計量室換気扇 (低騒音形有圧換気扇)	50	ばっ気装置2号現場盤 (LP-6)
24	管理室換気扇 (低騒音形有圧換気扇)	51	屋外コンセント盤 (LP-7)
25	倉庫換気扇 (低騒音形有圧換気扇)	52	引込開閉器盤
26	階段室換気扇 (低騒音形有圧換気扇)	53	電灯分電盤
27	便所換気扇 (パイプ用ファン)	54	電話保安器箱
28-1	ばっ気攪拌装置 (好気専用)	55	脱臭装置
28-2	ばっ気攪拌装置 (脱窒用)		
29	焼 却 炉		

(13) 施設外観



別紙 5-B-5 大沢地区農業集落排水処理施設

- (1) 事業名 : 農業集落排水事業
- (2) 処理区域 : 大澤
- (3) 所在地 : 甲賀市土山町大澤 552 番地
- (4) 排除方式 : 分流式
- (5) 供用開始日 : 平成 8 年 7 月 1 日
- (6) 水処理方式 : 回分式活性汚泥法
- (7) 汚泥処理方式 : 場外搬出
- (8) 計画水量 : 日平均 30 m³/日、日最大 33 m³/日
- (9) 流入水量 : 日平均 15 m³/日 (令和 7 年 4 月 1 日現在)
- (10) 放流先 : 大澤川→野洲川→琵琶湖
- (11) 計画放流水質 : pH 6.0~8.5、SS 50 mg/L、BOD 20 mg/L、COD 20 mg/L、T-N 20 mg/L、
T-P 5 mg/L、大腸菌数 800 CFU/mL
- (12) 主要設備 :

番 号	名 称
1	FRP製処理槽
2	調整ポンプ
3	汚泥ポンプ
4	上澄水排水ポンプ
5	消泡ポンプ
6	中間流調整ポンプ
7	逆流ポンプ
8	放流ポンプ
9	攪拌ポンプ
10	エッジポンプ
11	エアリフト用送風機
12	ばっ気用送風機
13	攪拌用送風機
14	水中撹拌機
15	フオートスリッジ
16	微細目スクリーン
17	電磁弁
18	汚泥濃縮機
19	焼却炉
20	塩素滅菌器
21	流量計(5-1)電磁流量計
22	流量計(5-2)伝送器用電源
23	流量計(5-3)1ℓ指示記録計
24	流量計(5-4)変換器
25	流量計(5-5)リレー
26	動力操作運転表示盤
27	電灯分電盤
28	引込盤
29	保安器盤
30	照明器具



別紙 5 - C - 1 高嶺地区農業集落家庭排水処理施設

- (1) 事業名 : 農村総合整備モデル事業
- (2) 処理区域 : 高嶺
- (3) 所在地 : 甲賀市甲賀町高嶺 711 番地
- (4) 排除方式 : 分流式
- (5) 供用開始日 : 昭和 59 年 12 月 1 日
- (6) 水処理方式 : 連続流入間欠ばっ気方式 (JARUS-XIV 型)
- (7) 汚泥処理方式 : 場外搬出
- (8) 計画水量 : 日平均 63 m³/日、日最大 69 m³/日
- (9) 流入水量 : 日平均 44 m³/日 (令和 7 年 4 月 1 日現在)
- (10) 放流先 : 和田川→杣川→野洲川→琵琶湖
- (11) 計画放流水質 : pH 6.0~8.5、SS 50 mg/L、BOD 20 mg/L、COD 20 mg/L、T-N 20 mg/L、T-P 1 mg/L、大腸菌数 800 CFU/mL
- (12) 主要設備 :

設備の名称	規格	能力	設備の名称	規格	能力
砂溜り	RC 造 長 10m x 幅 0.8m x 深 0.25m	汚泥の浮上と泥分を分離する ・容量 0.20 m ³	汚泥溜り	RC 造 長 6.5m x 幅 2.5m x 深 2.5m	貯留している水の汚泥が貯留になる汚泥 最底層には又は最底層する ・容量 0.25 m ³ ・傾斜 1:1 ・排水ポンプ (排水) 0.25 kW
粗目スクリーン	材質 SUS 304 幅 50mm x 幅 800mm	汚泥の粗大ゴミを除去しポンプの詰まりを防止	粗目スクリーン (自動)	SUS 304 幅 25mm x 幅 600mm 自動排水式 11V 115W 幅 5mm x 幅 600mm SUS 304	汚泥中の小粒径汚物を除去し生物膜 汚物の滞留を防止
ポンプ機	RC 造 長 20m x 幅 20m x 深 0.9m	流入水の排水 ・容量 2.8 m ³ ・ポンプ 450W 10.75 kW ・排水ポンプ (排水) 0.25 kW	汚泥乾燥機	RC 造 長 2.5m x 幅 2.5m x 深 3.0m	汚泥の乾燥機の除去 ・容量 1.0 m ³ ・排水ポンプ (排水) 0.25 kW ・排水ポンプ 0.25 kW ・排水ポンプ 0.25 kW ・排水ポンプ 0.25 kW
脱臭機	RC 造 長 20m x 幅 3.5m x 深 2.9m	脱臭機は汚物から発生する臭気・H ₂ S などを嫌気性菌により分解して除去する ・容量 2.03 m ³ ・排水ポンプ 11.75 kW ・排水ポンプ 11.75 kW ・排水ポンプ 11.75 kW			

(13) 施設外観



別紙５－Ｃ－２ 櫟野地区農業集落家庭排水処理施設

- (1) 事業名 : 農業集落排水事業
- (2) 処理区域 : 櫟野
- (3) 所在地 : 甲賀市甲賀町櫟野 2103 番地 2
- (4) 排除方式 : 分流式
- (5) 供用開始日 : 平成 2 年 7 月 2 日
- (6) 水処理方式 : 回分式活性汚泥法 (JARUS-X II 型)
- (7) 汚泥処理方式 : 場外搬出
- (8) 計画水量 : 日平均 133 m³/日、日最大 147 m³/日
- (9) 流入水量 : 日平均 93 m³/日 (令和 7 年 4 月 1 日現在)
- (10) 放流先 : 櫟野川→杣川→野洲川→琵琶湖
- (11) 計画放流水質 : pH 6.0～8.5、SS 50 mg/L、BOD 20 mg/L、COD 20 mg/L、T-N 20 mg/L、
T-P 5 mg/L、大腸菌数 800 CFU/mL
- (12) 主要設備 :

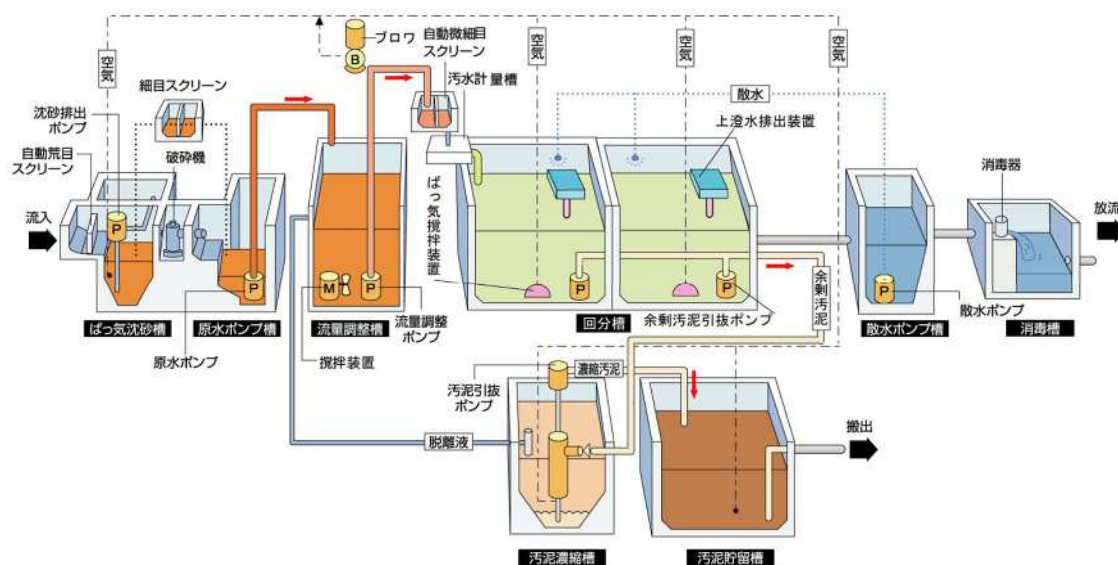
名称	規格	単位	数量
自動荒目スクリーン φ600	0.1 ㎡	台	1
エアリフトポンプ φ75 mm		台	1
破砕機 C-43 ㎡/日	0.2 ㎡	台	1
細目スクリーン 20mm		台	1
ばっ気沈砂槽ブローア		台	1
エアリフト月ブローア		台	1
水中汚水汚物ポンプ	1.5 ㎡	台	2(1)
エンジンポンプ φ50mm	2.7 PS	台	1
水中汚水汚物ポンプ φ50mm	0.75 ㎡	台	2(1)
自動微細目スクリーン 2mm	0.1 ㎡	台	2(1)
水中攪拌ポンプ	1.5 ㎡	台	2
陸上型ルーツブローア φ65mm	3.7 ㎡	台	2
陸上型ルーツブローア φ50mm	2.2 ㎡	台	1(1)
水中ばっ気攪拌機	3.7 ㎡	台	2
水中汚物ポンプ φ50mm	0.75 ㎡	台	3(1)
水中汚物ポンプ φ50mm	0.75 ㎡	台	1
水中汚物ポンプ φ50mm	0.75 ㎡	台	2(1)
可搬式ポンプ φ50mm	2.3 PS	台	1
陸上型ルーツブローア φ65mm	3.7 ㎡	台	1

(13) 施設外観



別紙 5 - C - 3 岩室地区農業集落家庭排水処理施設

- (1) 事業名 : 農業集落排水事業
- (2) 処理区域 : 岩室
- (3) 所在地 : 甲賀市甲賀町岩室 2222 番地
- (4) 排除方式 : 分流式
- (5) 供用開始日 : 平成 3 年 12 月 1 日
- (6) 水処理方式 : 回分式活性汚泥法 (JARUS-X II 型)
- (7) 汚泥処理方式 : 場外搬出
- (8) 計画水量 : 日平均 189 m³/日、日最大 210 m³/日
- (9) 流入水量 : 日平均 105 m³/日 (令和 7 年 4 月 1 日現在)
- (10) 放流先 : 岩室川→野洲川→琵琶湖
- (11) 計画放流水質 : pH 6.0~8.5、SS 50 mg/L、BOD 20 mg/L、COD 20 mg/L、T-N 20 mg/L、
T-P 5 mg/L、大腸菌数 800 CFU/mL
- (12) 主要設備 : フローシート (JARUS-X II 型)

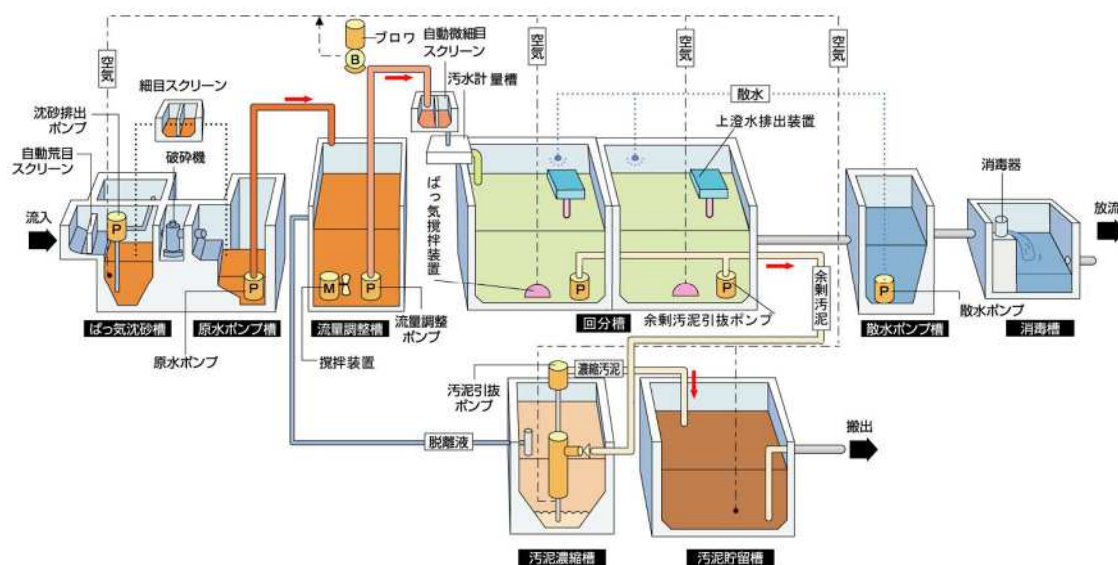


(13) 施設外観



別紙 5 - C - 4 神保隠岐地区農業集落家庭排水処理施設

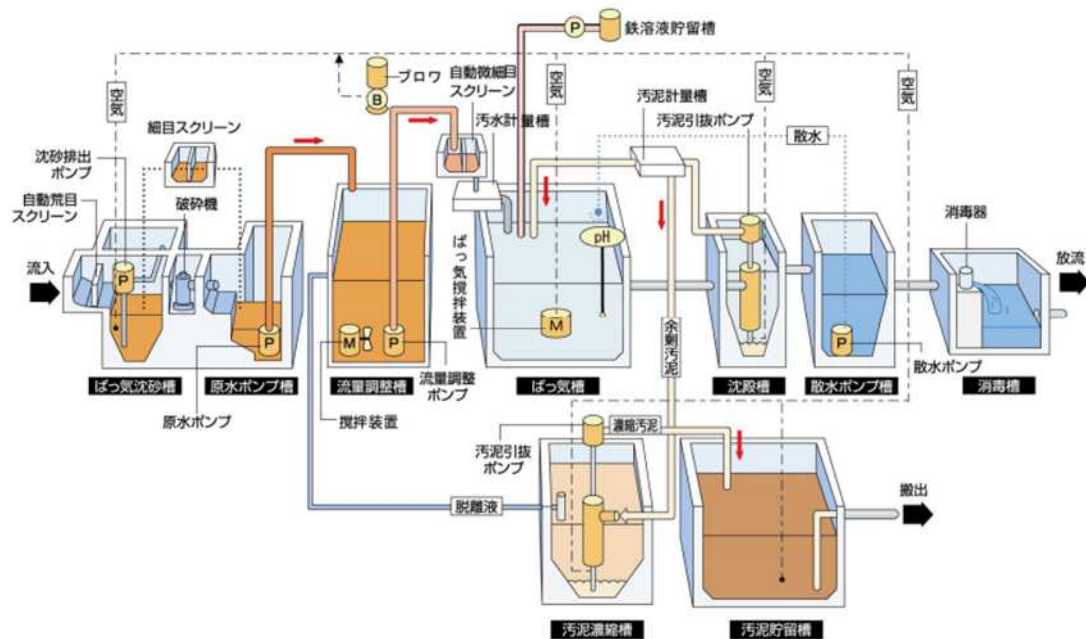
- (1) 事業名 : 農業集落排水事業
- (2) 処理区域 : 神保、隠岐
- (3) 所在地 : 甲賀市甲賀町隠岐 2849 番地
- (4) 排除方式 : 分流式
- (5) 供用開始日 : 平成 5 年 7 月 1 日
- (6) 水処理方式 : 回分式活性汚泥法 (JARUS-X II 型)
- (7) 汚泥処理方式 : 場外搬出
- (8) 計画水量 : 日平均 279 m³/日、日最大 309 m³/日
- (9) 流入水量 : 日平均 245 m³/日 (令和 7 年 4 月 1 日現在)
- (10) 放流先 : 佐治川→杣川→野洲川→琵琶湖
- (11) 計画放流水質 : pH 6.0~8.5、SS 50 mg/L、BOD 20 mg/L、COD 20 mg/L、T-N 20 mg/L、
T-P 5 mg/L、大腸菌数 800 CFU/mL
- (12) 主要設備 : フローシート (JARUS-X II 型)



(13) 施設外観

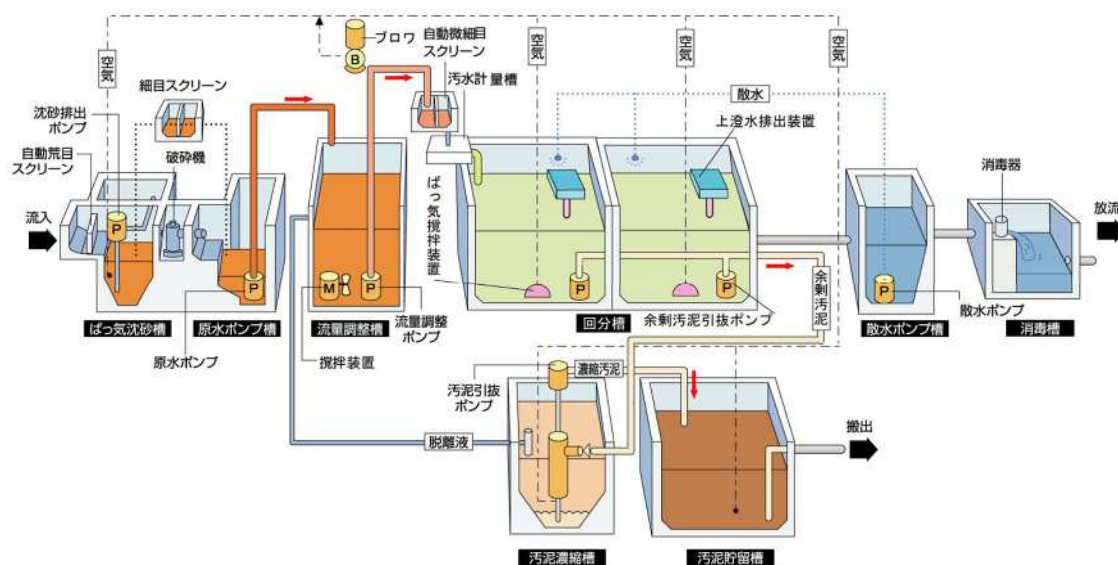


- (1) 事業名 : 農業集落排水事業
- (2) 処理区域 : 和田
- (3) 所在地 : 甲賀市甲賀町和田 1246 番地
- (4) 排除方式 : 分流式
- (5) 供用開始日 : 平成 6 年 7 月 1 日
- (6) 水処理方式 : 間欠ばっ気方式 (JARUS-XIV型)
- (7) 汚泥処理方式 : 場外搬出
- (8) 計画水量 : 日平均 106 m³/日、日最大 117 m³/日
- (9) 流入水量 : 日平均 66 m³/日 (令和 7 年 4 月 1 日現在)
- (10) 放流先 : 和田川→杣川→野洲川→琵琶湖
- (11) 計画放流水質 : pH 6.0~8.5、SS 50 mg/L、BOD 20 mg/L、COD 20 mg/L、T-N 20 mg/L、
T-P 5 mg/L、大腸菌数 800 CFU/mL
- (12) 主要設備 : フローシート (JARUS-XIV型)



別紙 5 - C - 6 五反田地区農業集落家庭排水処理施設

- (1) 事業名 : 農業集落排水事業
- (2) 処理区域 : 五反田 油日の一部を除く。
- (3) 所在地 : 甲賀市甲賀町五反田 1205 番地 7
- (4) 排除方式 : 分流式
- (5) 供用開始日 : 平成 6 年 4 月 1 日
- (6) 水処理方式 : 回分式活性汚泥法 (JARUS-X II 型)
- (7) 汚泥処理方式 : 場外搬出
- (8) 計画水量 : 日平均 135 m³/日、日最大 150 m³/日
- (9) 流入水量 : 日平均 114 m³/日 (令和 7 年 4 月 1 日現在)
- (10) 放流先 : 和田川→杣川→野洲川→琵琶湖
- (11) 計画放流水質 : pH 6.0~8.5、SS 50 mg/L、BOD 20 mg/L、COD 20 mg/L、T-N 20 mg/L、
T-P 5 mg/L、大腸菌数 800 CFU/mL
- (12) 主要設備 : フローシート (JARUS-X II 型)

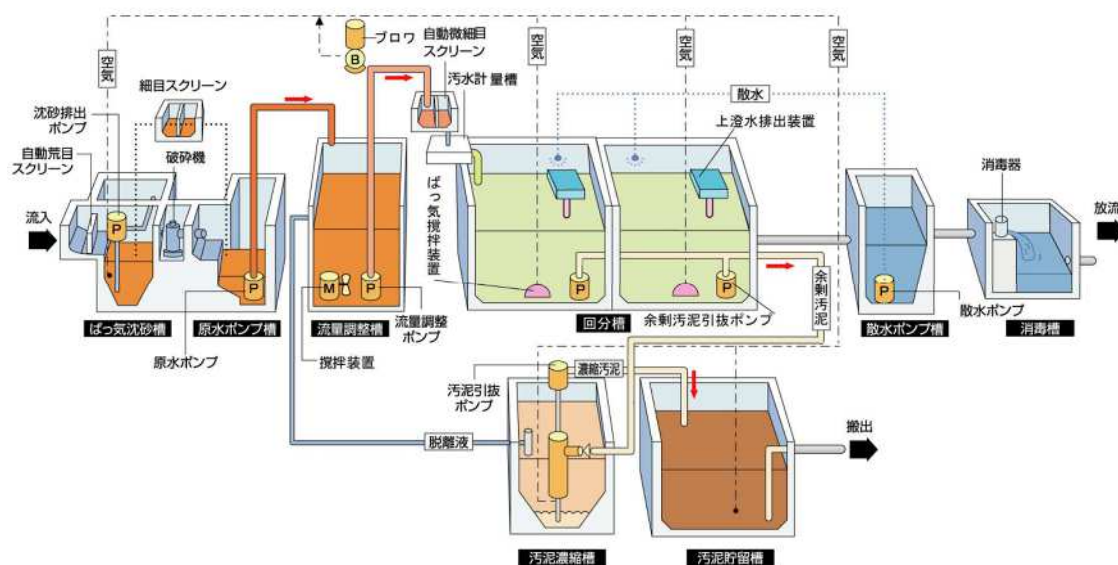


(13) 施設外観



別紙 5 - C - 7 小佐治地区農業集落家庭排水処理施設

- (1) 事業名 : 農業集落排水事業
- (2) 処理区域 : 小佐治
- (3) 所在地 : 甲賀市甲賀町小佐治 4143 番地 2
- (4) 排除方式 : 分流式
- (5) 供用開始日 : 平成 7 年 7 月 1 日
- (6) 水処理方式 : 回分式活性汚泥法 (JARUS-X II 型)
- (7) 汚泥処理方式 : 場外搬出
- (8) 計画水量 : 日平均 257 m³/日、日最大 285 m³/日
- (9) 流入水量 : 日平均 197 m³/日 (令和 7 年 4 月 1 日現在)
- (10) 放流先 : 佐治川→杣川→野洲川→琵琶湖
- (11) 計画放流水質 : pH 6.0~8.5、SS 50 mg/L、BOD 20 mg/L、COD 20 mg/L、T-N 20 mg/L、
T-P 5 mg/L、大腸菌数 800 CFU/mL
- (12) 主要設備 : フローシート (JARUS-X II 型)



(13) 施設外観



別紙５－Ｃ－８ 唐戸川地区農業集落家庭排水処理施設

- (1) 事業名 : 農業集落排水事業
- (2) 処理区域 : 唐戸川
- (3) 所在地 : 甲賀市甲賀町神 301 番地
- (4) 排除方式 : 分流式
- (5) 供用開始日 : 平成 8 年 7 月 1 日
- (6) 水処理方式 : 間欠ばっ気方式
- (7) 汚泥処理方式 : 場外搬出
- (8) 計画水量 : 日平均 25 m³/日、日最大 27 m³/日
- (9) 流入水量 : 日平均 12 m³/日 (令和 7 年 4 月 1 日現在)
- (10) 放流先 : 唐戸川→田村川→野洲川→琵琶湖
- (11) 計画放流水質 : pH 6.0～8.5、SS 50 mg/L、BOD 20 mg/L、COD 20 mg/L、T-N 20 mg/L、
T-P 5 mg/L、大腸菌数 800 CFU/mL
- (12) 主要設備 :

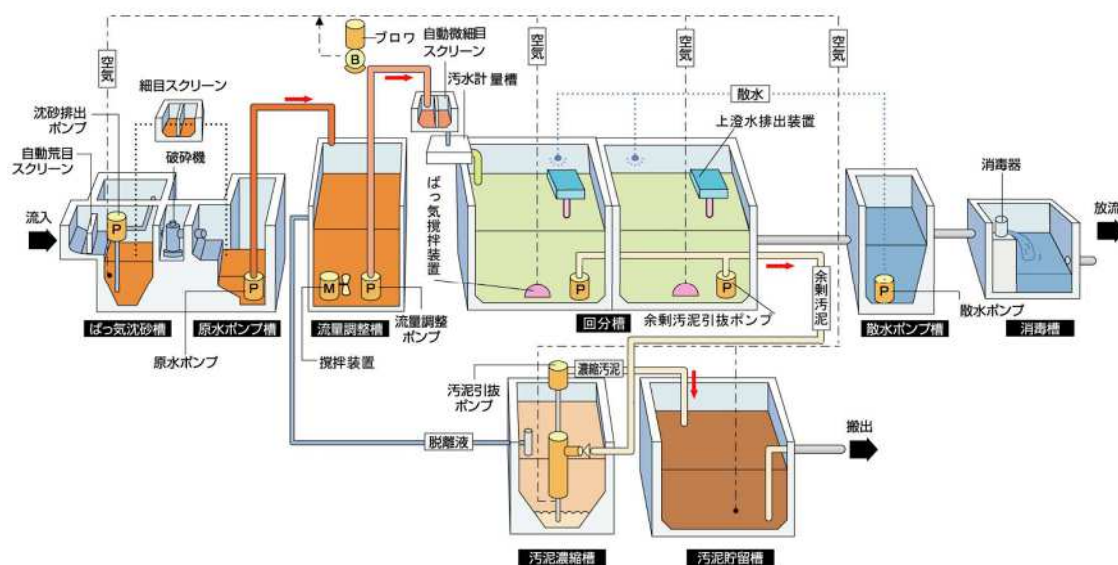
名称	単位	数量
スクリーン	台	1
ポンプ本体	台	2
自動除塵機	台	1
水中攪拌機	台	2
ポンプ	台	1
送風機本体	台	1
空気攪拌装置	台	1
揚砂ポンプ	台	1
ポンプ本体	台	2
ポンプ本体	台	1
破碎機	台	1
揚砂ポンプ	台	1
可動堰	個	3
自動除塵機	台	1

(13) 施設外観



別紙 5-D-1 稗谷地区農業集落排水処理施設

- (1) 事業名 : 農村総合整備モデル事業
- (2) 処理区域 : 稗谷
- (3) 所在地 : 甲賀市甲南町稗谷 2884 番地
- (4) 排除方式 : 分流式
- (5) 供用開始日 : 平成 5 年 8 月 1 日
- (6) 水処理方式 : 回分式活性汚泥法 (JARUS-X II 型)
- (7) 汚泥処理方式 : 場外搬出
- (8) 計画水量 : 日平均 60 m³/日、日最大 66 m³/日
- (9) 流入水量 : 日平均 34 m³/日 (令和 7 年 4 月 1 日現在)
- (10) 放流先 : 稗谷川→野洲川→琵琶湖
- (11) 計画放流水質 : pH 6.0~8.5、SS 50 mg/L、BOD 20 mg/L、COD 20 mg/L、T-N 20 mg/L、T-P 5 mg/L、大腸菌数 800 CFU/mL
- (12) 主要設備 : フローシート (JARUS-X II 型)



(13) 施設外観



別紙５－Ｄ－２ 磯尾地区農業集落排水処理施設

- (1) 事業名 : 農業集落排水事業
- (2) 処理区域 : 磯尾の一部を除く。
- (3) 所在地 : 甲賀市甲南町竜法師 1973 番地 2
- (4) 排除方式 : 分流式
- (5) 供用開始日 : 平成 8 年 10 月 1 日
- (6) 水処理方式 : 回分式活性汚泥法 (JARUS-X II 型)
- (7) 汚泥処理方式 : 場外搬出
- (8) 計画水量 : 日平均 122 m³/日、日最大 135 m³/日
- (9) 流入水量 : 日平均 53 m³/日 (令和 7 年 4 月 1 日現在)
- (10) 放流先 : 磯尾川→杣川→野洲川→琵琶湖
- (11) 計画放流水質 : pH 6.0~8.5、SS 50 mg/L、BOD 20 mg/L、COD 20 mg/L、T-N 20 mg/L、
T-P 5 mg/L、大腸菌数 800 CFU/mL
- (12) 主要設備 :

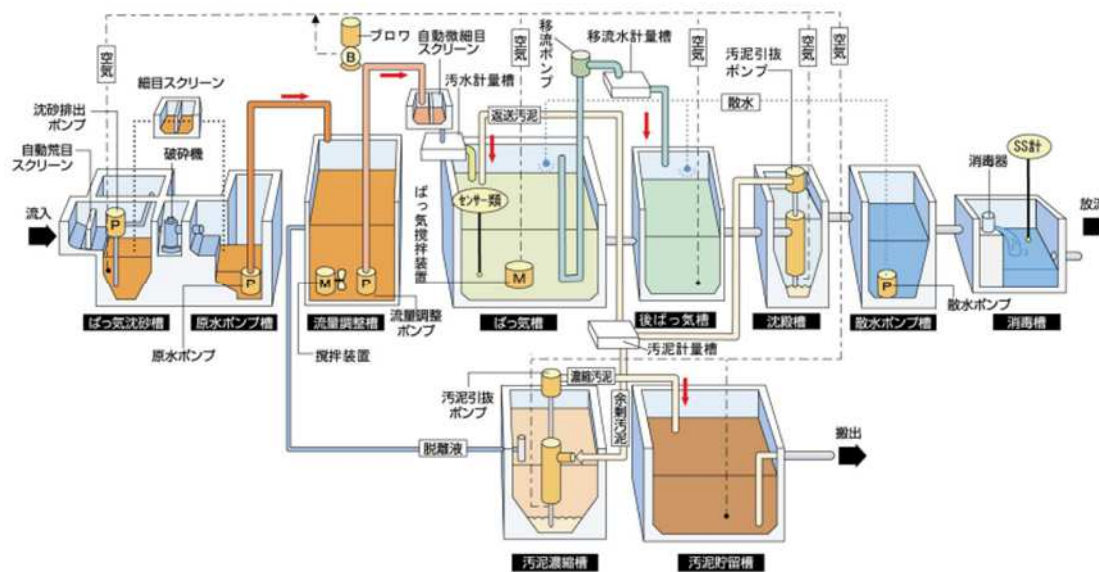
機 器 名 称	製 造 会 社 名	番 号	備 考
自動荒目スクリーン	コミュニーターサービス(株)	1	
自動微細目スクリーン	〃	2	
破 砕 機	〃	3	
し 渣 脱 水 機	〃	4	
ブ ロ ヱ ー 類	(株)アンレット	5	
可 搬 式 汚 泥 ポ ン プ	〃	6	
ポ ン プ 類	(株)鶴見製作所	7	
非常用エンジンポンプ	〃	8	
フ ェ ン 類	(株)荏原製作所	9	
換 気 扇 類	三菱電機(株)	10	
曝 気 攪 拌 装 置	阪神動力機械(株)	11	
し さ 焼 却 炉	マルマン工業(株)	12	
電 磁 流 量 計	愛知時計電機(株)	13	
記 録 計	〃	14	
水 位 計	〃	15	
汚 泥 濃 度 計	ヤンマーディーゼル(株)	16	
上 澄 水 排 出 装 置	ユニチカ(株)	17	
風 量 計	日本フローセル(株)	18	
散 気 管	筒中プラスチック(株)	19	
消 泡 ノ ズ ル	アタカ工業(株)	20	
消 毒 器	関西化工(株)	21	
制 御 盤 ・ 装 置 盤 類	(株)大日製作所	22	

(13) 施設外観



別紙 5 - E - 1 宮町地区農業集落排水処理施設

- (1) 事業名 : 農業集落排水事業
- (2) 処理区域 : 宮町
- (3) 所在地 : 甲賀市信楽町宮町 1347 番地 2
- (4) 排除方式 : 分流式
- (5) 供用開始日 : 平成 12 年 5 月 1 日
- (6) 水処理方式 : 間欠ばっ気方式 (JARUS-X V 型)
- (7) 汚泥処理方式 : 場外搬出
- (8) 計画水量 : 日平均 138 m³/日、日最大 153 m³/日
- (9) 流入水量 : 日平均 78 m³/日 (令和 7 年 4 月 1 日現在)
- (10) 放流先 : 馬門川→大戸川→瀬田川→宇治川→淀川
- (11) 計画放流水質 : pH 6.0~8.5、SS 50 mg/L、BOD 20 mg/L、COD 20 mg/L、T-N 20 mg/L、
T-P 1 mg/L、大腸菌数 800 CFU/mL
- (12) 主要設備 : フローシート (JARUS-X V 型)



(13) 施設外観



別紙 5-E-2 畑水と土循環施設

- (1) 事業名 : 農業集落排水事業
- (2) 処理区域 : 畑の一部を除く。
- (3) 所在地 : 甲賀市信楽町畑 94 番地 1
- (4) 排除方式 : 分流式
- (5) 供用開始日 : 平成 14 年 12 月 1 日
- (6) 水処理方式 : 膜分離活性汚泥方式
- (7) 汚泥処理方式 : 場外搬出
- (8) 計画水量 : 日平均 30 m³/日、日最大 33 m³/日
- (9) 流入水量 : 日平均 13 m³/日 (令和 7 年 4 月 1 日現在)
- (10) 放流先 : 田代川→大戸川→瀬田川→宇治川→淀川
- (11) 計画放流水質 : pH 6.0~8.5、SS 50 mg/L、BOD 20 mg/L、COD 20 mg/L、T-N 20 mg/L、T-P 1 mg/L、大腸菌数 800 CFU/mL
- (12) 主要設備 :

設備	機器名称	仕様	基数
浄化槽設備	膜分離活性汚泥方式 F R P 製浄化槽	110人槽 建設大臣方式認定品	1式
	ばっ気式水中スポン	B S S-400	1基
	No. 1, No. 2 流入ポン	水中汚水汚物ポン 50mmφ×0.05m ³ /分 ×7.4m×0.75kw×200V	2基
	No. 1, No. 2 流量調整ポン	水中汚水汚物ポン 40mmφ×0.16m ³ /分 ×3m×0.25kw×200V	2基
	No. 1, No. 2 移送ポン	水中汚水汚物ポン 40mmφ×0.16m ³ /分 ×3m×0.25kw×200V	2基
	No. 1, No. 2 洗浄用ポン	水中汚水汚物ポン 40mmφ×0.03m ³ /分 ×8m×0.25kw×200V	2基
	膜ユニット	中空糸膜ユニット (L F 型)	1基
	No. 1, No. 2 膜ろ過ポン	自吸式逆流ポン 40mmφ×0.09m ³ /分 ×9m×1.5kw×200V	2基
	No. 1, No. 2 間欠ばっ気ポン	ケー型ポン 55mmφ×1.94m ³ /分 ×0.02MPa×2.2kw×200V	2基
	No. 1, No. 2 膜用ポン	ローリ型ポン 40mmφ×1.1m ³ /分 ×0.05MPa×1.5kw×200V	2基
	No. 1, No. 2 薬液注入ポン	硬質材注入ポン φ4mm×φ9mm ×16m ³ /分×15w×200V	2基
	薬液タンク	500×500×750	1基
	レベルスイッチ		11個
	膜ろ過流量計	フロート式50A	1基
	膜用プロフ流量計	フロート式40A	1基
	間欠ばっ気電動弁	フランジ形 電動ボール弁 φ65	1基
	流量調整電動弁	フランジ形 電動ボール弁 φ65	1基
	膜分離電動弁	フランジ形 電動ボール弁 φ50	1基

設備	機器名称	仕様	基数
浄化槽設備	汚泥引抜用電磁弁	電磁弁20A	1基
	水中ばっ気スポン電磁弁	電磁弁20A	1基
汚泥処理設備	コンポスト装置	SUS304製 連続投入式横型 処理容量200kg/日	1基
	投入ホッパ	SUS304製 開口600×500 洗浄ノズル付き	1基
	生ゴミ破砕機	SUS304製 2軸破砕機2.2kw	1基
	投入コンベア	SUS304製 ドレン管付き0.4kw	1基
	汚泥供給ポン	モノノポン 20mmφ×0.43m ³ /時 ×0.45MPa×200V	1基
	袋詰機		1基
	脱臭ファン	PVCターボブロワ 150mmφ×5m ³ /分 ×0.75kw×200V	1基
	ミストセパレータ	慣性衝突式 処理流量5m ³ /分	1基
	汚泥投入弁	電動ボール弁 φ32	1基
	汚泥選送弁	電動ボール弁 φ32	1基
換気設備	給水弁	電動ボール弁 φ20	1基
	機械室換気扇	有圧換気扇 φ250×1320m ³ /時 ×39w×200V	1基
	コンポスト室換気扇	有圧換気扇 φ250×1320m ³ /時 ×39w×200V	1基
	管理室換気扇	天井扇 φ150 480m ³ /時×62w×100V	1基
	便所換気扇	天井扇 φ100 480m ³ /時×62w×100V	1基
	吸気消音ボックス 排気消音ボックス	SUS304製	1基

(13) 施設外観



別紙５－Ｅ－３ 朝宮地区農業集落排水処理施設

- (1) 事業名 : 村づくり交付金（農業集落排水単独事業）
- (2) 処理区域 : 上朝宮、下朝宮、宮尻
- (3) 所在地 : 甲賀市信楽町宮尻 1185 番地
- (4) 排除方式 : 分流式
- (5) 供用開始日 : 平成 25 年 6 月 1 日
- (6) 水処理方式 : 連続流入間欠ばっ気方式（JARUS-XIV G P 型）
- (7) 汚泥処理方式 : 場外搬出
- (8) 計画水量 : 日平均 306 m³/日、日最大 373 m³/日
- (9) 流入水量 : 日平均 127 m³/日（令和 7 年 4 月 1 日現在）
- (10) 放流先 : 信楽川→瀬田川→宇治川→淀川
- (11) 計画放流水質 : pH 6.0～8.5、SS 50 mg/L、BOD 20 mg/L、COD 20 mg/L、T-N 20 mg/L、T-P 1 mg/L、大腸菌数 800 CFU/mL
- (12) 主要設備 :

番号	工種	使用材料名	材料規格等	単位	設計数量
1	機械製作	ばっ気式水中スクリーン	本体SUS304 幅1.0m ×微細目スクリーン 目幅 2.0mm 細目スクリーン5.0mm	台	3
2	"	ばっ気槽ブロウ(常用・予備)	ルーツ 80A × 2.72m ³ /分 × 53.1kpa × 5.5kw	"	3
	"	ばっ気式水中スクリーンブロウ	ルーツ 40A × 0.698m ³ /分 × 34.4kpa × 1.5kw	"	2
	"	エアリフト用ブロウ	ルーツ 40A × 1.004m ³ /分 × 44.2kpa × 2.2kw	"	1
	"	汚泥貯留槽用ブロウ	ルーツ 40A × 0.917m ³ /分 × 45.2kpa × 2.2kw	"	1
	"	流量調整ポンプ	水中汚水汚物型(着脱式)50A × 0.212m ³ /分 × 8.0m × 0.75kw	"	2
	"	非常用エンジンポンプ	自動起動型エンジンポンプ φ80mm × 0.613m ³ /分 × 8.0m × 6.0PS	"	1
	"	水中攪拌装置	水中ミキサー(着脱式) 攪拌容量118m ³ 以上 × 1.1kw	"	1
	"	スカムポンプ	水中汚水汚物型(着脱式)50A × 0.1m ³ /分 × 7.0m × 0.4kw	"	1
	"	散水ポンプ	水中汚水型(着脱式)50A × 0.16m ³ /分 × 17.0m × 1.5kw	"	1
	"	可動式吊り上げ装置	キャスト付簡易クレーン 手動ウインチ 最大吊荷重0.3t	"	1
	電機製作	レベルスイッチ	浮子転倒式レベルスイッチ	個	13
3	機械製作	紫外線消毒装置	開水路方式浸漬式(協会認定型) 低圧水銀ランプ方式 306m ³ /日以上	台	1
4	"	攪拌装置	ディフューザ 合成樹脂	個	14
	"	散気装置	微細気泡式 散気筒 特殊樹脂膜	個	40
	"	散水ノズル	コック式スプレーノズル 10L/分程度 合成樹脂	個	14
	"	消毒器	固形消毒剤溶解式 H1600 PVC	基	1
5	"	局所排気ファン	軸流ファン(耐食型) φ200 × 5.0m ³ /分 × 50kpa × 0.025kw	台	1

(13) 施設外観



別紙５－Ｆ マンホールポンプ（農排）

マンホールポンプ（農排）一覧

No.	地 区 名		名 称	台数 (台)
1	水口	和野巖峨	和野巖峨No. 1	2
2	水口	和野巖峨	和野巖峨No. 2	2
3	水口	和野巖峨	和野巖峨No. 3	2
4	水口	八田春日	八田春日No. 1	2
5	水口	八田春日	八田春日No. 2	2
6	水口	八田春日	八田春日No. 3	2
7	水口	八田春日	八田春日No. 4	2
8	水口	八田春日	八田春日No. 5	2
9	水口	中畑	中畑	2
10	土山	大河原	大河原P-1	2
11	土山	大河原	大河原P-2	2
12	土山	鮎河	鮎河P-1	2
13	土山	鮎河	鮎河P-2	2
14	土山	山内	山内P-1	2
15	土山	山内	山内P-2	2
16	土山	山内	山内P-3	2
17	土山	山内	山内P-4	2
18	土山	山内	山内P-5	2
19	土山	山内	山内P-6	2
20	土山	山内	山内P-7	2
21	土山	山内	山内P-8	2
22	土山	山内	山内P-9	2
23	土山	山内	山内P-10	2
24	土山	山内	山内P-11	2
25	土山	山内	山内P-12	2
26	土山	山内	山内P-13	2
27	土山	山内	山内P-14	2
28	土山	山内	山内P-15	2
29	土山	山内	山内P-16	2
30	土山	山内	山内P-17	2
31	土山	山内	山内P-18	2
32	土山	山内	山内P-19	2
33	土山	山内	山内P-20	2
34	土山	山内	山内P-21	2
35	土山	山内	山内P-22	2
36	土山	山内	山内P-23	2
37	土山	山内	山内P-24	2
38	甲賀	櫛野	櫛野 p 1	2
39	甲賀	櫛野	櫛野 p 2	2
40	甲賀	岩室	岩室 p 1	2
41	甲賀	岩室	岩室 p 2	2
42	甲賀	岩室	岩室 p 3	2
43	甲賀	岩室	岩室 p 4	2
44	甲賀	岩室	岩室 p 5	2
45	甲賀	岩室	岩室 p 6	2
46	甲賀	神保隠岐	神保隠岐 p 1	2
47	甲賀	神保隠岐	神保隠岐 p 2	2
48	甲賀	神保隠岐	神保隠岐 p 3	2
49	甲賀	神保隠岐	神保隠岐 p 4	2
50	甲賀	神保隠岐	神保隠岐 p 5	2

No.	地 区 名		名 称	台数 (台)	
51	甲賀	神保隠岐	神保隠岐 p 6	2	
52	甲賀	神保隠岐	神保隠岐 p 7	2	
53	甲賀	神保隠岐	神保隠岐 p 8	2	
54	甲賀	神保隠岐	神保隠岐 p 9	2	
55	甲賀	神保隠岐	神保隠岐 p 1 0	2	
56	甲賀	和田	和田 p 1	2	
57	甲賀	和田	和田 p 2	2	
58	甲賀	和田	和田 p 3	2	
59	甲賀	和田	和田 p 4	2	
60	甲賀	五反田	五反田 p 1	2	
61	甲賀	五反田	五反田 p 2	2	
62	甲賀	五反田	五反田 p 3	2	
63	甲賀	小佐治	小佐治 p 1	2	
64	甲賀	小佐治	小佐治 p 2	2	
65	甲賀	小佐治	小佐治 p 3	2	
66	甲賀	小佐治	小佐治 p 4	2	
67	甲賀	小佐治	小佐治 p 5	2	
68	甲賀	小佐治	小佐治 p 6	2	
69	甲賀	小佐治	小佐治 p 7	2	
70	甲南	稗谷	稗谷 p 1	2	
71	甲南	稗谷	稗谷 p 2	2	
72	甲南	磯尾	磯尾 p 1	2	
73	甲南	磯尾	磯尾 p 2	2	※未使用（浄化槽）
74	甲南	磯尾	磯尾 p 3	2	
75	甲南	磯尾	磯尾 p 4	2	
76	甲南	磯尾	磯尾 p 5	2	
77	信楽	宮町	宮町ポンプ	2	
78	信楽	畑	畑 P - 1	2	
79	信楽	畑	畑 P - 2	2	
80	信楽	上朝宮	上朝宮 P - 1	2	※未使用（浄化槽）
81	信楽	上朝宮	上朝宮 P - 2	2	※未使用（空き家）
82	信楽	上朝宮	上朝宮 P - 3	2	
83	信楽	下朝宮	下朝宮 P - 1	2	※未使用（浄化槽）
84	信楽	下朝宮	下朝宮 P - 2	2	
85	信楽	下朝宮	下朝宮 P - 3	2	
86	信楽	下朝宮	下朝宮 P - 4	2	
87	信楽	下朝宮	下朝宮 P - 5	2	※未使用（浄化槽）
88	信楽	下朝宮	下朝宮 P - 6	2	
89	信楽	下朝宮	下朝宮 P - 7	2	
90	信楽	宮尻	宮尻 P - 1	2	
91	信楽	宮尻	宮尻 P - 2	2	
92	信楽	宮尻	宮尻 P - 3	2	※未使用（汲み取り）
93	信楽	宮尻	宮尻 P - 4	2	
94	信楽	宮尻	宮尻 P - 5	2	
95	信楽	宮尻	宮尻 P - 6	2	
	合 計 （か所）		95		

※ 当該マンホールポンプの位置については、別冊の施設情報報告書に示す。

別紙５－G 真空下水道施設（農排）

- ・朝宮地区真空ステーション ２か所（真空ユニット １０７か所）
- ・宮町地区真空ステーション １か所（真空ユニット ４３か所）

地区名		名称	点検 ユニット数	台数	口径 (mm)	吐出量 (m ³ /min)	出力 (kW)	備考
信楽	朝宮	上朝宮真空ステーション	1	2	65	1.8	5.5	
信楽	朝宮	真空弁ユニット	36(78)					
信楽	朝宮	宮尻真空ステーション	1	2	50	1.26	3.7	
信楽	朝宮	真空弁ユニット	9(29)					
信楽	宮町	宮町真空ステーション	1	3	40	1.94	5.5	
信楽	宮町	真空弁ユニット	39(43)					
()内は令和7年度時点の全ユニット数								

別紙５－H 管路施設（農排）

・対象施設延長 約 1 3 4 k m

（内訳）

ア 水口 17,675 m

（地区別）和野巖峨地区 7,795 m

八田春日地区 7,918 m

中畑地区 1,962 m

イ 土山・信楽 56,505 m

（地区別）大河原地区 1,920 m

鮎河地区 7,951 m

山女原地区 1,487 m

山内地区 18,619 m

大沢地区 1,366 m

宮町地区 6,113 m

畑地区 1,616 m

朝宮地区 17,433 m

ウ 甲賀・甲南 60,413 m

（地区別）高嶺地区 4,785 m

櫟野地区 4,720 m

岩室地区 4,690 m

神保隠岐地区 11,157 m

和田地区 6,989 m

五反田地区 7,104 m

小佐治地区 10,809 m

唐戸川地区 903 m

稗谷地区 2,106 m

磯尾地区 7,150 m

【別紙6】業務範囲

種別	施設名	統括 管理業務	処理場等維持管理業務													管路施設等維持 管理業務			災害対応 業務	
			処理 場 維持 管理 業務	ボ ン プ 場 保 守 点 検 業 務	マン ホ ール ボ ン プ 保 守 点 検 業 務	真 空 下 水 道 施 設 保 守 点 検 業 務	電 気 保 安 管 理 業 務	電 気 設 備 点 検 業 務	消 防 設 備 点 検 業 務	水 質 及 び 汚 泥 分 析 業 務	水 質 検 査 業 務	真 空 シ ス テ ム メン テ ナ ンス 業 務	緊 急 対 応 業 務	修 繕 業 務	除 草 及 び 剪 定 業 務	腐 食 の 恐 れ の あ る 箇 所 点 検 業 務	水 管 橋 点 検 業 務	調 査 業 務	被 災 状 況 把 握 等	二 次 災 害 防 止 等 緊 急 措 置 ・ 対 応
公共下水 道施設	甲賀市土山オー・デュ・プール	○	○				○	○	○	○	○		○	○	○				△	△
	甲賀市信楽水再生センター	○	○				○	○	○	○	○		○	○					△	△
	山1ポンプ	○		○			○						○	○					△	△
	マンホールポンプ（公共）	○			○								○	○	○	□			△	△
	ユニットポンプ（公共）	○			○								○	○					△	△
	管路施設（公共）	○									○		○			□	□	○	△	△
	貴生川地区農業集落排水処理施設	○													○					
	飯道寺地区農業集落排水処理施設	○													○					
	今郷地区農業集落排水処理施設	○													○					
	宮地区農業集落排水処理施設	○													○					
農業集落 排水処理 施設	和野磯峨地区農業集落排水処理施設	○	●										●	●	●				△	△
	八田春日地区農業集落排水処理施設	○	●										●	●	●				△	△
	中畑地区農業集落排水処理施設	○	●										●	●	●				△	△
	大河原地区農業集落排水処理施設	○	●										●	●	●				△	△
	鮎河地区農業集落排水処理施設	○	●										●	●	●				△	△
	山女原地区農業集落排水処理施設	○	●										●	●	●				△	△
	山内地区農業集落排水処理施設	○	●										●	●	●				△	△
	大沢地区農業集落排水処理施設	○	●										●	●	●				△	△
	高嶺地区農業集落家庭排水処理施設	○	●										●	●	●				△	△
	標野地区農業集落家庭排水処理施設	○	●										●	●	●				△	△
	岩室地区農業集落家庭排水処理施設	○	●										●	●	●				△	△
	神保隠岐地区農業集落家庭排水処理施設	○	●										●	●	●				△	△
	和田地区農業集落家庭排水処理施設	○	●										●	●	●				△	△
	五反田地区農業集落家庭排水処理施設	○	●										●	●	●				△	△
	小佐治地区農業集落家庭排水処理施設	○	●										●	●	●				△	△
	唐戸川地区農業集落家庭排水処理施設	○	●										●	●	●				△	△
	稗谷地区農業集落排水処理施設	○	●										●	●	●				△	△
	磯尾地区農業集落排水処理施設	○	●										●	●	●				△	△
	宮町地区農業集落排水処理施設	○	●										●	●	●				△	△
	畑水と土循環施設	○	●										●	●	●				△	△
	朝宮地区農業集落排水処理施設	○	●								●		●	●	●				△	△
	マンホールポンプ（農排）	○			●								●	●	●	□			△	△
	真空下水道施設	○				●						●		●					△	△
	管路施設（農排）	○											●			□	■	●	△	△

凡例：○公共下水道処理場等維持管理業務、□公共下水道管路施設等維持管理業務
 ●農業集落排水処理場等維持管理業務、■農業集落排水管路施設等維持管理業務
 △災害時維持修繕協定

【別紙 7】 処理場等維持管理業務、管路施設等維持管理業務の内容

履行期間を通じて発注者が受注者に委託する処理場等維持管理業務及び管路施設等維持管理業務に関する範囲及び内容は以下のとおりである。

処理場等維持管理業務

事業種別	業務範囲	業務の内容の 記載場所
公共下水道事業	統括管理業務	別紙 7 - A - 1
	処理場維持管理業務（公共）	別紙 7 - A - 2
	ポンプ場保守点検業務（公共）	別紙 7 - A - 3
	マンホールポンプ保守点検業務（公共）	別紙 7 - A - 4
	電気保安管理業務（公共）	別紙 7 - A - 5
	電気設備点検業務（公共）	別紙 7 - A - 6
	消防設備点検業務（公共）	別紙 7 - A - 7
	水質及び汚泥分析業務（公共）	別紙 7 - A - 8
	水質検査業務（公共）	別紙 7 - A - 9
	緊急対応業務（公共）	別紙 7 - A - 10
	修繕業務（公共）	別紙 7 - A - 11
	除草及び剪定業務（公共）	別紙 11 - A
農業集落排水事業	統括管理業務	別紙 7 - A - 1
	処理場維持管理業務（農排）	別紙 7 - B - 1
	マンホールポンプ保守点検業務（農排）	別紙 7 - B - 2
	真空下水道施設保守点検業務（農排）	別紙 7 - B - 3
	水質検査業務（農排）	別紙 7 - B - 4
	真空システムメンテナンス業務（農排）	別紙 7 - B - 5
	緊急対応業務（農排）	別紙 7 - B - 6
	修繕業務（農排）	別紙 7 - B - 7
	除草業務（農排）	別紙 11 - B

管路施設等維持管理業務

事業種別	業務範囲	業務の内容の 記載場所
公共下水道事業	腐食の恐れのある箇所点検業務（公共）	別紙 8 - A
	水管橋等点検業務（公共）	別紙 9 - A
	調査業務（公共）	別紙 10 - A
農業集落排水事業	腐食の恐れのある箇所点検業務（農排）	別紙 8 - B
	水管橋等点検業務（農排）	別紙 9 - B
	調査業務（農排）	別紙 10 - B

別紙 7-A-1 統括管理業務

1 業務概要

本業務は、受注者が受託した個別業務の全てを統括することにより、適切なコスト管理及び適切な品質管理を行った上で、発注者の下水道事業サービスを提供し、受注者の適切な業務環境を創出することに加え、発注者のパートナーとして、発注者が行う業務についても助言・協力を行い、下水道事業の経営に貢献することを目的とする。

2 対象施設

本業務の対象施設は、本委託に関するすべての施設とする。

3 業務の内容

統括管理業務の内容は、次のとおりである。

- (1) 統括マネジメント
- (2) データ管理支援
- (3) セルフモニタリング

4 統括管理業務の要求水準

(1) 統括マネジメント

- 1) 受注者は、適切な手順に従って、次の各号に示す業務を行うこと。
 - ア 各種業務計画書の確認
 - イ 業務履行計画書及び年度業務報告書の確認
 - ウ 個別業務の履行状況の管理等の実施
 - エ 発注者との調整
 - オ 緊急時対応、運転操作などに関するマニュアルの作成
- 2) 統括管理責任者は、本委託の実施責任者とし、業務全般の一元的統括管理をしなければならない。
- 3) 統括管理責任者は、日常の業務履行に当たって、監督職員との連絡及び協議を行わなければならない。
- 4) 統括管理責任者は、重要な打合せには必ず出席しなければならない。

(2) データ管理支援

- 1) データ管理支援の業務は、本件各業務で得た情報を利活用できるように電子データにて適切に蓄積・管理することを目的とする。
- 2) 受注者は、適切な手順に従って、次の各号に示す業務を行うこと。
 - ア 公共下水道処理場等維持管理業務に関する維持管理情報の電子データ化
 - イ 公共下水道管路施設等維持管理業務に関する維持管理情報の電子データ化

- ウ 農業集落排水処理場等維持管理業務に関する維持管理情報の電子データ化
- エ 農業集落排水管路施設等維持管理業務に関する維持管理情報の電子データ化
- オ 災害時維持修繕協定に関する情報の電子データ化

- 3) 本件施設に関する各種マニュアル、各種計画書、図面、台帳等を履行期間にわたり、発注者と協議の上、適切に管理すること。
- 4) 電子データの記録及び保管方法については、発注者と協議を行い決定すること。
- 5) 第三者への情報漏洩等を発生させないこと。
- 6) 受注者は、維持管理情報を、発注者が導入しているシステム等に記録・保管できるよう電子データ（緊急時・災害時対応等に係る情報を含む。）を管理し、また、必要時に引き出せるようにすること。
- 7) 施設情報は、常に最新の情報がわかるようにしておくこと。

(3) セルフモニタリング

- 1) セルフモニタリングは、受注者が実施する業務などが、本件契約書やこの要求水準書と内容が適合しているか又は齟齬が生じていないかをセルフモニタリングにより確認し、改善措置を含めて発注者に報告・助言を行うことを目的とする。
- 2) 受注者は、適切な手順に従って、次の各号に示す事項を実施すること。
 - ア セルフモニタリング計画書の作成
 - イ セルフモニタリングの実施
 - ウ セルフモニタリング報告書の作成
- 3) 受注者は、発注者が受注者の業務の進捗を把握するために、定期的に業務報告書を提出すること。

別紙 7-A-2 処理場維持管理業務（公共）

1 業務概要

本業務は、処理場に流入した下水を高度処理し、排水基準以下で放流するため実施するものである。汚泥処理については、下水処理過程で発生する汚泥を脱水し甲賀広域行政組合衛生センターまで搬送すること。

2 対象施設

本業務の対象施設は、次の公共下水道施設とする。

- | | |
|------------------|-------------|
| ア 甲賀市土山オー・デュ・ブール | 別紙 4-A-1 参照 |
| イ 甲賀市信楽水再生センター | 別紙 4-A-2 参照 |

3 業務の内容

（1）処理場維持管理業務（公共）の内容は、次のとおりである。

- 1) 各種機器の点検、調整、整備及び清掃（以下「保守点検」という。）
- 2) 運転操作及び監視（以下「運転操作監視」という。）
- 3) 維持管理に必要な水質、汚泥試験の補助及び流入水質等の監視（以下「水質検査」という。）
- 4) 簡単な修理、改造及び造作
- 5) 沈砂、し渣の排除
- 6) 受注者が実施する本業務以外の施設保守点検業務の立会、監視等
- 7) 施設運転状況、保守点検その他、記録の整理事務
- 8) 脱水ケーキの搬送処分
- 9) 備品、消耗品の管理及び機械台帳、電気台帳の整理
- 10) 各棟内の清掃作業
- 11) 場内の修景施設の清掃及び除草・剪定
- 12) 施設見学案内の補助業務
- 13) その他委託業務遂行上必要と認められる事項

（2）委託業務から除外する業務の内容は、次のとおりである。

- 1) 電子計算機及び周辺機器の保守点検業務
- 2) 高所作業に係るもの
- 3) 施設の警備

4 基本条件

（1）勤務体制及び勤務日数

本業務は、性能発注方式を採用するため、勤務体制の内容は規定しないが、委託業務遂

行上必要な場合はこれに関わらず、それに必要な体制をとるものとする。

なお、従前までの仕様発注における特記仕様は次のとおりであるため参考とされたい。

【参考情報】

従前までの仕様発注における特記仕様

1 水処理施設

1) 運転操作監視業務

ア 甲賀市土山オー・デュ・ブル

年間を通じ昼間3名以上の体制とする。ただし土曜、日曜、祝祭日、年末年始の特別休暇（以下「休日」という。）は除く。

イ 甲賀市信楽水再生センター

年間を通じ昼間原則2名以上の体制とする。ただし、休日は除く。

2) 運転操作監視業務を除く他の業務

ア 甲賀市土山オー・デュ・ブル

年間作業日は、原則として休日を除く日とする。

イ 甲賀市信楽水再生センター

前アに同じ

2 汚泥処理

汚泥処理に関する運転操作監視業務の一環として、水処理から発生する汚泥を適切に脱水し、搬送・処分するものとする。また、昨年度の汚泥量を【別紙21】に示す。

(2) 有資格者

本業務に必要な資格は、下記のとおりとする。また、業務履行計画書に有資格者の氏名を記載し、資格者証（写）を添付すること。なお、環境計量士以外の有資格者は各処理場毎に常駐すること。

- 1) 下水道管理技術認定試験（処理施設）又は下水道技術検定（第3種技術検定）
- 2) 電気工事士第1種
- 3) 第2種酸素欠乏危険作業主任者（酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者）技能講習修了者
- 4) 乙種第4類危険物取扱者
- 5) 玉掛技能講習修了者
- 6) 環境計量士

5 処理場維持管理業務（公共）の要求水準

(1) 業務報告

- 1) 受注者は、業務実績を明らかにするため、月報、運転操作、点検、修理、事故、支

給品（原材料、消耗品）使用状況及び双方協議の上、必要とされた業務の報告書を正確かつ迅速に作成して監督職員に提出すること。

2) 受注者は、定期点検毎に点検管理報告書を作成し、監督職員に提出すること。

3) 受注者は、定期点検又は定期巡回において故障又は異常を発見したときは、対処方法等を直ちに監督職員に連絡すること。

4) 受注者は、故障、異常発生時には、速やかに事態の改善、原因の究明及び問題の解決等必要な措置を講じること。

(2) 異常時の運転

集中豪雨、台風等の異常時は、流入水量、停電の有無等の状況を速やかに監督職員に報告するとともに、運転操作方法について監督職員と協議しなければならない。

(3) 遵守すべき法定基準

受注者は、【別紙 20】（放流水質に係る基準）に規定する法定基準を遵守し、処理場等の運転及び管理を行わなければならない。

(4) 達成すべき契約基準

受注者は、前項記載の法定基準及び【別紙 21】（汚泥性状に係る基準）に規定する汚泥性状に係る契約基準（以下、これらを総称して「契約基準」という。）を達成するよう処理場等の運転及び管理を行うものとする。

なお、本委託では、契約基準よりも良好な放流水質等を確保するために、発注者又は受注者が独自に設定する目標基準を設定するものとする。

(5) 契約基準の状況確認

契約基準の状況確認は、次の方法にて行う。

1) 放流水質に関する契約基準の状況確認は、受注者が実施する水質及び汚泥分析業務によって得られた測定結果により行う。

2) 汚泥性状に関する契約基準については、受注者が実施する水質及び汚泥分析業務によって得られた測定結果により行う。

(6) 法定基準未達時等の取扱い

法定基準未達とは、(3)（遵守すべき法定基準）の規定を遵守できなかった場合とし、受注者は、法定基準未達時には、速やかに発注者に報告し、発注者による業務改善、施設改善等の指示に従わなければならない。

なお、発注者は、法定基準未達時には、本件契約書に規定する範囲内でサービスの対価を減額できるものとし、受注者が指示に従わない場合は、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができる。

(7) 契約基準未達時等の取扱い

契約基準未達時とは、(4)（達成すべき契約基準）の規定を達成できなかった場合とし、受注者は、契約基準未達時には、速やかに発注者に報告するものとする。

受注者の実施する業務内容の水準が本市で定める水準を下回ることが判明した場合、

発注者は、受注者に対して改善計画書の提出を求め、契約基準を達成するよう指示することができるものとする。受注者は、当該指示に従うとともに、改善状況を発注者に報告するものとする。

なお、発注者は、業務内容の速やかな改善を求めるとともに、受注者が改善計画書に基づき業務を行わない場合、又は、誠意を持って契約基準を達成するよう運転をしない場合には、本件契約書に規定する範囲内でサービスの対価を減額できる。

(8) 受注者の責任の免除

発注者は、受注者の責務に帰することができない要因によると発注者が判断した場合においては、契約基準未達時であっても受注者に責任を求めないものとする。

発注者は、次の場合においては、法定基準未達時であっても受注者に責任を求めないものとする。

- 1) 処理場の流入水に関し、【別紙 1 9】(流入水の条件) に規定する基準の範囲を逸脱している場合
- 2) 処理場等の施設に対し、水質に重大な影響を及ぼす有害物質、化学物質等が流入した場合
- 3) ポンプ施設に対し、吐出能力を超える水量が流入した場合
- 4) 天災に起因する場合
- 5) その他受注者の責務に帰することができない要因によると発注者が判断した場合
なお、前各号に掲げた事態が発生した場合は、受注者は緊急措置を講じた上で、その事態の内容、想定される処理場等への影響及び緊急措置の内容を速やかに発注者へ報告しなければならない。

6 保守点検要領

(1) 保守点検項目

- 1) 対象施設の正常な機能を維持するため、下水道法施行令又は厚生労働省令等で定める保守点検の技術上の基準によるとともに、維持管理要領に基づくものとする。
- 2) 保守点検にあたり詳細事項及び注意事項については協議によるものとする。
- 3) 受注者は、点検管理日報を 2 部作成し、1 部を監督職員に提出し、1 部を受注者において 5 年間保管する。

(2) 成果品

- 1) 成果品は点検管理日誌、現場作業写真、汚泥移送引抜表、事故時緊急点検表、及び現場打合せ表を A 4 サイズで 1 部提出すること。
- 2) 成果品は、保守点検及び修理等を行ったのち速やかに監督職員に報告し、完了時にまとめて提出すること。
- 3) 重要な保守点検及び修理を行った場合は写真撮影すること。撮影については、点検前、点検中、点検後がわかるものとし、黒板に委託名、処理場名、作業内容、現況等

を記入すること。

(3) 修理、消耗品の交換

- 1) 故障又は異常に伴う修理は、速やかに対応するとともに、対処方法等を直ちに監督職員に連絡すること。
- 2) 消耗品の交換等は、原則として、定期巡回時に行うこと。

(4) 日常消耗品類

業務履行に必要な次の消耗品類は、受注者の負担とする。

- ア 潤滑油類（補充用及び交換用オイル、グリース等）
- イ 掃除用品（清掃用具、ウエス、洗浄油等）
- ウ 衛生用品（石鹼、消毒薬、救急用薬品等）
- エ その他日用品

(5) 汚泥運搬車の手配

汚泥の運搬に使用する車両は受注者にて準備すること。

(6) その他

定期点検時以外においても監督職員が必要と認める場合は立ち会うこと。また、処理施設運転状況等の書類作成が必要な場合はこれに協力すること。

7 維持管理要領

処理場の維持管理の実施にあたり次のとおり実施するものとする。

- (1) 処理施設の総合的な管理を行い、機器・水質等について技術的な判断により、機器機能等の維持を図るものとする。
- (2) スクリーン、破砕機、送風機については適時これを点検し、必要に応じて注油・ベルト交換及び調整等を行い、適正な稼働の維持を行うこと。
- (3) ポンプ類については、ポンプ音・振動・温度・電磁計の指示・吐出量・油漏れは適時点検するものとする。ポンプまわりの異物の詰まりについては、ポンプを引き上げ後、取り除くものとする。
- (4) ブロアについては、音・振動・摩擦を点検し、必要に応じて注油・オイル交換・ベルトの交換を行うこと。
- (5) 電気盤は指示値とで絶縁抵抗値等を適時チェックし、適正な稼働を行うこと。
- (6) 計測類の電磁流量計・pH計については、定期的に清掃・点検・調整を行うこと。
- (7) 各処理過程での確認はパックテスト及び採水を行い、流量の調整・ばっ気量の設定・返送汚泥量の調整・スカム及び汚泥の移送等の調整を行うこと。また、汚泥の減量化に努力し、上澄水、中間水、の原水槽等への移送作業を行うこと。
- (8) 各施設で異常が発生した時は、速やかに対応するとともに、機器の点検・機能復旧を行うこと。また、特に緊急を要する事項に対しての異常対応は、24時間対応とする。
- (9) 消毒剤については、適正量の補給を必ず行うものとする。

- (10) 汚泥管理については、水質に大きな影響を与えるため特に注意すること。また、監督職員と密接に連絡を取り作業を行うこと。
- (11) 各単位装置別のポンプでは、ポンプの稼動・スカムの発生・汚泥の滞積状況を定期的に点検し、ポンプ回りの清掃・オイル交換・フロートの清掃等を実施し、巡回管理日報に記載すること。
- (12) 提出書類については、各翌月10日までに各処理施設での点検報告書に作業写真を添付し、部分完了届とともに提出すること。
- (13) クレーンについて、労働安全衛生法及びクレーン等安全規則に基づき、検査証の有効期間の更新を行うための性能検査を受け、これに合格するために必要な検査、整備を行うこと。
- (14) 汚泥引抜完了報告、緊急対応報告は、その都度関係書類を付けて提出すること。
- (15) 提出書類については基本的に市様式にて提出する。
- (16) その他維持管理に必要な項目については、打合せにより実施するものとする。
- (17) スtockマネジメント等市が発注した工事（委託）が行われる場合はその工事（委託）に協力すること。

8 水質検査要領

(1) 調査項目（数量は1年当たり）

水温、pH、BOD、COD、SS、アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素、T-N、有機性窒素、リン酸イオン、T-P、大腸菌数、MLSSの14項目について行うものとし、1処理場1年当たりの回数については下記の表による。

水質検査検体表

項 目	原 水	放 流 水	活性汚泥
水温	2 4 検体	2 4 検体	—
水素イオン濃度 (pH)	2 4 検体	2 4 検体	—
生物化学的酸素要求量 (BOD)	2 4 検体	2 4 検体	—
化学的酸素要求量 (COD)	2 4 検体	2 4 検体	—
浮遊物質 (SS)	2 4 検体	2 4 検体	—
アンモニア性窒素	2 4 検体	2 4 検体	—
亜硝酸性窒素	2 4 検体	2 4 検体	—
硝酸性窒素	2 4 検体	2 4 検体	—
窒素含有量 (T-N)	2 4 検体	2 4 検体	—
有機性窒素	2 4 検体	2 4 検体	—
リン酸イオン	2 4 検体	2 4 検体	—
磷含有量 (T-P)	2 4 検体	2 4 検体	—
大腸菌数	2 4 検体	2 4 検体	—
活性汚泥浮遊物質 (MLSS)	—	—	2 4 検体

(2) 採水方法

- 1) 原水は、原水槽の流入口又は汚水計量槽で採水する。
- 2) 処理水は、放流槽で採水する。
- 3) MLSSは、OD槽でばっ気攪拌工程中又は工程終了直後に採水する。
- 4) 原則として原水、放流水、活性汚泥の水質検査は1か月に2回行うこと。

(3) 注意事項

- 1) 採水は、各々の調査箇所において原水が流入されているとき、処理水が排出されているときに行うものとする。
- 2) 採水は、定時に代表的試料を得るように慎重に行うとともに、同一柄杓を用いる場合は、汚濁度の低い放流水側から順次、原水側に移行する。
- 3) 冬季を除き、採水試料は氷等で冷却の上、保管する。

(4) 必要資格

水質分析については、滋賀県環境計量証明事業者（濃度）に登録のある事業者が実施するとともに、環境計量士登録のある有資格者が実施すること。

(5) 調査方法

水質分析測定方法は、下水道の水質の検定方法に関する省令及び日本工業規格に定められた方法により行うものとする。

水質分析測定方法

項 目	測 定 方 法
水温	規格 7.2 に定める方法
水素イオン濃度 (pH)	JIS K-0102. 12. 1
生物化学的酸素要求量 (BOD)	JIS K-0102. 21, 溶存酸素32. 3
化学的酸素要求量 (COD)	JIS K-0102. 17
浮遊物質 (SS)	昭和 4 6 年環境庁告示第 5 9 号付表 9
アンモニア性窒素	JIS K-0170-1
亜硝酸性窒素	JIS K-0170-2
硝酸性窒素	JIS K-0170-2
窒素含有量 (T-N)	JIS K-0102. 45. 2
有機性窒素	JIS K-0170-3
リン酸イオン	JIS K-0170-4
磷含有量 (T-P)	JIS K-0102. 46. 3. 1
大腸菌数	昭和 3 7 年厚生省・建設省令第 1 号 (下水の水質の検定方法に関する省令)
活性汚泥浮遊物質 (MLSS)	下水試験法第 2. 3. 6

(6) 結果報告

- 1) 結果報告書は、1 部提出すること。なお、この報告書は受注者においても 5 年間保存しなければならない。
- 2) 各処理施設の水質基準は【別紙 2 0】のとおりとし、水質基準を満たせないものについてはその理由、原因を調査特定し、対応策を検討して当月中に報告すること。

9 ユーティリティ費について

- (1) ユーティリティ費に関する実績を【別紙 2 2】に示す。

別紙 7-A-3 ポンプ場保守点検業務（公共）

1 業務概要

本業務は、ポンプ場を良好に維持し、機能を十分発揮させるため実施するものである。

2 対象施設

本業務の対象施設は、山 1 ポンプ（別紙 4-B 参照）とする。

3 業務の内容

ポンプ場保守点検業務の内容は、次のとおりである。

1) ポンプ定期点検

- ア 外観確認
- イ 振動、騒音確認
- ウ ポンプ能力確認
- エ 運転電圧値、運転電流値、絶縁抵抗値確認

2) 空気注入機定期点検

- ア 空気注入圧力確認
- イ 運転電流値確認
- ウ 振動、騒音確認
- エ ドレン抜き状態確認

3) 制御盤定期点検

- ア 自動運転作動状況確認
- イ 警報確認
- ウ 自動通報装置作動状況確認
- エ スイッチ作動確認
- オ 圧力式水位計動作状況確認
- カ 各表示灯の点灯確認
- キ 配線確認

4) 槽内内部目視点検

- ア 槽内内部確認
- イ マンホール確認
- ウ 水位計確認

5) 清掃作業（高圧洗浄）

6) 緊急異常通報時の事態の改善及び原因の究明

4 基本条件

(1) 業務実施頻度

- 1) 定期点検は、年間2回（半年に1回）行うものとする。
- 2) 故障、異常発生時の対応等は、発生時点で速やかに行うこと。

(2) 有資格者

本業務に必要な資格は、下記のとおりとする。また、業務履行計画書に有資格者の氏名を記載し、資格者証（写）を添付すること。

- 1) 電気工事士第1種
- 2) 第2種酸素欠乏危険作業主任者（酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者）技能講習修了者
- 3) 玉掛技能講習修了者

(3) 受注者の負担経費

業務履行に必要な日常消耗品類は、受注者の負担とする。

5 ポンプ場保守点検業務の要求水準

(1) 業務報告

- 1) 受注者は、業務実績を明らかにするため、月報、運転操作、点検、修理、事故、支給品（原材料、消耗品）使用状況及び双方協議の上、必要とされた業務の報告書を正確かつ迅速に作成して監督職員に提出すること。
- 2) 受注者は、定期点検毎に点検管理報告書を作成し、監督職員に提出すること。
- 3) 受注者は、定期点検又は定期巡回において故障又は異常を発見したときは、対処方法等を直ちに監督職員に連絡すること。
- 4) 受注者は、故障、異常発生時には、速やかに事態の改善、原因の究明及び問題の解決等必要な措置を講じること。

(2) 業務管理

- 1) 当施設は常に連続運転を基本にしているため、本業務にあたっては事前に業務履行計画書を提出し、監督職員と打合せの上、承諾と指示に従い責任をもって作業を行うこと。
- 2) 本業務実施にあたってはあらかじめ業務総括責任者を定め、事故災害のないよう作業に十分注意を喚起し、作業管理上の責任者（統括管理責任者、業務総括責任者等）は、作業中、常に災害防止に留意し作業員を監督すること。
- 3) 本業務中は既設構造物等を破損しないように保護養生の上、十分注意し、もし破損した場合は監督職員の指示に従い速やかに補修すること。
- 4) 点検結果は各施設、各箇所別に整理し、現状点検結果と改善、修繕が必要な箇所について早急に監督職員へ報告すること。

(3) その他

対象施設については、作業後清掃を行い、整理整頓には特に心がけ、蓋等の施錠は必ず行うこと。

6 保守点検要領

対象施設の保守点検の実施にあたり下記のとおり実施するものとする。

(1) 保守点検項目

- 1) 対象施設の正常な機能を維持するため、下水道法施行令又は厚生労働省令等で定める保守点検の技術上の基準によるとともに、維持管理要領に基づくものとする。
- 2) 保守点検にあたり詳細事項及び注意事項については協議によるものとする。
- 3) 受注者は、点検管理日報を2部作成し、1部を監督職員に提出し、1部を受注者において5年間保管する。

(2) 成果品

- 1) 成果品は点検管理日誌、現場作業写真、汚泥移送引抜表、事故時緊急点検表、及び現場打合せ表をA4サイズで1部提出すること。
- 2) 成果品は、保守点検及び修理等を行ったのち速やかに監督職員に報告し、完了時にまとめて提出すること。
- 3) 重要な保守点検及び修理を行った場合は写真撮影すること。撮影については、点検前、点検中、点検後がわかるものとし、黒板に委託名、処理場名、作業内容、現況等を記入すること。

(3) 修理、消耗品の交換

- 1) 故障又は異常に伴う修理は、速やかに対応するとともに、対処方法等を直ちに監督職員に連絡すること。
- 2) 消耗品の交換等は、原則として、定期巡回時に行うこと。

(4) 日常消耗品類

業務履行に必要な次の消耗品類は、受注者の負担とする。

- ア 潤滑油類（補充用及び交換用オイル、グリース等）
- イ 掃除用品（清掃用具、ウエス、洗浄油等）
- ウ 衛生用品（石鹼、消毒薬、救急用薬品等）
- エ その他日用品

(5) 保守点検作業内容

1) 事前作業

マンホール内にて作業する際には、事前に酸素濃度測定及び硫化水素濃度測定を実施する。

2) 目視作業

機器及び全体の外観を目視し、損傷、亀裂、漏れ、さび及び臭気、音により正常か否かを判断する。

3) 触感作業

機器に手を触れ、振動、温度等により正常か否かを判断する。

4) 確認作業

各機器の圧力、温度、流量、電流等、計器の指示値を読み、正常か否かを判断する。

5) 測定作業

各機器の摩擦状態及び作動が、正常か否か測定計器（温度計、振動計、回転計等）を使用して調べる。

6) 調整作業

機器の正常状態からのずれを補正するために行う。

7) 記録作業

点検結果を所定の用紙に記録する。（定期点検結果記録票）

（6）清掃作業（高圧洗浄）

1) 点検時にポンプ及びマンホール内を高圧洗浄機により清掃を行うこと。

2) 高圧洗浄機による清掃作業は、年1回以上行うこと。

（7）緊急異常通報時の対応

1) 緊急の異常通報時の事態が発生した場合は、事態の改善を早急に行い、原因究明を行い、その内容を必ず監督職員へ速やかに報告すること。

2) 対象施設の故障等発生時には、連絡が入り次第、速やかに修理点検し、監督職員に報告すること。また別途、修繕が必要な場合は、監督職員の指示を受けること。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

（8）その他特記事項

1) 対象施設の総合的な管理を行い、機器について技術的な判断により、良好な機器機能等の維持を図るものとする。

2) ポンプについては、ポンプ音・振動・吐出量・油漏れは適時点検するものとする。

3) 異物の詰まり等が生じた場合は、ポンプを引き上げた後、異物を取り除くこと。

4) マンホール内の目視及び入る場合は、酸素濃度・硫化水素濃度を必ず測定すること。

5) 制御盤は指示値と絶縁抵抗値等を随時チェックし、適正な稼働を行うこと。

6) 警報制御装置の異常発報の確認を1回以上行うこと。（テスト発報）

7) 緊急を除いては、基本的に書面にて連絡調整を行うこと。（業務打合簿の作成）

8) その他保守点検に必要な項目については、打合せ、協議により実施するものとする。

9) 定期点検時以外においても監督職員が必要と認める場合は立ち会うこと。また、施設運転状況等の書類作成が必要な場合はこれに協力すること。

7 維持管理要領

ポンプ場の維持管理の実施にあたり次のとおり実施するものとする。

- (1) ポンプ場の総合的な管理を行い、機器機能等の適正な稼働の維持を図るものとする。
- (2) ポンプ類については保守点検業務の内容に従い、ポンプ音・振動・温度・電磁計の指示・吐出量等を点検するものとする。ポンプまわりの異物の詰まりについては、ポンプを引き上げ後、取り除くものとする。
- (3) 電気盤は指示値とで絶縁抵抗値等を適時チェックし、適正な稼働を行うこと。
- (4) 各施設で異常が発生した時は、速やかに対応するとともに、機器の点検・機能復旧を行うこと。また、特に緊急を要する事項に対しての異常対応は、24時間対応とする。
- (5) 提出書類については、各翌月10日までに各処理施設での点検報告書に作業写真を添付し、部分完了届とともに提出すること。
- (6) 提出書類については基本的に市様式にて提出する。
- (7) その他維持管理に必要な項目については、打合せにより実施するものとする。

別紙 7-A-4 マンホールポンプ保守点検業務（公共）

1 業務概要

本業務は、マンホールポンプの能力を維持し、機能を十分発揮させるため実施するものである。

2 対象施設

本業務の対象施設は、発注者が所管する公共下水道施設のマンホールポンプ（別紙 4-C 参照）及び山 1 ポンプを含めた 192 箇所とする（未使用箇所は箇所数に含まない）。

3 業務の内容

マンホールポンプ保守点検業務（公共）の内容は、次のとおりである。

（1）保守点検（電気関係）

- ア 電圧測定
- イ 電流測定
- ウ 絶縁抵抗測定
- エ 稼働時間

（2）保守点検（制御盤）

- ア 表示ランプ点灯確認
- イ 機器動作の確認
- ウ 外傷・腐食
- エ 結線（端子盤）確認

（3）保守点検（警報制御装置）

- ア 保護装置の確認（ネジの緩み、腐食、損傷）
- イ フロートの動作確認（警報発報確認）
- ウ パトライトの確認
- エ 警報ブザーの確認
- オ 電力量

（4）保守点検（ポンプ槽内）

- ア マンホール蓋にがたつき
- イ マンホール内に異物、堆積物
- ウ マンホール内に損傷
- エ ポンプ・逆止弁の異常振動、異音
- オ マンホール内に侵入水
- カ ケーブルの損傷、よじれ
- キ 水位計（フロート）の稼働、停止位置

- ク ポンプの外傷、腐食
- ケ マンホール内酸素測定
- コ マンホール内硫化水素測定
- サ 洗浄車による洗浄
- (5) 清掃作業（高圧洗浄）
- (6) 汚泥移送作業
- (7) 緊急異常通報時の事態の改善及び原因の究明

4 基本条件

(1) 業務実施頻度

- 1) 保守点検の定期巡回は、年6回の点検とし、2か月に1回行うものとする。
- 2) 高圧洗浄機による清掃作業は、年1回以上行うものとする。

(2) 有資格者

本業務に必要な資格は、下記のとおりとする。また、業務履行計画書に有資格者の氏名を記載し、資格者証（写）を添付すること。

- 1) 電気工事士第1種
- 2) 第2種酸素欠乏危険作業主任者（酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者）技能講習修了者
- 3) 玉掛技能講習修了者

(3) 受注者の負担経費

業務履行に必要な日常消耗品類は、受注者の負担とする。

5 マンホールポンプ保守点検業務の要求水準

(1) 業務報告

- 1) 受注者は、業務実績を明らかにするため、月報、運転操作、点検、修理、事故、支給品（原材料、消耗品）使用状況及び双方協議の上、必要とされた業務の報告書を正確かつ迅速に作成して監督職員に提出すること。
- 2) 受注者は、定期巡回において故障又は異常を発見したときは、対処方法等を直ちに監督職員に連絡すること。
- 3) 受注者は、故障、異常発生時には、速やかに事態の改善、原因の究明及び問題の解決等必要な措置を講じること。

(2) 業務管理

- 1) 当施設は常に連続運転を基本にしているため、本業務にあたっては事前に業務履行計画書を提出し、監督職員と打合せの上、承諾と指示に従い責任をもって作業を行うこと。
- 2) 本業務実施にあたってはあらかじめ業務総括責任者を定め、事故災害のないよう

作業に十分注意を喚起し、作業管理上の責任者（統括管理責任者、業務総括責任者等）は、作業中、常に災害防止に留意し作業員を監督すること。

3) 本業務中は既設構造物等を破損しないように保護養生の上、十分注意し、もし破損した場合は監督職員の指示に従い速やかに補修すること。

4) 点検結果は各施設、各箇所別に整理し、現状点検結果と改善、修繕が必要な箇所について早急に監督職員へ報告すること。

(3) その他

対象施設については、作業後清掃を行い、整理整頓には特に心がけ、蓋等の施錠は必ず行うこと。また、別紙4-Cの表に記載する(※)のマンホールポンプについては未使用箇所のため、点検対象外とすること。

6 保守点検要領

別紙7-A-3の第6項（保守点検要領）と同じとする。

7 その他

(1) マンホールポンプ汚泥移送作業

汚泥移送作業の回数は、1年当たり6回（車両重量4t×5回（半日）、10t×1回（半日））とする。

また、この回数を超える可能性がある汚泥移送については、発注者と協議を行うこと。

(2) ユーティリティ費

ユーティリティ費に関する実績を【別紙22】に示す。

別紙 7-A-5 電気保安管理業務（公共）

1 業務概要

本業務は、自家用電気工作物である対象施設の電気設備について、適切かつ効率的な保守点検を行うため、電気事業法第43条に基づく同法施行規則第52条第2項の規定に基づく電気保安管理を実施するものである。

2 対象施設

本業務の対象施設は、次の公共下水道施設とする。

- ア 甲賀市土山オー・デュ・ブール 別紙4-A-1 参照
設備容量：受電設備総容量及び電圧（300kVA・6600V）
非常用発電設備容量（200kVA）
- イ 甲賀市信楽水再生センター 別紙4-A-2 参照
設備容量：受電設備総容量及び電圧（500kVA・6600V）
非常用発電設備容量（200kVA）
- ウ 山1ポンプ 別紙4-B 参照
設備容量：受電設備総容量及び電圧（150kVA・6600V）

3 業務の内容

電気保安管理業務の内容は、次のとおりである。

- 1) 電気工作物の設置又は変更の工事についての設計の審査、工事中の巡視、点検及び測定・試験、また竣工検査の実施
- 2) 電気工作物の維持及び運用を適正に行うための定期的点検、巡視、測定及び試験の実施
なお、点検の種類及び回数などの詳細業務内容については、別表1から別表2まで（以下単に「別表」という。）に掲げるとおりとし、発注者と受注者双方協議の上、決定するものとする。また、別表の注釈はよく確認しておくこと
- 3) 電気工作物の維持及び運用に関する中部近畿産業保安監督部長への提出書類及び図面について、その作成及び手続きの助言
- 4) 電気事業法第107条第3項に基づく立入検査への立会い
- 5) 電気工作物事故発生時の応急処置の指導及び事故原因探求への協力並びに再発防止のため、とるべき措置の指導、助言及び必要に応じた臨時点検の実施
- 6) 各点検等終了後速やかに点検結果の書面による報告
- 7) その他、業務を履行するために必要な事項を協議の上実施

4 電気保安管理業務の要求水準

(1) 保安管理の方法

- 1) 点検に関しては、月次点検とする。ただし、保安管理の際、低圧絶縁監視装置を設置し用いる場合はこの限りとせず、隔月点検と読み替えることができるものとする。この場合、仕様書及び別表の月次点検は隔月点検と読み替えること。設置に関しては監督職員にその旨を説明すること。
- 2) 年次点検に関して、停電により設備を停止状態にして行う点検は3年に1回とする。
- 3) 年次点検の区分は、次のとおりとする。ただし、最終的な保安管理方法は監督職員と協議により決定するものとする。

ア 甲賀市土山オー・デュ・ブル

令和9年度：年次点検Ⅰ

令和10年度：年次点検Ⅰ

令和11年度：年次点検Ⅱ

イ 甲賀市信楽水再生センター

令和9年度：年次点検Ⅰ

令和10年度：年次点検Ⅰ

令和11年度：年次点検Ⅱ

ウ 山1ポンプ

令和9年度：年次点検Ⅰ

令和10年度：年次点検Ⅰ

令和11年度：年次点検Ⅱ

(2) 資料の提出

受注者は、業務の実施に先立ち、実施体制、委託全期間及び当該年間実施工程、業務担当者が有する資格等、業務を適正に実施するために必要な事項を記載した「業務計画書」のほか、必要に応じ、下記に掲げる書類を提出すること。なお、提出資料の様式は、任意のものとする。

1) 個人事業者

ア 資格証明書（電気主任技術者免状の写し）及び実務経歴証明

イ 有している機械器具及び安全作業用具の一覧

ウ 受注している事業所の需要設備、発電所容量並びに換算係数を乗じて得た値の一覧

エ 主たる連絡場所から当該事業場までの距離、到達時間及び交通機関

オ 緊急時の連絡方法、連絡先

カ 受電設備保証制度の資料

2) 法人

- ア 電気事業法施行規則第52条の2第2号ニに規定される法人のマネジメントシステム
- イ 有している機械器具及び安全作業用具の一覧
- ウ 保安管理業務を担当する事業所の保安管理業務に従事する者（以下「保安業務担当者」という。）の保安業務担当者別の受託軒数並びに換算係数を乗じて得た値の合計値一覧
- エ 主たる連絡場所から当該事業場までの距離、到達時間及び交通機関
- オ 緊急時の連絡方法、連絡先及び事故対応代務者の一覧
- カ 受電設備保証制度の資料

別表 1 (信楽水再生センター、土山オー・デュ・ブル)

設 備		点検項目	工事期間中の 巡視、点検 [週1回]	月次点検 [1回/月]	年次点検	
					[1回/年]	
					年次点検 Ⅰ	年次点検 Ⅱ
引 込 設 備	区分開閉器	外観点検	○	○	○	○
		10キロボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
		継電器の動作試験			△	○
		継電器の慣性特性試験			△	○
		継電器の動作特性試験			△	○
		開閉器と継電器の連動試験			△	○
	引込線、支持物、 ケーブル等	外観点検	○	○	○	○
		10キロボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
受 電 設 備	断路器	外観点検	○	○	○	○
		10キロボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
	電力用ヒューズ	外観点検	○	○	○	○
		10キロボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
	遮断器、負荷開閉器	外観点検	○	○	○	○
		10キロボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
		継電器の動作試験			△	○
		継電器の慣性特性試験			△	○
		継電器の動作特性試験			△	○
		遮断器、開閉器と継電器の連動試験			△	○
	変圧器	外観点検	○	○	○	○
		10キロボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
		内部点検			△	△
		絶縁油の酸価度試験			△	△
	コンデンサ、 リアクトル	外観点検	○	○	○	○
		10キロボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
	計器用変成器、 零相変流器	外観点検	○	○	○	○
		10キロボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
	避雷器	外観点検	○	○	○	○
		10キロボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
	母線等	外観点検	○	○	○	○
		10キロボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
	その他高圧機器	外観点検	○	○	○	○
		10キロボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
受・ 配 電 盤	配電盤、制御回路	外観点検	○	○	○	○
		電圧値、電流値の測定		○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
		計器校正試験			△	△
		シーケンス試験			△	△
接 地 工 事	接地線、保護管等	外観点検	○	○	○	○
		接地抵抗測定			△	○
		漏えい電流測定		○	○	○

設 備		点検項目	工事期間中の 巡視、点検 [週1回]	月次点検 [1回/月]	年次点検	
					[1回/年]	
					年次点検 Ⅰ	年次点検 Ⅱ
構造物	受電室建物、キュービクル式受・変電設備の金属製外箱等	外観点検	○	○	○	○
配電設備	電線路	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
負荷設備※1	低圧機器	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	低圧配線、制御配線	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	開閉器	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	遮断器	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
蓄電池設備	蓄電池	外観点検	○	○	○	○
		電圧測定		○	○	○
		比重測定			○	○
		液温測定			○	○
	充電装置及び付属装置	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	構造物等	外観点検	○	○	○	○
非常予備発電装置	原動機、始動装置及び付属装置	外観点検	○	○	○	○
		始動・停止試験		○	○	○
		保護継電器の動作試験			△	○
	発電機及び励磁装置	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	遮断器、開閉器、配電盤、制御装置等	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
		発電電圧、周波数（回転数）の測定		○	○	○
		保護継電器の動作試験			△	○
		インターロック試験			△	△

- 注1 「月次点検」又は「隔月点検」とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものをいい、「年次点検」とは、主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものをいう。
- 2 年次点検は、年次点検Ⅰと年次点検Ⅱに区分し、毎年1回、年次点検Ⅱ→年次点検Ⅰ→年次点検Ⅰの順で実施する。
- 3 工事期間中の○印は、各点検項目の該当項目を示し、工事に係わる設備に対して適用する。
- 4 工事期間中の巡視、点検は工事工程にあわせ実施する。
- 5 工事完了後の竣工試験の実施、内容は協議により行う。
- 6 月次点検又は隔月点検、年次点検の○印は、各点検項目の該当項目を示し、設備のある場合に適用する。
- 7 年次点検の△印は、その一部を実施しなくてもよい場合もある。ただし、実施しなくてもよいと判断した場合は、その理由を監督職員に知らせ、協議の上で認めるものとする。
- 8 各点検項目は、機器ごとの信頼性並びに各点検項目と同等と認められる手法によって確認した場合にあっては、その結果により当該点検の一部に替えることがある。
- 9 10キロボルトによる絶縁抵抗測定は、6キロボルトの高圧設備に対して適用する。
- 10 「外観点検」とは、設備の異音、異臭、損傷、汚損、機械器具、配線の取付状態及び過熱の有無（サーモラベルによる過熱の判定を含む）、電線と他物との離隔距離の適否、接地線等の保安装置の取付状態等の点検をいう。
- 11 負荷設備の絶縁抵抗測定について、「低圧絶縁監視装置」を用いることで可能な場合は、当該点検に変えることができる。

別表 2 (山 1 ポンプ)

設 備		点検項目	工事期間中の 巡視、点検 [週1回]	月次点検 [1回/月]	年次点検	
					[1回/年]	
					年次点検 Ⅰ	年次点検 Ⅱ
引 込 設 備	区分開閉器	外観点検	○	○	○	○
		10キロボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
		継電器の動作試験			△	○
		継電器の慣性特性試験			△	○
		継電器の動作特性試験			△	○
		開閉器と継電器の連動試験			△	○
	引込線、支持物、 ケーブル等	外観点検	○	○	○	○
		10キロボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
受 電 設 備	断路器	外観点検	○	○	○	○
		10キロボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
	電力用ヒューズ	外観点検	○	○	○	○
		10キロボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
	遮断器、負荷開閉器	外観点検	○	○	○	○
		10キロボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
		継電器の動作試験			△	○
		継電器の慣性特性試験			△	○
		継電器の動作特性試験			△	○
		遮断器、開閉器と継電器の連動試験			△	○
	変圧器	外観点検	○	○	○	○
		10キロボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
		内部点検			△	△
		絶縁油の酸価度試験			△	△
	コンデンサ、 リアクトル	外観点検	○	○	○	○
		10キロボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
	計器用変成器、 零相変流器	外観点検	○	○	○	○
		10キロボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
	避雷器	外観点検	○	○	○	○
		10キロボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
	母線等	外観点検	○	○	○	○
		10キロボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
	その他高圧機器	外観点検	○	○	○	○
		10キロボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
受・ 配 電 盤	配電盤、制御回路	外観点検	○	○	○	○
		電圧値、電流値の測定		○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
		計器校正試験			△	△
		シーケンス試験			△	△
接 地 工 事	接地線、保護管等	外観点検	○	○	○	○
		接地抵抗測定			△	○
		漏えい電流測定		○	○	○

設 備	点検項目	工事期間中の 巡視、点検 [週1回]	月次点検 [1回/月]	年次点検	
				[1回/年]	
				年次点検 Ⅰ	年次点検 Ⅱ
構 造 物	受電室建物、キュービクル式受・変電設備の金属製外箱等	外観点検	○	○	○
配 電 設 備	電線路	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		△	○
負 荷 設 備 ※ 1 1	低圧機器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		△	○
	低圧配線、制御配線	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		△	○
	開閉器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		△	○
	遮断器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		△	○

- 注1 「月次点検」又は「隔月点検」とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものをいい、「年次点検」とは、主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものをいう。
- 2 年次点検は、年次点検Ⅰと年次点検Ⅱに区分し、毎年1回、年次点検Ⅱ→年次点検Ⅰ→年次点検Ⅰの順で実施する。
- 3 工事期間中の○印は、各点検項目の該当項目を示し、工事に係わる設備に対して適用する。
- 4 工事期間中の巡視、点検は工事工程にあわせ実施する。
- 5 工事完了後の竣工試験の実施、内容は協議により行う。
- 6 月次点検又は隔月点検、年次点検の○印は、各点検項目の該当項目を示し、設備のある場合に適用する。
- 7 年次点検の△印は、その一部を実施しなくてもよい場合もある。ただし、実施しなくてもよいと判断した場合は、その理由を監督職員に知らせ、協議の上で認めるものとする。
- 8 各点検項目は、機器ごとの信頼性並びに各点検項目と同等と認められる手法によって確認した場合にあっては、その結果により当該点検の一部に替えることがある。
- 9 10キロボルトによる絶縁抵抗測定は、6キロボルトの高圧設備に対して適用する。
- 10 「外観点検」とは、設備の異音、異臭、損傷、汚損、機械器具、配線の取付状態及び過熱の有無（サーモラベルによる過熱の判定を含む）、電線と他物との離隔距離の適否、接地線等の保安装置の取付状態等の点検をいう。
- 11 負荷設備の絶縁抵抗測定について、「低圧絶縁監視装置」を用いることで可能な場合は、当該点検に変えることができる。

別紙 7－A－6 電気設備点検業務（公共）

1 業務概要

本業務は、処理場の運転監視業務を行なう上で重要な設備である監視制御装置、計装設備等の機能を適正維持するために必要な点検・清掃・調整ならびに軽微な修繕（部品交換）等を実施するものであり、不良箇所の早期発見とその整備を目的とするものである。

2 対象施設

本業務の対象施設は、次の公共下水道施設とする。

ア 甲賀市土山オー・デュ・ブル 別紙 4－A－1 参照

業務対象：中央監視制御装置、計装設備、回転数制御設備

イ 甲賀市信楽水再生センター 別紙 4－A－2 参照

業務対象：監視制御装置、計装設備、電源設備等

3 業務の内容

電気設備点検業務の内容は、次のとおりである。

(1) 土山オー・デュ・プール

令和9年度		
1	中央監視制御装置点検（※推奨部品交換含む）	
2	回転数制御設備点検（水処理設備）	No.1、2返送汚泥ポンプ制御VVVF
3	計装設備点検（水処理設備・汚泥処理設備）	放流UV
		処理水流量
		放流流量・積算
		6打点記録計
		汚泥貯留槽液位
		ホッパー重量
4	部品交換一式（※第6項 交換部品一覧参照）	
令和10年度		
1	中央監視制御装置点検	
2	回転数制御設備点検（水処理設備・汚泥処理設備）	No.2-1、2-2曝気制御VVVF
		No.1、2汚泥供給ポンプ制御VVVF
		No.1、2薬液供給ポンプ制御VVVF
3	計装設備点検（水処理設備・汚泥処理設備）	放流UV
		No.1、2、3PAC注入量・積算
		No.1、2PAC注入量制御
		PAC貯留タンク液位
4	部品交換一式（※第6項 交換部品一覧参照）	
令和11年度		
1	中央監視制御装置点検	
2	回転数制御設備点検（水処理設備）	No.1-1、1-2曝気機制御VVVF
3	計装設備点検（水処理設備・汚泥処理設備）	流入ゲート開度
		汚水ポンプ井水位
		汚水流入流量・積算
		No.1、2エアタンクDO・No.1、2曝気機制御
		放流UV
		No.1、2返送汚泥流量・積算・制御
		余剰汚泥流量・積算
4	部品交換一式（※第6項 交換部品一覧参照）	

(2) 信楽水再生センター

令和9年度	
1	シーケンスコントローラ盤点検
2	LCD監視制御装置点検
3	非常通報装置点検
4	無停電電源装置点検
5	計装設備（水処理）点検
6	部品交換（※第6項 交換部品一覧参照）
令和10年度	
1	シーケンスコントローラ盤点検
2	LCD監視制御装置点検
3	非常通報装置点検
4	無停電電源装置点検
5	計装設備（汚泥処理）点検
6	部品交換（※第6項 交換部品一覧参照）
令和11年度	
1	シーケンスコントローラ盤点検
2	LCD監視制御装置点検
3	非常通報装置点検
4	無停電電源装置点検
5	計装設備（水処理）点検
6	部品交換（※第6項 交換部品一覧参照）

4 基本条件

- (1) 本業務において、仕様書に明記されていない事項であっても業務遂行上当然と認められる内容については、これを含むものとする。
- (2) 本業務には軽微な費用の補修ならびに小部品の交換等を含む。
- (3) 本業務の内容の基準は各機器メーカーの標準仕様による。

5 電気設備点検業務の要求水準

業務管理

- 1) 下水道施設は常に連続運転を基本にしているため、本業務にあたっては事前に計画書を提出し、監督職員と打合せのうえ、承諾と指示に従い責任作業を行うこと。
- 2) 本業務実施にあたってはあらかじめ業務総括責任者を定め、事故災害のないよう作業に十分注意を喚起し、作業管理上の責任者（統括管理責任者、業務総括責任者等）

- は、作業中、常に災害防止に留意し作業員を監督すること。
- 3) 本業務中は既設構造物等を破損しないように保護養生の上、十分注意し、もし破損した場合は監督職員の指示に従い速やかに補修すること。
- 4) 報告書に記載する各種測定データには良否判断基準（管理値等）を付記すること。
- 5) 本点検中の停電は、最小限として行うこと。

6 交換部品一覧

各年度の交換部品は次のとおりである。

土山オー・デュ・ブル

令和9年度

交換部品	型式	数量
LCD監視制御装置（LCD-1）		
①UPS	BY50FW	1台
②背面ファン部 冷却ファン	TUE6-TE430A	2pc
管理棟シーケンサ盤（SQC-A）		
①背面ファン部 扉ファン	TUE6-TE430A	2pc
流入ポンプ棟シーケンサ盤（SQC-B）		
①背面ファン部 扉ファン	TUE6-TE430A	2pc

令和10年度

交換部品	型式	数量
LCD監視制御装置（LCD-1）		
①SCU部 HD装置-RAID2（上）	HJ-F2040-40B	1pc
②SCU部 HD装置-RAID1（下）	HJ-F2040-40B	1pc
③CU部 バッテリー	CS1W-BAT01	1pc
非常通報装置		
①停電用バッテリー（標準）	BK-21HF8G1	1pc
②停電用バッテリー（増設）	BK-21HF26G1	1pc
管理棟シーケンサ盤（SQC-A）		
①SQC部 バッテリー	CS1W-BAT01	1pc
流入ポンプ棟シーケンサ盤（SQC-B）		
①SQC部 バッテリー	CS1W-BAT01	1pc

令和 1 1 年度

交換部品	型式	数量
LCD監視制御装置 (LCD-1)		
①SCU部コントローラ本体ファン (フロント)	本体型式用	1pc
②SCU部コントローラ本体ファン (リア)	本体型式用	1pc
③SCU部コントローラ電源ユニット	本体型式用	1pc
④SCU部コントローラリチウム電池	本体型式用	1pc
⑤液晶モニタ (27インチ)	A271EDB-B	1pc
⑥UPSバッテリー	BXB50F	1pc
⑦CU電源ユニット	C200HW-PA204R	1pc
管理棟シーケンサ盤 (SQC-A)		
①SQC電源ユニット (000)	C200HW-PA204R-COAT	1pc
②SQC電源ユニット (001)	C200HW-PA204R-COAT	1pc
③SQC電源ユニット (002)	C200HW-PA204R-COAT	1pc
④SQC電源ユニット (003)	C200HW-PA209R-COAT	1pc
⑤電源装置 (I/F用)	S8FS-G03024CD	1pc
流入ポンプ棟シーケンサ盤 (SQC-B)		
①SQC電源ユニット (000)	C200HW-PA204R-COAT	1pc
②SQC電源ユニット (001)	C200HW-PA204R-COAT	1pc
③SQC電源ユニット (002)	C200HW-PA204R-COAT	1pc

信楽水再生センター

令和 9 年度

交換部品	型式	数量
シーケンスコントローラ		
①定電圧電源装置	HWS100A-15/A	1台
②定電圧電源装置	HWS150A-24/A	1台
LCD監視制御装置		
①ハードディスク	HJ-6555-40	1台
非常通報装置		
①コルソス停電用標準バッテリー	BK-21HG8G1	1個
水処理設備 計装設備		
①着水井水位 (投げ込み式水位計)		1式
ペロフラム、Oリング、圧力伝達液		
②ポンプ井水位 (投げ込み式水位計)		1式
ペロフラム、Oリング、圧力伝達液		
③放流水UV (有機汚濁測定装置)		1式
検出器交換部品		

令和10年度

交換部品	型式	数量
シーケンスコントローラ		
①冷却ファン	O1M2-FAN-11	1台
②バックアップ電池	ER6V/3.6V	1個
LCD監視制御装置		
①ハードディスク	HJ-6555-40	1台
UPS（無停電電源装置）		
①UPS本体	THA2000-10相当品	1台
汚泥処理設備 計装設備		
①汚泥濃縮槽液位（ダイヤフラムシール付差圧伝送器）		
ガスケット（汚泥用EPDM）		1ヶ
検出器取付ボルト		1式
②No.1汚泥貯留槽液位（ダイヤフラムシール付差圧伝送器）		
ガスケット（汚泥用EPDM）		1ヶ
検出器取付ボルト		1式
③No.1高分子凝集剤溶解タンク液位		
ガスケット（薬品FKM）		1ヶ
検出器取付ボルト		1式
④No.2高分子凝集剤溶解タンク液位		
ガスケット（薬品FKM）		1ヶ
検出器取付ボルト		1式
No.1脱水機供給汚泥濃度		
①汚泥濃度計		
Oリング		2筒
ガステーブアレスター		1個

令和11年度

交換部品	型式	数量
LCD監視制御装置		
①ハードディスク	HJ-6555-40	1台
非常通報装置		
①コルソス停電用標準バッテリー	BK-21HG8G1	1個
計装盤		
①定電圧電源装置	HWS50A-24/A	1台
沈砂池ポンプ設備補助継電器盤		
①タイムスイッチ	TB15601K	2台
1,2系水処理設備補助継電器盤		
①タイムスイッチ	TB15601K	3台
砂ろ過・消毒設備補助継電器盤		
①タイムスイッチ	TB15601K	1台
汚泥処理設備補助継電器盤		
①タイムスイッチ	TB15601K	3台
水処理設備 計装設備		
①着水井水位（投げ込み式水位計）	ベロフラム、Oリング、圧力伝達液	1式
②ポンプ井水位（投げ込み式水位計）		
③放流水UV（有機汚濁測定装置）	検出器交換部品	1式

別紙 7-A-7 消防設備点検業務（公共）

1 業務概要

本業務は、公共下水道施設の処理場 2 か所について、消防法等関係法令に基づき、点検を実施するものである。

2 対象施設

本業務の対象施設は、次の公共下水道施設とする。

ア 甲賀市土山オー・デュ・ブル

別紙 4-A-1 参照

業務対象：感知器 63 個、非常警報設備 18 個、誘導灯 22 個、消火器 24 個

イ 甲賀市信楽水再生センター

別紙 4-A-2 参照

業務対象：感知器 73 個、非常警報設備 16 個、誘導灯 28 個、消火器 24 個
消防用ホース 10 個

3 業務の内容

消防設備点検業務の内容（数量は 1 年当たり）は、次のとおりである。

- (1) 総合点検（1 回）
- (2) 機器点検（1 回）

4 消防設備点検業務の要求水準

- (1) 本業務を行うにあたっては、資格を有する技術者を適正に配置すること。また、監督職員及び施設職員と十分協議して危害発生の防止を図るとともに、当該点検にかかる設備の概要、状態等を十分把握すること。
- (2) 点検終了後は、電源電圧の確認、スイッチ類の位置、収納状態等を確認し、必ず元の状態に復元しておくこと。
- (3) 点検を終了した設備には、点検済票を貼付すること。
- (4) 点検にともなう雑材料及び機器は受注者の負担とする。
- (5) 点検業務に必要な官公署への諸願申請に要する費用は受注者の負担とする。
- (6) 報告等の提出書類は次のとおりとする。
 - 1) 消防用設備等点検結果報告書一式 2 部
(消防署提出年度に該当する施設の総合点検（機器点検含む）の報告書については 3 部)
 - 2) 不良箇所報告書（位置図及び写真添付） 1 部
 - 3) 不良箇所修繕にかかる見積書 1 部
- (7) この要求水準に定めのない事項は、別途協議する。
- (8) 製造年から 10 年が経過した消防用ホースについては 3 年に 1 度耐圧試験及び点検を実施すること。次回は令和 9 年度となる。

消火栓ホース設置一覧表（信楽水再生センター）

設置場所	製造者名	型式番号	口径(φ)	長さ(m)	使用圧(MPa)	製造年
地下2階 機械室	キンパイ	15～22号	40	15	0.7	2007
地下2階 機械室	キンパイ	15～22号	40	15	0.7	2007
地下1階 機械室	キンパイ	15～22号	40	15	0.7	2007
地下1階 機械室	キンパイ	15～22号	40	15	0.7	2007
地下1階 廊下	キンパイ	15～22号	40	15	0.7	2007
地下1階 廊下	キンパイ	15～22号	40	15	0.7	2007
1階 機械室	キンパイ	15～22号	40	15	0.7	2007
1階 機械室	キンパイ	15～22号	40	15	0.7	2007
1階 トイレ前	キンパイ	15～22号	40	15	0.7	2007
1階 トイレ前	キンパイ	15～22号	40	15	0.7	2007

別紙 7-A-8 水質及び汚泥分析業務（公共）

1 業務概要

本業務は、土山オー・デュ・ブル及び信楽水再生センターにおいて水処理施設及び汚泥処理施設を適切に維持管理するため、放流水や汚泥等の分析データより適正な維持管理に努めるものである。

2 対象施設

本業務の対象施設は次のとおりとする。

ア 甲賀市土山オー・デュ・ブル

別紙 4-A-1 参照

イ 甲賀市信楽水再生センター

別紙 4-A-2 参照

3 業務の内容及び数量

（1）水質分析業務（数量は1年当たり）

ア 放流水 24回（28種）〔土山12回・信楽12回〕

イ 放流水 12回（8種）〔土山6回・信楽6回〕

ウ 流入水 2回（36種）〔土山1回・信楽1回〕

エ ダイオキシン 2回（放流水）〔土山1回・信楽1回〕

（2）汚泥分析業務（数量は1年当たり）

ア 含有量試験 2回（6種）〔土山1回・信楽1回〕

イ 溶出試験 2回（25種）〔土山1回・信楽1回〕

ウ ダイオキシン 2回（含有量）〔土山1回・信楽1回〕

4 水質及び汚泥分析業務の要求水準

（1）分析回数、検体数は、以下の別表3及び別表4に掲げる分析項目内訳書による。

（2）本業務の実施日については、監督職員と打ち合わせにより決定する。また、採水は午前9時から午後4時までの時間帯において行うものとする。

別表3 公共下水道終末処理場水質分析項目内訳書（1 処理場当たり）

項 目	4 月		5 月		6 月		7 月		8 月		9 月		10月		11月		12月		1 月		2 月		3 月		検体 合計
	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱物油)		○		○		○		○	○	○		○		○		○		○		○		○		○	13
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油)		○		○		○		○	○	○		○		○		○		○		○		○		○	13
フェノール類含有量		○		○		○		○	○	○		○		○		○		○		○		○		○	13
銅含有量		○		○		○		○	○	○		○		○		○		○		○		○		○	13
亜鉛含有量		○		○		○		○	○	○		○		○		○		○		○		○		○	13
溶解性鉄含有量		○		○		○		○	○	○		○		○		○		○		○		○		○	13
溶解性マンガン含有量		○		○		○		○	○	○		○		○		○		○		○		○		○	13
クロム含有量		○		○		○		○	○	○		○		○		○		○		○		○		○	13
カドミウム及びその化合物		○		○		○		○	○	○		○		○		○		○		○		○		○	13
シアン化合物		○		○		○		○	○	○		○		○		○		○		○		○		○	13
有機リン化合物		○		○		○		○	○	○		○		○		○		○		○		○		○	13
鉛及びその化合物		○		○		○		○	○	○		○		○		○		○		○		○		○	13
六価クロム化合物		○		○		○		○	○	○		○		○		○		○		○		○		○	13
ひ素及びその化合物		○		○		○		○	○	○		○		○		○		○		○		○		○	13
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		○		○		○		○	○	○		○		○		○		○		○		○		○	13
アルキル水銀化合物		○		○		○		○	○	○		○		○		○		○		○		○		○	13
ポリ塩化ビフェニル(P C B)		○		○		○		○	○	○		○		○		○		○		○		○		○	13
トリクロロエチレン		○		○		○		○	○	○		○		○		○		○		○		○		○	13
テトラクロロエチレン		○		○		○		○	○	○		○		○		○		○		○		○		○	13
ジクロロメタン		○		○		○		○	○	○		○		○		○		○		○		○		○	13
四塩化炭素		○		○		○		○	○	○		○		○		○		○		○		○		○	13
1・2－ジクロロエタン		○		○		○		○	○	○		○		○		○		○		○		○		○	13
1・1－ジクロロエチレン		○		○		○		○	○	○		○		○		○		○		○		○		○	13
シス－1・2－ジクロロエチレン		○		○		○		○	○	○		○		○		○		○		○		○		○	13
1・1・1－トリクロロエタン		○		○		○		○	○	○		○		○		○		○		○		○		○	13
1・1・2－トリクロロエタン		○		○		○		○	○	○		○		○		○		○		○		○		○	13
1・3－ジクロロプロペン		○		○		○		○	○	○		○		○		○		○		○		○		○	13
ベンゼン		○		○		○		○	○	○		○		○		○		○		○		○		○	13
チウラム		○				○			○	○				○				○				○			7
シマジン		○				○			○	○				○				○				○			7
チオベンカルブ		○				○			○	○				○				○				○			7
セレン及びその化合物		○				○			○	○				○				○				○			7
ほう素及びその化合物		○				○			○	○				○				○				○			7
ふっ素及びその化合物		○				○			○	○				○				○				○			7
アンチモン		○				○			○	○				○				○				○			7
1・4－ジオキサン		○				○			○	○				○				○				○			7
ダイオキシン										○															1
合 計	0	36	0	28	0	36	0	28	36	37	0	28	0	36	0	28	0	36	0	28	0	36	0	28	421

別表 4 公共下水道終末処理場汚泥分析項目内訳書

項 目	土山オー・デュ・プール				信楽水再生センター				検体 合計
	含 有 量		溶 出		含 有 量		溶 出		
	8 月		8 月		8 月		8 月		
銅	○				○				2
亜鉛	○				○				2
鉄	○				○				2
マンガン	○				○				2
クロム	○				○				2
ニッケル	○				○				2
アルキル水銀化合物			○				○		2
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物			○				○		2
カドミウム及びその化合物			○				○		2
鉛及びその化合物			○				○		2
六価クロム化合物			○				○		2
ひ素及びその化合物			○				○		2
有機リン化合物			○				○		2
シアン化合物			○				○		2
ポリ塩化ビフェニル(P C B)			○				○		2
トリクロロエチレン			○				○		2
セレン及びその化合物			○				○		2
ジクロロメタン			○				○		2
四塩化炭素			○				○		2
1・2－ジクロロエタン			○				○		2
1・1－ジクロロエチレン			○				○		2
シス－1・2－ジクロロエチレン			○				○		2
1・1・1－トリクロロエタン			○				○		2
1・1・2－トリクロロエタン			○				○		2
1・3－ジクロロプロペン			○				○		2
ベンゼン			○				○		2
テトラクロロエチレン			○				○		2
チウラム			○				○		2
シマジン			○				○		2
チオベンカルブ			○				○		2
1・4－ジオキサン			○				○		2
ダイオキシン	○				○				2
計	7	0	25	0	7	0	25	0	64

別紙 7-A-9 水質検査業務（公共）

1 業務概要

本業務は、公共下水道施設の維持管理に悪影響を及ぼす特定事業場排水並びに悪質下水の排出状況を把握するものである。下水排除基準に適合しているか否かを確認するために水質調査するもので、下水排除基準の違反を未然に防止することを目的とする。

2 対象施設

調査箇所及び項目は、甲賀市内の【別図 5】（水質検査業務（公共））に示す各流域投入点及び各事業場（年 3 箇所）とする。

3 業務の内容

水質検査業務（公共）の内容は、以下のとおりである。

（1）投入下水道水質の調査

1) 水質の調査項目及び分析方法

各接続箇所において、外観、水温、pH、BOD、COD、SS、T-N、T-P、ノルマルヘキサン抽出物質（鉱物・動植物）、ヨウ素消費量等を調査すること。

2) 水質の調査日

10月又は11月の雨の影響のない日とすること。

3) 水質の調査方法

ア 試料

最終端マンホールにおいて採取し、その回数は2回（午前・午後各1回）採取とする。なお、採水箇所は監督職員と協議をし、その指示に従うこと。

イ 分析項目

分析項目は、別表 5（流域下水道流入下水水質調書）及び別表 6（水質の調査項目及び分析方法）に掲げる項目とする。

ウ 分析方法

水質分析測定方法は、下水道の水質の検定方法に関する省令及び日本工業規格（JIS）に定められた方法により行うものとする。

エ 検体数

検体数は、別表 8（投入点水質調査項目）に掲げる数とする。

（2）特定事業場からの排水水質の調査

1) 水質の調査項目及び分析方法

各事業場において、外観、水温、pH、BOD、COD、SS、T-N、T-P、ノルマルヘキサン抽出物質（動植物）、ヨウ素消費量等を調査すること。

2) 水質の調査日

10月又は11月の雨の影響のない日とすること。

3) 水質の調査方法

ア 試料

当該事業場の公共汚水樹の出入口において採取し、その回数は1回採取とする。

なお、採水箇所は監督職員と協議をし、その指示に従うこと。

イ 分析項目

分析項目は、別表7（特定事業場等排水水質調書）及び別表6（水質の調査項目及び分析方法）に掲げる項目とする。

ウ 分析方法

水質分析測定方法は、下水道の水質の検定方法に関する省令及び日本工業規格に定められた方法により行うものとする。

4 基本条件

測定結果については、12月中に提出すること。

別表5 流域下水道流入下水水質調書

市 町 名	琵琶湖流域下水道 幹線						
流 域 幹 線 名							
接 続 点 番 号							
処 理 分 区 名	処理分区						
試 料 採 水 年 月 日	年 月 日						
使 用 承 認 下 水 量	m ³ /日						
実 測 下 水 量	m ³ /日 (採水日: 令和 年 月 日)						
事 業 場 数			事 業 場 排 水 量		m ³ /日		
項 目	単 位	AM	判定	PM	判定	水 質 基 準 (計 容 限 値)	事業計画水 質
外 観							—
温 度	℃					< 45	—
水 素 イ オ ン 濃 度						5.0~9.0	—
生物化学的酸素要求量	mg/ℓ					< 600	—
化学的酸素要求量(酸性法)	mg/ℓ					—	—
浮 遊 物 質 量	mg/ℓ					< 600	—
窒 素 含 有 量	mg/ℓ					< (60)	—
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性	mg/ℓ					< 380	—
燃 含 有 量	mg/ℓ					< (10)	—
ノルマルヘキサン抽出物質	—	—		—		—	—
鉛 物 油 脂 類	mg/ℓ					5	—
動 植 物 油 脂 類	mg/ℓ					30	—
沃 素 消 費 量	mg/ℓ					< 220	—
フ ェ ノ ー ル 類	mg/ℓ					5 (1)	—
銅	mg/ℓ					3 (1)	—
亜 鉛	mg/ℓ					2 (1)	—
鉄 (溶 解 性)	mg/ℓ					10	—
マンガン (溶解性)	mg/ℓ					10	—
ク ロ ム	mg/ℓ					2 (0.1)	—
ア ン チ モ ン	mg/ℓ					(0.05)	—
ニ ッ ケ ル	mg/ℓ					(1)	—
カ ド ミ ウ ム	mg/ℓ					0.01	—
シ ン	mg/ℓ					0.1	—
有 機 燐	mg/ℓ					検出されないこと	—
鉛	mg/ℓ					0.1	—
六 価 ク ロ ム	mg/ℓ					0.05	—
砒 素	mg/ℓ					0.05	—
総 水 銀	mg/ℓ					0.005	—
アルキル水銀	mg/ℓ					検出されないこと	—
ポリ塩化ビフェニル	mg/ℓ					0.003	—
トリクロロエチレン	mg/ℓ					0.3	—
テトラクロロエチレン	mg/ℓ					0.1	—
ジクロロメタン	mg/ℓ					0.2	—
四 塩 化 炭 素	mg/ℓ					0.02	—
1, 2-ジクロロエタン	mg/ℓ					0.04	—
1, 1-ジクロロエチレン	mg/ℓ					1	—
シス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/ℓ					0.4	—
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/ℓ					3	—
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/ℓ					0.06	—
1, 3-ジクロロプロペン	mg/ℓ					0.02	—
チ ウ ラ ム	mg/ℓ					0.06	—
シ マ ジ ン	mg/ℓ					0.03	—
チ オ ベ ン カ ル ブ	mg/ℓ					0.2	—
ベ ン ゼ ン	mg/ℓ					0.1	—
セ レ ン	mg/ℓ					0.1	—
ほ う 素	mg/ℓ					10	—
ふ っ 素	mg/ℓ					8	—
1, 4-ジオキサン	mg/ℓ					0.5	—
ダイオキシン類	pg-TEQ/ℓ					10	—
水 質 基 準	適 合 ・ 不 適 合						
水 質 備 考							
水 質 分 析 責 任 者							

注) 水質基準中、() 内の数値は日間平均値である。

担当者名:

所属課係名:

電話:

(内線)

別表6 水質の調査項目及び分析方法

項目		分 析 方 法
外観		日本工業規格K0102(以下この表において規格という。)8に定める方法
水温		規格7.2に定める方法
水素イオン濃度		規格12.1に定める方法
生物化学的酸素要求量		規格21に定める方法
化学的酸素要求量(酸性法)		規格17に定める方法
浮遊物質		昭和46年環境庁告示第59号付表6に掲げる方法
窒素含有量		規格45.1、45.2又は45.6に定める方法
りん含有量		規格46.3に定める方法
ノルマルヘキサン抽出物質	鉱物油 動植物油	昭和49年環境庁告示第64号付表4に掲げる方法
ヨウ素消費量		下水の水質の検定方法に関する省令第7条に定める方法
フェノール類		規格28.1に定める方法
銅及びその化合物		規格52.2、52.3、52.4又は52.5に定める方法
亜鉛及びその化合物		規格53に定める方法
鉄(溶解性)及びその化合物		規格57.2、57.3又は57.4に定める方法
マンガン(溶解性)及びその化合物		規格56.2、56.3、56.4又は56.5に定める方法
クロム及びその化合物		規格65.1に定める方法
フッ素化合物		規格34に定める方法
ホウ素		厚生省衛生検査指針(上水試験方法)のクルクミン法
アンチモン		規格62に定める方法
ニッケル		規格59.2に定める方法
カドミウム及びその化合物		規格55に定める方法
シアン化合物		規格38.1.2及び38.2、規格38.1.2及び38.3又は規格38.1.2及び38.5に定める方法
鉛及びその化合物		規格54に定める方法
六価クロム化合物		規格65.2.1に定める方法
ヒ素及びその化合物		規格61に定める方法
水銀		昭和46年環境庁告示第59号付表1に掲げる方法
アルキル水銀化合物		昭和46年環境庁告示第59号付表2及び昭和49年環境庁告示第64号付表3に掲げる方法
P C B		日本工業規格K0093に定める方法又は昭和46年環境庁告示第59号付表3に掲げる方法
トリクロロエレン		日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエレン		日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5に定める方法
ジクロロメタン		日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1に定める方法
四塩化炭素		日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン		日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1に定める方法
1,1-ジクロロエレン		日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1に定める方法
シス1,2-ジクロロエレン		日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン		日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン		日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン		日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5に定める方法
ベンゼン		日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.2又は5.4.2に定める方法
セレン及びその化合物		規格67に定める方法
1,4-ジオキサン		告示59号付表7に掲げる方法

別表 7 特定事業場等排水水質調書

市町名					処理分区名					整理番号				
流域下水道名	琵琶湖流域下水道													
接続幹線名	甲西北幹線				接続点番号									
事業場名					採水年月日				年 月 日					
所在地					下水道使用年月日				年 月 日					
業種					除害施設等設置年月日				年 月 日					
汚れの種類および使用原材料名					日最大排水量				m ³ /日					
					日平均排水量				m ³ /日					
汚れの処理方法					採水位置									
項 目	単位	分析値	判定	排除基準	項 目	単位	分析値	判定	排除基準					
外 観	—				六 価 ク ロ ム	mg/l			0.05					
温 度	℃			< 45	砒 素	mg/l			0.05					
水 素 イ オ ン 濃 度	—			5.0~9.0	総 水 銀	mg/l			0.005					
生物化学的酸素要求量	mg/l			600	ア ル キ ル 水 銀	mg/l			検出されないこと					
化学的酸素要求量(酸性法)	mg/l			—	ポ リ 塩 化 ビ フェ ニ ル	mg/l			0.003					
浮 遊 物 質 量	mg/l			600	トリクロロエチレン	mg/l			0.3					
窒 素 含 有 量	mg/l			(60)	テトラクロロエチレン	mg/l			0.1					
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	mg/l			<380	ジ ク ロ ロ メ タ ン	mg/l			0.2					
磷 含 有 量	mg/l			(10)	四 塩 化 炭 素	mg/l			0.02					
ノルマルヘキサン抽出物質	—			—	1,2-ジクロロエタン	mg/l			0.04					
鉱物油脂類	mg/l			5	1,1-ジクロロエチレン	mg/l			1					
動植物油脂類	mg/l			30	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l			0.4					
沃 素 消 費 量	mg/l			<220	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l			3					
フ ェ ノ ー ル 類	mg/l			5(1)	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l			0.06					
銅	mg/l			3(1)	1,3-ジクロロプロペン	mg/l			0.02					
亜 鉛	mg/l			2(1)	チ ウ ラ ム	mg/l			0.06					
鉄 (溶 解 性)	mg/l			10	シ マ ジ ン	mg/l			0.03					
マンガン(溶解性)	mg/l			10	チ オ ベ ン カ ル ブ	mg/l			0.2					
ク ロ ム	mg/l			2(0.1)	ベ ン ゼ ン	mg/l			0.1					
ア ン チ モ ン	mg/l			(0.05)	セ レ ン	mg/l			0.1					
ニ ッ ケ ル	mg/l			(1)	ほ う 素	mg/l			10					
カ ド ミ ウ ム	mg/l			0.01	ふ っ 素	mg/l			8					
シ ア ン	mg/l			0.1	1,4- ジ オ キ サ ン	mg/l			0.5					
有 機 磷	mg/l			検出されないこと	ダ イ オ キ シ ン 類	pg-TEQ/l			10					
鉛	mg/l			0.1										
排除基準	適 合 ・ 不 適 合													
除害施設の管理状況														
審査結果および措置の内容														
水質分析責任者														

注1) 排除基準中、()内の数値は日間平均値 注2) ニッケル含有量は、湖南中部処理区のみ適用

別表 8 投入点水質調査項目

調査箇所			水口町管内 (8箇所)								甲賀町管内 (8箇所)								甲南町管内 (6箇所)						3事業場/年	合計
			第30	第30-2	第31	第31-1	第32	第32-1	第32-2	第30-1	第26	第26-1	第26-2	第26-3	第26-4	第27	第27-1	第27-2	第28	第28-1	第28-2	第29	第29-1	第29-2		
分析項目	単位	基準値																								
外観	—	—	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	47
水温	℃	45℃未満	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	47
水素イオン濃度 (pH)	—	5超9未満	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	47
生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	600未満	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	47
化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	—	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	47
浮遊物質 (SS)	mg/L	600未満	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	47
懸濁含有量	mg/L	(60)未満	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	47
りん含有量	mg/L	(10)未満	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	47
n-ヘキサン抽出物質含有量 (鉱物類)	mg/L	5以下	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	47
n-ヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類)	mg/L	30以下	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	47
よう素消費量	mg/L	220未満	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	47
フェノール類	mg/L	5(1)以下			2		2															2				6
銅	mg/L	3(1)以下			2		2															2				6
亜鉛	mg/L	2(1)以下			2		2															2				6
鉄 (溶解性)	mg/L	10以下			2		2															2				6
マンガン (溶解性)	mg/L	10以下			2		2															2				6
クロム	mg/L	2(0.1)以下			2		2															2				6
ふっ素	mg/L	8以下			2		2															2				6
ほう素	mg/L	10以下			2		2															2				6
アンチモン	mg/L	(0.05)以下					2															2				4
ニッケル	mg/L	(1)以下			2		2															2				6
カドミウム	mg/L	0.01以下			2		2															2				6
シアン化合物	mg/L	0.1以下			2		2															2				6
鉛	mg/L	0.1以下			2		2															2				6
六価クロム	mg/L	0.05以下					2																			4
砒素	mg/L	0.05以下			2		2															2				6
総水銀	mg/L	0.005以下			2		2															2				6
アルキル水銀	mg/L	不検出			2		2																			4
PCB	mg/L	0.003以下					2																			2
トリクロロエチレン	mg/L	0.3以下				2	2															2				6
テトラクロロエチレン	mg/L	0.1以下				2	2															2				6
ジクロロメタン	mg/L	0.2以下				2	2															2				6
四塩化炭素	mg/L	0.02以下				2	2															2				6
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04以下				2	2															2				6
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1以下				2	2															2				6
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4以下				2	2															2				6
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3以下				2	2															2				6
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06以下				2	2															2				6
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02以下					2															2				4
ベンゼン	mg/L	0.1以下					2															2				4
セレン	mg/L	0.1以下					2															2				4
1,4-ジオキサン	mg/L	0.5以下					2															2				4

別紙 7-A-10 緊急対応業務（公共）

1 業務概要

本業務は、本市の休日及び夜間等の勤務時間外において、対象施設に異常が発生したと認められる場合、二次的事故を未然に防止するために緊急調査及び緊急処置（機械設備等の機能復旧等）を実施するものである。

2 対象施設

本業務の対象施設は、次の公共下水道施設とする。

ア 甲賀市土山オー・デュ・ブール	別紙 4-A-1 参照
イ 甲賀市信楽水再生センター	別紙 4-A-2 参照
ウ 山 1 ポンプ	別紙 4-B 参照
エ マンホールポンプ	別紙 4-C 参照
オ 管路施設	別紙 4-D 参照

3 業務の内容

緊急対応業務（公共）の内容は、次のとおりである。

- 1) 待機業務
- 2) 復旧業務

4 緊急対応業務の要求水準

（1）待機業務

- 1) 待機業務とは、警報発報された際に警報内容の確認および判断を行うこと。
- 2) 業務の対象となる時間は次のとおりとする。
 - ア 平日の夜間（17時15分から翌日8時30分まで）
 - イ 日曜日及び土曜日（終日）
 - ウ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（終日）
 - エ 12月29日から翌年の1月3日までの日（終日）

（2）復旧業務

復旧業務は、発注者の依頼により出動し、異常発生箇所の復旧作業を行うこと。

（3）業務総括責任者の配置

受注者は、下水道及び下水道施設の維持管理のための基礎的な知識や専門的知識を有し、的確な現場対応と報告ができる者を業務総括責任者として選任し、業務総括責任者は、業務対象時間中、常時連絡が可能で一切の責任を持って対応にあたらなければならない。なお、業務総括責任者は複数選任できるものとする。

（4）資格者

受注者は、第2種酸素欠乏危険作業主任者（酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者）の資格を有するものを必要に応じて現場に出動させなければならない。

（5）業務の報告

受注者は、業務実施後、速やかに作業日ごとに業務履行報告を作成し、業務状況写真を添付の上監督職員に提出するものとする。

5 対価の支払い

緊急対応業務の支払いに関する考え方は、以下の号に示すとおりとする。

業務の対価は、原則として出動回数の多寡にかかわらず契約金額の変更は行わない。

なお、年間の総出動回数は、1年当たり28回及び42時間とする。

また、この額を超える可能性がある緊急対応については、発注者と協議を行うこと。

別紙 7-A-11 修繕業務（公共）

1 業務概要

本業務は、対象施設の機能が正常に発揮・維持できるよう、必要に応じ適切に設備及び機器等に係る修繕工事を行うものである。

2 対象施設

本業務の対象施設は、次の公共下水道施設とする。

ア 甲賀市土山オー・デュ・ブル	別紙 4-A-1 参照
イ 甲賀市信楽水再生センター	別紙 4-A-2 参照
ウ 山 1 ポンプ	別紙 4-B 参照
エ マンホールポンプ	別紙 4-C 参照

3 業務の内容

修繕業務（公共）の内容は、次のとおりである。

- 1) 計画修繕
- 2) 突発修繕

4 基本条件

- (1) 対象施設の機能が正常に発揮できるよう、必要に応じ適切に設備及び機器等に係る修繕工事（修理、交換、分解整備及び調達等をいう。）を行うものとする。
- (2) 修繕に用いる部品等は、仕様変更による性能低下とならないようにする。
- (3) 修繕業務を行う場合は、発注者に対し、修繕が必要である機器等の現況及びその理由を速やかに報告し、実施後は、修繕に係る見積書、修繕対応の記録を残し、発注者に報告する。
- (4) 受託者により修繕を行うことが不可能であり、発注者による修繕工事が必要となる場合は、速やかに発注者へ報告し、協議するものとする。

5 修繕業務の要求水準

(1) 計画修繕

- 1) 状態監視保全又は異常・故障の兆候がある設備等について、計画的に修繕を行うとともに、稼働時間や点検・調査結果に基づいて修繕を行うこと。
- 2) 設備機器等の錆、腐食等による塗膜剥離、錆を防止するために、部分塗装を実施すること。
- 3) 修繕に使用する材料及び部品は、受注者の責任において調達するものとする。

(2) 突発修繕

- 1) 対象施設等の機能が正常に発揮・維持できるよう、設備機器等の故障、不良又は破損等が生じた場合は修繕を実施し、その機能の回復を図ること。ただし、機器等の原型を変更する場合は、事前に発注者と協議を行うこと。
- 2) 対象施設において、設備機器等の更新の必要が生じた場合、受注者は、発注者に対し、更新が必要である設備機器等の現況及びその理由を速やかに書面により報告すること。
- 3) 修繕終了時に履歴を整理し、写真等を添付した修繕報告書を発注者に提出すること。
- 4) 委託終了時における施設の原状回復のための補修を含むものとする。
- 5) 修繕に使用する材料及び部品は、受注者の責任において調達するものとする。
- 6) 監視装置、PLC などメーカーでしか対応できない修繕業務が発生した場合は、速やかに発注者へ報告し、対応すること。

6 対価の支払い

対価の支払いに関する考え方は、次の各号に示すとおりとする。

- (1) 修繕業務（公共）に係る金額の上限は、各年度 10,170 千円（消費税等を除く。）とし、修繕部品等の購入や修繕費等の支払いに係る事務についても業務に含むものとする。
- (2) 1 件当たり（原則として発生箇所単位とする。）の修繕費用の上限額は、2,000 千円（消費税等を含む。）とし、この金額以内の修繕は受注者の判断により実施し、その結果を発注者に報告する。また、この額を超える可能性がある修繕については、発注者と協議を行うこと。
- (3) 各年度の上限金額を超えた場合の修繕は、原則として、発注者が修繕や改築を行うが、発注者と受注者とで必要の可否を協議の上、決定するものとする。また、この協議により、修繕対応を受注者へ依頼する場合がある。この場合、必要な費用・経費について別途追加精算する。
- (4) 本業務に必要な費用は、次の基本的な考え方に基づき受注者が負担する。なお、本業務の対価は、実績額を参照する。

- | | |
|---------------------------|-----------------|
| ア 公共下水道施設 処理場費 | 1 年当たり 2,186 千円 |
| イ 公共下水道施設 ポンプ場及びマンホールポンプ費 | 1 年当たり 7,984 千円 |

別紙 7-B-1 処理場維持管理業務（農排）

1 業務概要

本業務は、処理施設を良好に維持し、排水基準以下で放流するため実施するものである。

汚泥処理については、下水道処理過程で発生する汚泥を甲賀広域行政組合衛生センターまで搬送すること。ただし、汚泥のリサイクルを企図した堆肥化（コンポスト化）を行う場合は、監督職員と協議を行い、その処理方法について監督職員の指示を受けること。

2 対象施設

本業務の対象施設は、発注者が所管するすべての農業集落排水処理施設（別紙 5-A-1～別紙 5-E-3 参照）とする。

3 業務の内容

処理場維持管理業務（農排）の内容は、次のとおりである。

- 1) 保守点検
- 2) 水質検査
- 3) 処理施設消耗品等の補給、交換
- 4) 故障等発生時の修理点検
- 5) 汚泥の移送及び引抜処分
- 6) 施設の清掃

4 基本条件

（1）勤務体制及び勤務日数

処理施設の保守点検の定期巡回は、1 週間に 1 回以上とする。

（2）業者登録

本業務は「滋賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」にある浄化槽保守点検業者の登録を受けているものが行うこと。

（3）汚泥の移送

汚泥の移送は甲賀市収集運搬許可業者（し尿・浄化槽汚泥）に登録がある業者が行うこと。

（4）有資格者

本業務に必要な資格は、下記のとおりとする。また、業務履行計画書に有資格者の氏名を記載し、資格者証（写）を添付すること。

- 1) 浄化槽管理士
- 2) 浄化槽技術管理者
- 3) 電気工事士第 1 種

- 4) 第2種酸素欠乏危険作業主任者（酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者）技能講習修了者
- 5) 乙種第4類危険物取扱者
- 6) 玉掛技能講習修了者

5 処理場維持管理業務（農排）の要求水準

（1）処理施設消耗品等

処理施設の運転上必要な消耗品類については、定期巡回時に補給、交換を行う。なお、消耗品の補給、交換については、備え付けの備品を使用するものとする。

ア 機器の消耗品類（油脂、ベルト、雑材料）の補給、交換 適時

イ 消毒剤の補給 適時

（2）故障等発生時の対応

対象施設の故障等発生時には、連絡が入り次第、速やかに修理点検し、監督職員に報告すること。また別途、修繕が必要な場合は、監督職員の指示を受けること。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

（3）汚泥の移送及び引抜処分

汚泥の移送及び引抜についての時期は、監督職員と密接に連絡を取り、作業を行うこと。また、昨年度の汚泥量を【別紙21】に示す。

（4）水口地区処理場の余剰汚泥

本業務において、水口管内の農業集落排水施設（和野・巖峨地区、中畑地区、八田春日地区）の計3箇所から発生する余剰汚泥は、市の指定する業者に委託し堆肥化を行うものとする。

（5）施設の清掃

施設の清掃については、原則、処理施設保守点検時に行うものとする。

作業の内容は、下記のとおりとする。

ア 荒目スクリーン・微細目スクリーンの清掃

イ 施設内床清掃、便所の清掃

ウ その他施設内の一般清掃

（6）対象施設は常に連続運転を基本にしているため、本業務にあたっては事前に業務履行計画書を提出し、監督職員と打合せの上、承諾と指示に従い責任をもって作業を行うこと。

（7）本業務実施にあたってはあらかじめ業務総括責任者を定め、事故災害のないよう作業に十分注意を喚起し、作業管理上の責任者（統括管理責任者、業務総括責任者等）は、作業中、常に災害防止に留意し作業員を監督すること。

（8）本業務中は既設構造物等を破損しないように保護養生の上、十分注意し、もし破損した場合は監督職員の指示に従い速やかに補修すること。

- (9) 点検結果は各施設、各箇所別に整理し、現状点検結果と改善、修繕が必要な箇所について早急に監督職員へ報告すること。
- (10) 対象施設については、作業後清掃を行い、整理整頓には特に心がけ、蓋等の施錠は必ず行うこと。
- (11) 処理水については、放流基準値を上回らないこと。ただし、発注者に原因があると受注者が判断したときは、当該事実発覚後1か月以内に解決策を発注者側に通知しなければならない。

6 保守点検要領

別紙7-A-2の第6項（保守点検要領）と同じとする。

7 維持管理要領

処理場の維持管理の実施にあたり次のとおり実施するものとする。

- (1) 処理施設の総合的な管理を行い、機器・水質等について技術的な判断により、機器機能等の維持を図るものとする。
- (2) スクリーン、破砕機、送風機については適時これを点検し、必要に応じて注油・ベルト交換及び調整等を行い、適正な稼働の維持を行うこと。
- (3) ポンプ類については、ポンプ音・振動・温度・電磁計の指示・吐出量・油漏れは適時点検するものとする。ポンプまわりの異物の詰まりについては、ポンプを引き上げ後、取り除くものとする。
- (4) ブロアについては、音・振動・摩擦を点検し、必要に応じて注油・オイル交換・ベルトの交換を行うこと。
- (5) 電気盤は指示値とで絶縁抵抗値等を適時チェックし、適正な稼働を行うこと。
- (6) 計測類の電磁流量計・pH計については、定期的に清掃・点検・調整を行うこと。
- (7) 各処理過程での確認はパックテスト及び採水を行い、流量の調整・ばっ気量の設定・返送汚泥量の調整・スカム及び汚泥の移送等の調整を行うこと。また、汚泥の減量化に努力し、上澄水、中間水、の原水槽等への移送作業を行うこと。
- (8) 各施設で異常が発生した時は、速やかに対応するとともに、機器の点検・機能復旧を行うこと。また、特に緊急を要する事項に対しての異常対応は、24時間対応とする。
- (9) 消毒剤については、適正量の補給を必ず行うものとする。
- (10) 汚泥管理については、水質に大きな影響を与えるため特に注意すること。また、監督職員と密接に連絡を取り作業を行うこと。
- (11) 各単位装置別のポンプでは、ポンプの稼働・スカムの発生・汚泥の滞積状況を定期的に点検し、ポンプ回りの清掃・オイル交換・フロートの清掃等を実施し、巡回管理日報に記載すること。
- (12) 汚泥引抜については、黒板を用意し、業務名、地区名、施設名、請負者名、日付、

確認者名を記入し、用意したカメラにより、作業前、作業中、完了の写真撮影後、市職員の確認があるときには、確認写真を撮影すること。

- (13) 汚泥引抜の予定日は前月の月末までに文書により報告、各月の維持管理作業日については年度初めに報告し、作業日の変更がある場合にはその都度報告すること。
- (14) 提出書類については、各翌月10日までに各処理施設での点検報告書に作業写真を添付し、部分完了届とともに提出すること。
- (15) 汚泥引抜完了報告、緊急対応報告は、その都度関係書類を付けて提出すること。
- (16) 提出書類については基本的に市様式にて提出する。
- (17) その他維持管理に必要な項目については、打合せにより実施するものとする。
- (18) スtockマネジメント等市が発注した工事（委託）が行われる場合はその工事（委託）に協力すること。

8 水質検査要領

調査項目（数量は1年当たり）

(1) pH、BOD、COD、SS、T-N、T-P、MLSSの7項目及び大腸菌数について行うものとし、1処理場1年当たりの回数については下記の表による。

水質検査検体表

項目	原水	放流水	活性汚泥
水素イオン濃度（pH）	6 検体	1 2 検体	—
生物化学的酸素要求量（BOD）	6 検体	1 2 検体	—
化学的酸素要求量（COD）	6 検体	1 2 検体	—
浮遊物質（SS）	6 検体	1 2 検体	—
窒素含有量（T-N）	6 検体	1 2 検体	—
燐含有量（T-P）	6 検体	1 2 検体	—
大腸菌数	—	1 2 検体	—
活性汚泥浮遊物質（MLSS）	—	—	1 2 検体

(2) 採水方法

- 1) 原水は、原水槽又は流量調整槽の流入口又は汚水計量槽で採水する。
- 2) 処理水は、放流ポンプ槽で採水する。
- 3) MLSSは、各回分槽又は各ばっ気槽でばっ気攪拌工程の終了時に採水する。
- 4) 原則として原水水質検査は2か月に1回、放流水、活性汚泥の水質検査については、毎月1回行うこと。

(3) 注意事項

- 1) 採水は、各々の調査箇所において原水が流入されているとき、処理水が排出されているときに行うものとする。

2) 採水は、定時に代表的試料を得るように慎重に行うとともに、同一柄杓を用いる場合は、汚濁度の低い放流水側から順次、原水側に移行する。

3) 冬季を除き、採水試料は氷等で冷却の上、保管する。

(4) 必要資格

水質分析については、滋賀県環境計量証明事業者（濃度）に登録のある事業者が実施するとともに、環境計量士登録のある有資格者が実施すること。

(5) 調査方法

水質分析測定方法は、下水道の水質の検定方法に関する省令及び日本工業規格に定められた方法により行うものとする。

水質分析測定方法

項目	測定方法
水素イオン濃度（pH）	JIS K-0102. 12. 1
生物化学的酸素要求量（BOD）	JIS K-0102. 21, 溶存酸素32. 3
化学的酸素要求量（COD）	JIS K-0102. 17
浮遊物質（SS）	昭和46年環境庁告示第59号付表9
窒素含有量（T-N）	JIS K-0102. 45. 2
燐含有量（T-P）	JIS K-0102. 46. 3. 1
大腸菌数	昭和37年厚生・建設省令第1号 （下水の水質の検定方法に関する省令）
活性汚泥浮遊物質（MLSS）	下水試験法第2.3.6

(6) 結果報告

1) 結果報告書は、1部提出すること。なお、この報告書は受注者においても5年間保存しなければならない。

2) 各処理施設の水質基準は【別紙20】のとおりとし、水質基準を満たせないものについてはその理由、原因を調査特定し、対応策を検討して当月中に報告すること。

9 ユーティリティ費について

(1) ユーティリティ費に関する実績を【別紙22】に示す。

別紙 7-B-2 マンホールポンプ保守点検業務（農排）

1 業務概要

本業務は、マンホールポンプの能力を維持し、機能を十分発揮させるため実施するものである。

2 対象施設

本業務の対象施設は、発注者が所管する農業集落排水処理施設のすべてのマンホールポンプ（別紙 5-F 参照）89箇所とする（未使用箇所は箇所数に含まれない）。

3 業務の内容

マンホールポンプ保守点検業務（農排）の内容は、次のとおりである。

（1）保守点検

別紙 7-A-4 の第 3 項(1)～(4)と同じとする。

（2）清掃作業（高圧洗浄）

（3）汚泥移送作業

（4）緊急異常通報時の事態の改善及び原因の究明

4 基本条件

別紙 7-A-4 の第 4 項（基本条件）と同じとする。

5 マンホールポンプ保守点検業務の要求水準

別紙 7-A-4 の第 5 項（マンホールポンプ保守点検業務の要求水準）と同じとする。

6 保守点検要領

別紙 7-A-3 の第 6 項（保守点検要領）と同じとする。

7 その他

（1）マンホールポンプ汚泥移送作業

汚泥移送作業の回数は、1 年当たり 9 回（車両重量 4 t× 9 回（半日））とする。

また、この回数を超える可能性がある汚泥移送については、発注者と協議を行うこと。

（2）ユーティリティ費について

ユーティリティ費に関する実績を【別紙 2 2】に示す。

別紙 7-B-3 真空下水道施設保守点検業務（農排）

1 業務概要

本業務は、真空下水道施設を良好に維持し、機能を十分発揮させるため実施するものである。

2 対象施設

本業務の対象施設は、次の真空下水道施設（別紙 5-G 参照）とする。

ア 上朝宮真空ステーション	:	1 か所
同地区真空弁ユニット	:	36 か所
イ 宮尻真空ステーション	:	1 か所
同地区真空弁ユニット	:	9 か所
ウ 宮町地区真空ステーション	:	1 か所
同地区真空弁ユニット	:	39 か所

3 業務の内容

真空下水道施設保守点検業務の内容は、次のとおりである。

- (1) 保守点検
- (2) 備品、消耗品の管理及び機械台帳、電気台帳の整理
- (3) 緊急異常通報時の事態の改善及び原因の究明

4 基本条件

- (1) 勤務体制及び勤務日数

真空ステーションの保守点検は年 12 回の点検とし、真空弁ユニットの点検業務は、年 1 回行うものとする。ただし、真空ユニットは現在使用している箇所のみ点検をすることとする。

- (2) 有資格者

別紙 7-A-4 第 4 項 (2) と同様。

- (3) 受注者の負担経費

業務履行に必要な日常消耗品類は、受注者の負担とする。

5 真空下水道施設保守点検業務の要求水準

- (1) 業務報告

- 1) 受注者は、定期巡回において故障又は異常を発見したときは、対処方法等を直ちに監督職員に連絡すること。
- 2) 受注者は、故障、異常発生時には、速やかに事態の改善、原因の究明及び問題の解

決等発注者の対応に協力すること。

(2) 業務管理

- 1) 当施設は常に連続運転を基本にしているため、本業務にあたっては事前に業務履行計画書を提出し、監督職員と打合せの上、承諾と指示に従い責任をもって作業を行うこと。
- 2) 本業務実施にあたってはあらかじめ業務総括責任者を定め、事故災害のないよう作業に十分注意を喚起し、作業管理上の責任者（統括管理責任者、業務総括責任者等）は、作業中、常に災害防止に留意し作業員を監督すること。
- 3) 本業務中は既設構造物等を破損しないように保護養生の上、十分注意し、もし破損した場合は監督職員の指示に従い速やかに補修すること。
- 4) 点検結果は各施設、各箇所別に整理し、現状点検結果と改善、修繕が必要な箇所について早急に監督職員へ報告すること。

(3) その他

- 1) 対象施設については、作業後清掃を行い、整理整頓には特に心がけ、蓋等の施錠は必ず行うこと。
- 2) この要求水準書に明記のないものは、真空式污水収集設備維持管理マニュアルのとおりとする。

6 保守点検要領

別紙 7-A-3 の第 6 項（保守点検要領）と同じとする。この場合において、第 4 号中の「ア 潤滑油類（補充用及び交換用オイル、グリース等）」とあるのは「ア 潤滑油類（補充用及び交換用オイル、グリース等）及び交換部品（ゴム製のダイヤフラム、弁座ゴム）適時」と、第 8 号中の「3) 異物の詰まり等が生じた場合は、ポンプを引き上げた後、異物を取り除くこと。」とあるのは「3) 真空ユニットに満水異常が生じた場合は、真空弁又はコントローラーが故障していないか確認すること。」と、それぞれ読み替えるものとし、また、第 6 号の高圧洗浄工の規定は適用しない。

7 その他

(1) ユーティリティ費について

ユーティリティ費に関する実績を【別紙 2 2】に示す。

別紙 7-B-4 水質検査業務（農排）

1 業務概要

本業務は、朝宮地区農業集落排水処理施設から排出される放流水が下流公共用水域（信楽川）の水質に影響を及ぼしていないかを確認するために定期的に水質分析を実施するものである。

2 対象施設

採水場所は、【別図 6】（水質検査業務（農排））に示す朝宮地区農業集落排水処理施設下流の信楽川とする。

3 業務の内容

水質検査業務（農排）の内容は、以下のとおりである。

（1）水質分析業務（数量は 1 年当たり）

ア 河川水 年 6 回（57 項目 342 検体）

4 水質検査業務の要求水準

（1）分析回数、検体数は、以下の別表 8 に掲げる河川水質分析項目内訳書による。

（2）採取した試料については、都度速やかに分析するものとする。

（3）試験結果が基準値を超過した場合は、直ちに監督職員に連絡すること。

（4）試料の採取日については、監督職員と打ち合わせにより決定する。また、雨の影響のない日に行うものとする。

別表 8 (河川水質分析項目内訳書)

項 目		分析方法	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	検体 合計
1	流量	JIS K 0102		○		○		○		○		○		○	6
2	気温	JIS K 0102		○		○		○		○		○		○	6
3	水温	JIS K 0102		○		○		○		○		○		○	6
4	透視度	JIS K 0102		○		○		○		○		○		○	6
5	水素イオン濃度 (PH)	JIS K 0102		○		○		○		○		○		○	6
6	溶存酸素量 (DO)	JIS K 0102		○		○		○		○		○		○	6
7	生物化学的酸素要求量 (BOD)	JIS K 0102		○		○		○		○		○		○	6
8	化学的酸素要求量 (COD)	JIS K 0102		○		○		○		○		○		○	6
9	浮遊物質 (SS)	昭和46年環境庁告示第59号付表		○		○		○		○		○		○	6
10	大腸菌数	令和3年10月7日 環境省告示第62号表		○		○		○		○		○		○	6
11	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	昭和49年環境庁告示第64号付表		○		○		○		○		○		○	6
12	窒素含有量 (T-N)	JIS K 0102		○		○		○		○		○		○	6
13	磷含有量 (T-P)	JIS K 0102		○		○		○		○		○		○	6
14	フェノール類	JIS K 0102		○		○		○		○		○		○	6
15	銅含有量	JIS K 0102		○		○		○		○		○		○	6
16	亜鉛含有量	JIS K 0102		○		○		○		○		○		○	6
17	溶解性鉄含有量	JIS K 0102		○		○		○		○		○		○	6
18	溶解性マンガン含有量	JIS K 0102		○		○		○		○		○		○	6
19	クロム含有量	JIS K 0102		○		○		○		○		○		○	6
20	アンチモン含有量	JIS K 0102		○		○		○		○		○		○	6
21	カドミウム及びその化合物	JIS K 0102		○		○		○		○		○		○	6
22	シアン化合物	JIS K 0102		○		○		○		○		○		○	6
23	鉛及びその化合物	JIS K 0102		○		○		○		○		○		○	6
24	六価クロム化合物	JIS K 0102		○		○		○		○		○		○	6
25	砒素及びその化合物	JIS K 0102		○		○		○		○		○		○	6
26	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	昭和46年環境庁告示第59号付表		○		○		○		○		○		○	6
27	アルキル水銀化合物	昭和46年環境庁告示第59号付表		○		○		○		○		○		○	6
28	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	昭和46年環境庁告示第59号付表		○		○		○		○		○		○	6
29	トリクロロエチレン	JIS K 0125		○		○		○		○		○		○	6
30	テトラクロロエチレン	JIS K 0125		○		○		○		○		○		○	6
31	ジクロロメタン	JIS K 0125		○		○		○		○		○		○	6
32	四塩化炭素	JIS K 0125		○		○		○		○		○		○	6
33	1, 2-ジクロロエタン	JIS K 0125		○		○		○		○		○		○	6
34	1, 1-ジクロロエチレン	JIS K 0125		○		○		○		○		○		○	6
35	シス-1, 2-ジクロロエチレン	JIS K 0125		○		○		○		○		○		○	6
36	1, 1, 1-トリクロロエタン	JIS K 0125		○		○		○		○		○		○	6
37	1, 1, 2-トリクロロエタン	JIS K 0125		○		○		○		○		○		○	6
38	1, 3-ジクロロプロペン	JIS K 0125		○		○		○		○		○		○	6
39	チウラム	昭和46年環境庁告示第59号付表		○		○		○		○		○		○	6
40	シマジン	昭和46年環境庁告示第59号付表		○		○		○		○		○		○	6
41	チオベンカルブ	昭和46年環境庁告示第59号付表		○		○		○		○		○		○	6
42	ベンゼン	JIS K 0125		○		○		○		○		○		○	6
43	セレン及びその化合物	JIS K 0102		○		○		○		○		○		○	6
44	ほう素及びその化合物	JIS K 0102		○		○		○		○		○		○	6
45	ふっ素及びその化合物	JIS K 0102		○		○		○		○		○		○	6
46	アンモニア性窒素	JIS K 0102		○		○		○		○		○		○	6
47	硝酸性窒素	JIS K 0102		○		○		○		○		○		○	6
48	亜硝酸性窒素	JIS K 0102		○		○		○		○		○		○	6
49	クロロホルム	JIS K 0125		○		○		○		○		○		○	6
50	ホルムアルデヒド	上水試験方法		○		○		○		○		○		○	6
51	有機態窒素	JIS K 0102		○		○		○		○		○		○	6
52	リン酸態リン	モリブデン青法		○		○		○		○		○		○	6
53	塩化物イオン	平成15年厚生労働省告示第261号別表		○		○		○		○		○		○	6
54	陰イオン界面活性剤	JIS K 0102		○		○		○		○		○		○	6
55	糞便性大腸菌群数	上水試験方法		○		○		○		○		○		○	6
56	リン酸イオン	上水試験方法		○		○		○		○		○		○	6
57	クロロフィル a	上水試験方法		○		○		○		○		○		○	6
合計	合計		0	57	0	57	0	57	0	57	0	57	0	57	342

別紙 7-B-5 真空システムメンテナンス業務（農排）

1 業務概要

本業務は、真空下水道施設を良好に維持し、機能を十分発揮させるため実施するものである。

2 対象施設

本業務の対象施設は、次の真空下水道施設（別紙 5-G 参照）とする。

- ア 朝宮地区真空ステーション : 2 か所
- イ 宮町地区真空ステーション : 1 か所

3 業務の内容

真空システムメンテナンス業務の内容は、次のとおりである。

（1）朝宮地区真空ステーション

1) 制御盤点検

- 故障表示灯の異常の有無
- ポンプ類の操作スイッチの異常の有無
- 真空ポンプ自動運転の確認
- 圧送ポンプ自動運転の確認
- ランプテスト
- 異音・異臭
- マグネットスイッチ堆積汚れの有無

2) 主要機器点検

ア 真空ポンプ（1-1 号機、1-2 号機、2-1 号機、2-2 号機）

- 真空運転時電流値測定
- 圧送運転時電流値測定
- 運転音測定
- 運転温度測定
- 運転時振動測定
- 軸受部グリス補充
- ギヤ部オイル全量交換
- Vベルト交換
- ポンプ内部洗浄

イ ポンプ電動弁、ドレン回収弁、タンク脱圧弁

- 手動運転による開閉動作確認

ウ 脱臭装置

- 排気臭気測定（硫化水素濃度）
- 脱臭出口温度測定

エ 集水タンク

- 電極棒清掃
- 単体機密試験

- 槽内温度測定
- オ CP槽
- 槽内温度測定
- (2) 宮町真空ステーション
 - 1) 制御盤点検
 - 故障表示灯の異常の有無
 - ポンプ類の操作スイッチの異常の有無
 - 真空ポンプ自動運転の確認
 - 圧送ポンプ自動運転の確認
 - ランプテスト
 - 異音・異臭
 - マグネットスイッチ堆積汚れの有無
 - 2) 主要機器点検
 - ア 真空ポンプ(1号機・2号機・3号機)
 - 運転電流値測定
 - 運転音測定
 - 運転温度測定
 - 運転時振動測定
 - 軸受部グリス補充
 - イ 圧送ポンプ(1号機・2号機)
 - 運転電流値測定
 - 運転音測定
 - 運転温度測定
 - 運転時振動測定
 - オイル全量交換
 - ウ 脱臭装置
 - 排気臭気測定(硫化水素濃度)
 - エ 集水タンク
 - 電極棒清掃
 - タンク内高圧洗浄
 - 単体機密試験
 - オ 封水タンク
 - 補給水自動補給状況確認

4 基本条件

(1) 勤務体制及び勤務日数

真空ステーションの保守点検は令和10年度の点検とする。(2年に1回)

(2) 有資格者

別紙7-A-4 第4項(2)と同様

(3) 受注者の負担経費

業務履行に必要な日常消耗品類は、受注者の負担とする。

5 真空システムメンテナンス業務の要求水準

(1) 業務報告

別紙7-B-3 第5項(1)と同様

(2) 業務管理

別紙7-B-3 第5項(2)と同様

(3) その他

別紙7-B-3 第5項(3)と同様

別紙 7-B-6 緊急対応業務（農排）

1 業務概要

本業務は、本市の休日及び夜間等の勤務時間外において、対象施設に異常が発生したと認められる場合、二次的事故を未然に防止するために緊急調査及び緊急処置（機械設備等の機能復旧等）を実施するものである。

2 対象施設

本業務の対象施設は、次の農業集落排水処理施設とする。

ア 処理場	別紙 5-A-1～別紙 5-E-3 参照
イ マンホールポンプ	別紙 5-F 参照
ウ 真空下水道施設	別紙 5-G 参照
エ 管路施設	別紙 5-H 参照

3 業務の内容

緊急対応業務（農排）の内容は、次のとおりである。

- (1) 待機業務
- (2) 復旧業務

4 緊急対応業務の要求水準

別紙 7-A-10 の第 4 項（緊急対応業務の要求水準）と同じとする。

5 対価の支払い

緊急対応業務の支払い関する考え方は、以下の号に示すとおりとする。

業務の対価は、原則として出動回数の多寡にかかわらず契約金額の変更は行わない。
なお、年間の総出動回数は、1 年当たり 32 回及び 65 時間とする。
また、この額を超える可能性がある緊急対応については、発注者と協議を行うこと。

別紙 7-B-7 修繕業務（農排）

1 業務概要

本業務は、対象施設の機能が正常に発揮・維持できるよう、必要に応じ適切に土木建築施設、設備及び機器等に係る修繕工事を行うものである。

2 対象施設

本業務の対象施設は、次の農業集落排水処理施設とする。

ア 処理場	別紙 5-A-1～別紙 5-E-3 参照
イ マンホールポンプ	別紙 5-F 参照
ウ 真空下水道施設	別紙 5-G 参照

3 業務の内容

修繕業務（農排）の内容は、次のとおりである。

- (1) 計画修繕
- (2) 突発修繕

4 基本条件

別紙 7-A-11 の第 4 項（基本条件）と同じとする。

5 修繕業務の要求水準

別紙 7-A-11 の第 5 項（修繕業務の要求水準）と同じとする。

6 対価の支払い

対価の支払い関する考え方は、次の各号に示すとおりとする。

- (1) 修繕業務（農排）に係る金額の上限は、各年度 6,185 千円（消費税等を除く。）とし、修繕部品等の購入や修繕費等の支払いに係る事務についても業務に含むものとする。
- (2) 1 件当たり（原則として発生箇所単位とする。）の修繕費用の上限額は、2,000 千円（消費税等を含む。）とし、この金額以内の修繕は受注者の判断により実施し、その結果を発注者に報告する。また、この額を超える可能性がある修繕については、発注者と協議を行うこと。
- (3) 各年度の上限金額を超えた場合の修繕は、原則として、発注者が修繕や改築を行うが、発注者と受注者とで必要の可否を協議の上、決定するものとする。また、この協議により、修繕対応を受注者へ依頼する場合がある。この場合、必要な費用・経費について別途追加精算する。

(4) 本業務に必要な費用は受注者が負担する。なお、本業務の対価は、実績額を参照する。

ア 農業集落排水処理施設 処理場費 1年当たり 4,772 千円

イ 農業集落排水処理施設 マンホールポンプ及び真空下水道施設費
1年当たり 1,413 千円

別紙 8—A 腐食の恐れのある箇所点検業務（公共）

1 業務概要

本業務は、管路施設を適切に維持管理するため、硫化水素ガス放散による腐食の恐れのある管路及びマンホールの損傷箇所を早期発見し、対応を行うため法定点検を行うものである。

2 対象施設

本業務の対象施設は【別図 7】腐食の恐れのある箇所点検業務（公共）法定点検に示すとおりとする。また、各年度の点検数を以下に示す。

（1）点検箇所：65箇所

（2）各年度点検箇所一覧

	令和9年度	令和10年度	令和11年度
水口	—	—	63箇所
土山	—	—	—
甲賀	—	—	—
甲南	—	—	—
信楽	—	—	2箇所
合計	—	—	65箇所

3 業務の内容

腐食の恐れのある箇所点検業務（公共）の内容は、次のとおりである。

（1）目視点検

- ア マンホール槽内
- イ 足掛け金物
- ウ マンホール蓋
- エ コンクリート構造部
- オ 接続管きよの管口
- カ インバートの洗掘

4 基本条件

（1）現場体制

受注者は、契約締結後、すみやかに代理人並びに清掃の技術及び経験を有する主任技術者を定め、現場にその者を常駐させて所定の業務に従事させること。

（2）地元住民等への周知

受注者は、作業を実施するにあたり、地元住民等に作業内容を説明し、理解と協力を得ること。

(3) 損害賠償及び補償

- 1) 受注者は、下水道施設に損害を与えた時は、ただちに監督職員に報告し、その指示を受けるとともにすみやかに現状復旧すること。
- 2) 受注者は、作業にあたり万一注意義務を怠ったことにより、第三者に損害を与えた時は、その復旧及び賠償に全責任を負うこと。

(4) その他

- 1) 作業箇所において、下水道管路施設に破損、不等沈下、腐食、不明水の浸入等の異状等を発見した場合は、すみやかに監督職員に報告すること。
- 2) 設計図書に特に明示していない事項であっても、作業遂行上当然必要なものは、受注者の負担において処理すること。
- 3) その他特に定めのない事項については、すみやかに監督職員に報告し、指示を受け処理すること。

5 腐食の恐れのある箇所点検業務の要求水準

(1) 点検

点検は、マンホール内の側塊や側壁のクラックやズレ、浸入水、足掛金物及びコンクリートの腐食、足掛金物の欠損本数、インバートの洗掘、土砂等の堆積、接続管きよの管口等の状況、蓋の摩耗度、蓋のがたつき、蓋違い等について、調査員が地上からの目視もしくは必要に応じてマンホールに入孔又はカメラ、ドローン等により、異常の有無を確認すること。

(2) 法定点検

5年に1回以上の点検を義務づけられた施設の点検には、マンホール・マンホール蓋の調査判定基準に基づき評価し、「点検の年月日」「点検を実施した者」「点検の結果」等を確実に記録すること。

マンホール・マンホール蓋の調査判定基準

部位	異状項目	調査結果			備考
		Aランク	Bランク	Cランク	
マンホール蓋	路面	路面状況	舗装版にクラックや欠けがあり、通行に支障を来す	段差が生じている、又は擦り付けが悪く水が溜まる、又は道路との擦り付けが悪い	
	ふた・受け枠	ふた違い・ガタツキ	開閉できない	ガタツキがある	
		ふたの損傷・劣化	ふた・受け枠にクラック	—	
		ふたの摩耗	表面がつるつるして通行に支障を来す（ふたの模様高さが2mm以下）	摩耗が大（車道のふた模様高さが2～3mm以下）	摩耗が小（車道のふた模様高さが2～3mm以下）
		ふたの錆	—	多量発錆	少量発錆
マンホール内部	調整部	調整部状況	調整モルタル及びリング	調整モルタル及びリング	調整モルタル及びリングのずれ・クラック
	斜壁	腐食	鉄筋露出	骨材露出	表面の荒れ
		破損	欠落・陥没	全体に亀裂	軽微な破損（A・B以外）
		クラック	全体にクラック（人孔全周、幅5mm以上）	部分的にクラック（人孔半周、幅2～5mm以上）	軽微なクラック（幅2mm未満）
		隙間・ズレ	全体が脱却	一部が脱却	わずかな隙間・ズレ
		浸入水	噴き出ている状態	流れている状態	にじんでいる状態
		木根侵入	内径の50%以上	内径の10～50%以上	内径の10%未満
	直壁	腐食	鉄筋露出（表面pH:1程度）	骨材露出（表面pH:3未満）	表面の荒れ（表面pH:3以上5以下）
		破損	欠落（陥没）	全体に亀裂	軽微な破損（A・B以外）
		クラック	全体にクラック（人孔全周、幅5mm以上）	部分的にクラック（人孔半周、幅2～5mm以上）	軽微なクラック（幅2mm未満）
		隙間・ズレ	全体が脱却	一部が脱却	わずかな隙間・ズレ
		浸入水	噴き出ている状態	流れている状態	にじんでいる状態
		木根侵入	内径の50%以上	内径の10～50%以上	内径の10%未満
		タルミ	内径の3/4以上	内径の1/2～3/4	内径の1/2未満
	足掛金具	腐食・劣化状況	欠落している	鉄筋が細くなっている	錆の発生
	インパート	インパート状況	インパートがない	部分的な欠落	
	全体	臭気	常に発生	使用ピーク中に発生	季節的に発生
流下状況		油脂・モルタル・土砂等の堆積状況	管径の1/3以上の付着	管径の1/3～1/10の付着	管径の1/10未満の付着

別紙 8—B 腐食の恐れのある箇所点検業務（農排）

1 業務概要

本業務は、管路施設を適切に維持管理するため、硫化水素ガス放散による腐食の恐れのあるマンホールの損傷箇所を早期発見し、対応を行うためである。

2 対象施設

本業務の対象施設は【別図 7】腐食の恐れのある箇所点検業務（農排）に示すとおりとする。また、各年度の点検数を以下に示す。

（1）点検箇所：72箇所

（2）各年度点検箇所一覧

	令和9年度	令和10年度	令和11年度
水口	8箇所	—	—
土山	—	25箇所	—
甲賀	—	30箇所	—
甲南	—	6箇所	—
信楽	3箇所	—	—
合計	11箇所	61箇所	—

3 業務の内容

別紙 8—A の第 3 項（業務の内容）と同じとする。

4 基本条件

別紙 8—A の第 4 項（基本条件）と同じとする。

5 腐食の恐れのある箇所点検業務の要求水準

（1）点検

点検は、マンホール内の側塊や側壁のクラックやズレ、浸入水、足掛金物及びコンクリートの腐食、足掛金物の欠損本数、インバートの洗掘、土砂等の堆積、接続管きよの管口等の状況、蓋の摩耗度、蓋のがたつき、蓋違い等について、調査員が地上からの目視もしくは必要に応じてマンホールに入孔又はカメラ、ドローン等により、異常の有無を確認すること。

（2）記録

マンホール・マンホール蓋の調査判定基準に基づき評価し、「点検の年月日」「点検を実施した者」「点検の結果」等を確実に記録すること。

別紙 9-A 水管橋等点検業務（公共）

1 業務概要

本業務は、水管橋等の点検を行うとともに、健全度を評価するものである。

2 対象施設

本業務の対象施設は【別図 8】水管橋等点検業務（公共・農排）に示すとおりとする。また、各年度の点検数を以下に示す。

令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
ライン 1 4 箇所	ライン 2 7 箇所	ライン 3 10 箇所

3 業務の内容

水管橋等点検業務の内容は、以下のとおりである。

- (1) 水管橋点検
- (2) 健全度評価

4 水管橋等点検業務の要求水準

(1) 点検の内容

点検の内容は、次のとおりとする。

- ア 漏水、補修の有無
- イ 管体外面の腐食状況
- ウ 支承、支持金具、落橋防止装置、付属品（空気弁、伸縮管等）の異常
- エ 下部工の劣化状況（ひび割れ等）

(2) 点検方式は、歩行、橋梁点検車、ドローンにより行う。ただし、費用対効果に優れた方式と認められれば方式の変更も可能である。

(3) 歩行による点検は、梯子等の補助設備を用いた直接目視とミラー、カメラ、ビデオ等を用いた間接目視を併用するものとする。

(4) 橋梁点検車による点検は、道路橋下部に添架された下水道管に適用する。この点検は、原則として直接目視にて実施する。実施前には道路管理者及び警察、河川管理者に対する作業許可に必要な資料の作成、協議を実施する。

(5) ドローンによる点検は、道路橋から離れた位置にある水管橋等に適用する。この点検はドローンを用いた空撮による間接目視と水管橋点検歩廊等を利用した直接目視を併用する。実施前にはドローン飛行による必要な各種申請資料を作成し申請を実施すること。

(6) 点検の記録はカメラ撮影を基本とするが、同等の媒体でも可とする。

別紙 9－B 水管橋等点検業務（農排）

1 業務概要

本業務は、水管橋等の点検を行うとともに、健全度を評価するものである。

2 対象施設

本業務の対象施設は【別図 8】水管橋等点検業務（公共・農排）に示すとおりとする。また、各年度の点検数を以下に示す。

令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
—	ライン 2 3 箇所	ライン 3 5 箇所

3 業務の内容

水管橋等点検業務の内容は、以下のとおりである。

- 1) 水管橋等点検
- 2) 健全度評価

4 水管橋等点検業務の要求水準

別紙 9－A の第 4 項（水管橋等点検業務の要求水準）と同じとする。

別紙 10—A 調査業務（公共）

1 業務概要

本業務は、対象施設に異常が発生したと認められる場合、二次的事故を未然に防止するために調査を実施するものである。

2 対象施設

本業務の対象施設は、次の公共下水道施設とする。

ア 管路施設

別紙 4—D 参照

3 業務の内容

調査業務（公共）の内容は、次のとおりである。

- 1) カメラ調査業務（本管、取付管）
- 2) 洗浄業務

4 調査業務の要求水準

（1）カメラ調査業務

カメラ調査業務とは、管路施設に異常があると思われる際に発注者と協議し、該当箇所のカメラ調査を行うこと。

（2）洗浄業務

洗浄業務とは、カメラ調査前に対象箇所について洗浄を行うこと。

（3）資格者

受注者は、第2種酸素欠乏危険作業主任者（酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者）の資格を有するものを必要に応じて現場に出動させなければならない。

（4）業務の報告

受注者は、業務実施後、速やかに作業日ごとに業務履行報告を作成し、撮影した映像をDVD等に収録する及び業務状況写真を添付の上監督職員に提出するものとする。

撮影されたカメラの映像は、調査箇所を鮮明に写すこと。

また、カメラ調査を行う前に協議及び調査後すぐに口頭で結果報告を行うこと。

5 対価の支払い

調査業務の支払いに関する考え方は、以下に示すとおりとする。

業務の対価は、原則として調査回数の多寡にかかわらず契約金額の変更は行わない。
なお、年間の本管調査回数は、1年当たり2回、取付管調査回数は4回とする。

また、この回数を超える可能性がある調査業務については、発注者と協議を行うこと。

別紙 10—B 調査業務（農排）

1 業務概要

本業務は、対象施設に異常が発生したと認められる場合、二次的事故を未然に防止するために調査を実施するものである。

2 対象施設

本業務の対象施設は、次の農業集落排水施設とする。

ア 管路施設

別紙 5—H 参照

3 業務の内容

調査業務（農排）の内容は、次のとおりである。

- 1) カメラ調査業務（取付管）
- 2) 洗浄業務

4 調査業務の要求水準

別紙 10—A の第 4 項（調査業務（公共）の要求水準）と同じとする。

5 対価の支払い

調査業務の支払いに関する考え方は、以下に示すとおりとする。

業務の対価は、原則として調査回数の多寡にかかわらず契約金額の変更は行わない。
なお、年間の取付管調査回数は、1 年当たり 1 回とする。

また、この回数を超える可能性がある調査業務については、発注者と協議を行うこと。

別紙 11-A 除草及び剪定業務（公共）

1 業務概要

本業務は、公共下水道終末処理場の敷地内及び周辺を管理するため除草及び剪定作業を行うとともに、処理施設及びマンホールポンプの美観を維持するものである。

2 対象施設

本業務の対象施設は次のとおりとする。

- ア 甲賀市土山オー・デュ・プール
- イ 貴生川地区農業集落排水処理施設
- ウ 飯道寺地区農業集落排水処理施設
- エ 今郷地区農業集落排水処理施設
- オ 宮地区農業集落排水処理施設
- カ 伴中山1ポンプ
- キ 落合橋ポンプ
- ク 大久保上河原ポンプ
- ケ 葛木ポンプ（さつき団地）

3 業務の内容

除草及び剪定業務の内容は、以下のとおりである。

- 1) 除草作業
- 2) 剪定作業

4 基本条件

- 1) 受注者は、下水道施設に損害を与えた時は、ただちに監督職員に報告し、その指示を受けるとともにすみやかに現状復旧すること。
- 2) 受注者は、作業にあたり万一注意義務を怠ったことにより、第三者に損害を与えた時は、その復旧及び賠償に全責任を負うこと。
- 3) 設計図書に特に明示していない事項であっても、作業遂行上当然必要なものは、受注者の負担において処理すること。

5 除草・剪定業務の要求水準

- 1) 除草及び剪定業務の内容は次のとおりとする。

施設名	作業	年間回数	面積(m ²)
甲賀市土山オー・デュ・ブル (施設周辺)	除草	1 回	1196.46
	剪定	随時	随時
貴生川地区農業集落排水処理施設	除草	2 回	439.98
飯道寺地区農業集落排水処理施設	除草	2 回	353.48
今郷地区農業集落排水処理施設	除草	2 回	310.77
宮地区農業集落排水処理施設	除草	2 回	444.75
伴中山 1 ポンプ	除草	2 回	112.46
落合橋ポンプ	除草	2 回	488.54
大久保上河原ポンプ	除草	2 回	50.67
葛木ポンプ (さつき団地)	除草	2 回	178.95

2) 除草作業

作業後は、回収及び処分を必ず行うものとする。

3) 剪定業務

剪定業務の上限額は、180,000円（消費税等を除く。）とし、この金額以内で発注者と協議を行い、作業箇所の決定するものとする。また、この額を超える可能性がある剪定については、発注者と協議を行うこと。

4) その他

公共下水道処理場の施設内の除草作業については別紙7-A-2の第3項に含まれているものとし、維持管理業務として行うものとする。

5) 結果報告

結果報告書は、作業完了後すみやかに発注者へ提出すること。

別紙 11-B 除草業務（農排）

1 業務概要

本業務は、農業集落排水処理施設の敷地内及び周辺を管理するため除草作業を行うとともに、処理施設及びマンホールポンプの美観を維持するものである。

2 対象施設

本業務の対象施設は次のとおりとする。

- ア 和野巖峨地区農業集落排水処理施設
- イ 八田春日地区農業集落排水処理施設
- ウ 中畑地区農業集落排水処理施設
- エ 大河原地区農業集落排水処理施設
- オ 鮎河地区農業集落排水処理施設
- カ 山女原地区農業集落排水処理施設
- キ 山内地区農業集落排水処理施設
- ク 大沢地区農業集落排水処理施設
- ケ 高嶺地区農業集落家庭排水処理施設
- コ 櫟野地区農業集落家庭排水処理施設
- サ 岩室地区農業集落家庭排水処理施設
- シ 神保隠岐地区農業集落家庭排水処理施設
- ス 和田地区農業集落家庭排水処理施設
- セ 五反田地区農業集落家庭排水処理施設
- ソ 小佐治地区農業集落家庭排水処理施設
- タ 唐戸川地区農業集落家庭排水処理施設
- チ 稗谷地区農業集落排水処理施設
- ツ 磯尾地区農業集落排水処理施設
- テ 宮町地区農業集落排水処理施設
- ト 畑地区農業集落排水処理施設
- ナ 朝宮地区農業集落排水処理施設
- ニ 櫟野 2 マンホールポンプ

3 業務の内容

除草及び剪定業務の内容は、以下のとおりである。

- 1) 除草作業

4 基本条件

- 1) 受注者は、下水道施設に損害を与えた時は、ただちに監督職員に報告し、その指示を受けるとともにすみやかに現状復旧すること。
- 2) 受注者は、作業にあたり万一注意義務を怠ったことにより、第三者に損害を与えた時は、その復旧及び賠償に全責任を負うこと。
- 3) 設計図書に特に明示していない事項であっても、作業遂行上当然必要なものは、受注者の負担において処理すること。

5 除草業務の要求水準

- 1) 除草業務の内容は次のとおりとする。

施設名	作業	年間回数	面積
和野巖峨地区農業集落排水処理場	除草	2回	219.053
八田春日地区農業集落排水処理場	除草	2回	258.874
中畑地区農業集落排水処理場	除草	2回	66.072
大河原地区農業集落排水処理場	除草	2回	584.81
鮎河地区農業集落排水処理場	除草	2回	838.244
山女原地区農業集落排水処理場	除草	2回	192.823
山内地区農業集落排水処理場	除草	2回	2215.75
大沢地区農業集落排水処理場	除草	2回	194.751
高嶺地区農業集落家庭排水処理場	除草	2回	79.836
櫟野地区農業集落家庭排水処理場	除草	2回	128.266
岩室地区農業集落家庭排水処理場	除草	2回	178.508
神保隠岐地区農業集落家庭排水処理場	除草	2回	94.292
和田地区農業集落家庭排水処理場	除草	2回	194.689
五反田地区農業集落家庭排水処理場	除草	2回	220.422
小佐治地区農業集落家庭排水処理場	除草	2回	55.519
唐戸川地区農業集落家庭排水処理場	除草	2回	157.439
稗谷地区農業集落排水処理場	除草	2回	129.714
磯尾地区農業集落排水処理場	除草	2回	103.888
宮町地区農業集落排水処理場	除草	2回	336.586
畑地区農業集落排水処理場	除草	2回	166.553
朝宮地区農業集落排水処理場	除草	2回	159.252
櫟野2マンホールポンプ	除草	2回	161.53

- 2) 除草作業

作業後は、回収及び処分を必ず行うものとする。

- 3) 結果報告

結果報告書は、作業完了後すみやかに発注者へ提出すること。

【別紙 1 2】災害時維持修繕協定（案）

災害時維持修繕協定（案）

甲賀市（以下「甲」という。）と契約相手方である企業（以下「乙」という。なお、乙が共同企業体を結成している場合は、[代表企業の名称]（以下「共同企業体の代表企業」という。）、[すべての構成員の名称]から構成される複数の企業とする。）とは、地震や風水害等の災害により甲の管理する下水道管路施設（以下「協定下水道施設」という。）が被災したときに行う復旧支援協力に関して以下のとおり、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 15 条の 2 の規定※¹に基づいた協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、乙の甲に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定め、甲の管理する被災した協定下水道施設の機能の早期復旧に資することを目的とする。

（支援要請）

第 2 条 復旧支援協力に関する、甲の連絡窓口は甲賀市上下水道部下水道課、乙の連絡窓口は共同企業体もしくは単独事業者の代表企業とする。

2 甲は、乙に対し災害により被災した協定下水道施設の復旧支援協力を要請するときは、支援内容を記した文書により行うものとする。ただし、緊急時の支援要請は、文書によらず口頭又は電話で行うことができるものとし、事後において速やかに文書を提出するものとする。

3 乙は、甲から前項の規定による復旧支援協力の要請があった場合は、特段の事由が無い限り、必要な人員、機材等をもって支援を行うものとする。

（支援業務の内容）

第 3 条 この協定に基づき乙が行う支援業務は、次のとおりとする。

- （1）被災状況の把握及び被災内容の調査
- （2）二次災害防止等緊急措置及び応急復旧対応
- （3）その他甲及び乙の協議により定めるもの

（費用）

第 4 条 この協定に基づき乙が復旧支援協力を要した費用は、甲の負担とする。

2 前項の費用の算定については、乙の見積を参考に甲の積算による。

3 この協定に基づき甲が乙に対し要請した業務等に係る費用については、甲乙が別に契約を締結し、乙の請求に応じて甲が支払うものとする。

(下水道台帳データの提供)

第5条 甲は、協定下水道施設の調査に必要な下水道台帳の図面等のデータを紙又はPDF等の電子データとして、乙に提供するものとする。

2 乙は甲から提供を受けた電子データを適切に保管しなければならない。

3 甲は、下水道台帳に大幅な変更があった場合など、適宜、最新の電子データを乙に提供するものとする。

(下水道台帳データの開示)

第6条 乙は、甲から支援要請があったとき、支援出動する乙を構成する企業（以下「構成員」という。）に対し甲から提供を受けた電子データを開示することができる。

2 支援出動した乙の構成員は、甲から提供を受けた電子データを支援業務及び必要な報告等以外に使用してはならない。

3 甲と乙の合同訓練を実施する場合も、第1項及び第2項を準用する。

(報告)

第7条 乙は、甲からこの協定に基づく要請により行った支援活動が終了したときは、速やかに甲に対し、書面により報告するものとする。

2 乙は、「令和9・10・11年度下水道施設包括的維持管理業務委託（長期継続）」（以下「本業務」という。）の履行開始日における災害時に備えて、支援協力が可能な構成員並びに提供可能な車輛等の機器及び人員を、甲に報告するものとする。

(広域被災)

第8条 甲が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」及び「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合には、これらの組織の活動と支援活動の相互調整を行うが、乙は可能な限り甲の要請事項を実施するために必要な措置をとるものとする。

(協定期間)

第9条 本協定は、協定を締結した日からその効力を有するものとし、本業務の履行期間の満了、若しくは、甲又は乙から書面による意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

(その他)

第10条 本協定に定めのない事項又は各条項に疑義が生じた場合には、甲及び乙双方による協議により決定するものとする。

2 甲又は乙がこの協定の定めに従った場合には、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

3 乙は、甲が他企業と締結している以下の協定書等を遵守し、相互に協力しなければならない。

(1) 協定の名称 : 甲賀市・日本下水道事業団災害支援協定

協定の相手方 : 地方共同法人日本下水道事業団

協定の内容 : 災害が発生した場合の、下水道施設（土山オー・デュ・ブール、信楽水再生センター、南土山ポンプ場）の維持又は修繕に関する工事等の支援協定

協定締結日 : 令和6年10月1日

(2) 協定の名称 : 災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定

協定の相手方 : 公益社団法人日本下水道管路管理業協会

協定の内容 : 災害が発生した場合の、下水道管路施設の復旧支援協力の協定

協定締結日 : 令和2年4月17日

(3) 協定の名称 : 災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定

協定の相手方 : 公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会関西支部

協定の内容 : 災害が発生した場合の、公共下水道施設の復旧支援協力の協定

協定締結日 : 令和2年4月17日

(4) 協定の名称 : 自然災害時における下水道管渠施設に係る応急対策の支援協力に関する協定

協定の相手方 : 一般社団法人滋賀県下水道管路維持協会

協定の内容 : 災害が発生した場合の、公共下水道施設の復旧支援協力の協定

協定締結日 : 令和2年4月17日

(5) 協定の名称 : 災害及び感染症発生時における一般廃棄物収集運搬等の支援に関する協定

協定の相手方 : 株式会社水口テクノス、株式会社日映日野、株式会社ヒロセ、滋賀県環境整備事業協同組合

協定の内容 : 災害及び感染症対策発生した場合の、一般廃棄物収集運搬、下水道施設の緊急対応等の支援協定

協定締結日 : 令和2年10月19日

(以下余白)

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、各自記名押印の上、各自1通を保管する。

令和[]年[]月[]日

甲 住所 []
氏名 [] ⑩

乙 住所 []
(グループの代表企業) 氏名 []
[] ⑩

乙 住所 []
氏名 []
[] ⑩

乙 住所 []
氏名 []
[] ⑩

※1 下水道法第15条の2（抄）

（災害時維持修繕協定の締結）

第十五条の二 公共下水道管理者は、公衆衛生上重大な危害が生じ、又は公共用水域の水質に重大な影響が及ぶことを防止するため災害の発生時において公共下水道管理者以外の者が公共下水道の施設の特定の維持又は修繕に関する工事を行うことができることをあらかじめ定めておく必要があると認めるときは、その管理する公共下水道について、公共下水道の施設の維持又は修繕に関する工事を的確に行う能力を有すると認められる者（第二号において「災害時維持修繕実施者」という。）との間において、次に掲げる事項を定めた協定（以下「災害時維持修繕協定」という。）を締結することができる。

- 一 災害時維持修繕協定の目的となる公共下水道の施設（以下「協定下水道施設」という。
- 二 災害時維持修繕実施者が公共下水道の施設の損傷の程度その他の公共下水道の状況に応じて行う協定下水道施設の維持又は修繕に関する工事の内容
- 三 前項の協定下水道施設の維持又は修繕に関する工事に要する費用の負担の方法
- 四 災害時維持修繕協定の有効期間
- 五 災害時維持修繕協定に違反した場合の措置
- 六 その他必要な事項

【別紙 13】提出書類

1 契約締結後の提出書類

受注者は、業務の着手前に、次の各書類を監督職員に提出しなければならない。なお、提出書類に変更を生じた時は、直ちに変更届を提出すること。

- (1) 着手届
- (2) 統括管理責任者及び業務総括責任者等専任届
- (3) 法定資格者選任届
- (4) 作業員名簿
- (5) 業務工程表
- (6) その他業務の履行上必要とされる書類

2 履行期間中の提出書類

受注者は、履行期間中に、次の各書類を監督職員に提出しなければならない。なお、提出書類に変更を生じた時は、直ちに変更届を提出すること。

(1) 業務履行計画書

受注者は、業務着手に先立ち次の事項について、業務履行計画書を作成し、監督職員に届け出なければならない。

- ア 業務分担、業務方法、業務内容に関すること。
- イ 保全対策、安全対策に関すること。
- ウ 緊急連絡体制に関すること。
- エ 施設、使用物件などの管理に関すること。
- オ その他監督職員が必要と認める書類。

(2) 年次計画書（当該年度に実施する業務の業務実施計画書であって、運転管理計画、保全管理計画、維持管理計画などの管理計画の総称をいう。）

- (3) 月次計画書
- (4) 施工計画書（工事に限る。）
- (5) 業務報告書（適宜）
- (6) C Dデータ（年度毎完了時）

3 業務完了時の提出書類

受注者は、業務が完了した時は、次の各書類を監督職員に提出しなければならない。

- (1) 現場作業写真（作業前、作業中、作業後の写真）
- (2) 点検結果報告書、点検管理日誌、作業日報等
- (3) 完了届等
- (4) 業務成果引渡書

(5) 請求書等

(6) その他監督職員が必要とされる書類

4 その他

(1) 変更届

前第1項から第3項までの提出書類に変更を生じた時は、直ちに変更届を提出すること。

(2) 業務記録写真

受注者は、以下の項に従って業務記録写真を撮影し、業務が終了したときは作業工程順に編集したものを業務記録写真帳に整理し、「完了届」に添付して提出すること。

(1) 撮影は、作業工程の状況の他に、酸素及び硫化水素濃度の測定状況、点検の状況（作業前、作業中、完了）、その他指示する内容についても撮影を行うこと。

【別紙 14】責任者の名称と資格

責任者の名称	役 割	資 格
統括管理責任者	本委託の実施に関する責任を持つ	下水道法施行令第15条の3の該当者、若しくはこれらと同等の能力を有する者
業務総括責任者	処理場等業務の総括の職務にあたり、管理能力を有する者	下水道法施行令第15条の3の該当者、若しくはこれらと同等の能力を有する者
現場責任者	管路施設等業務の職務にあたり、技術上の管理能力を有する者	「下水道管路管理総合技士」 又は下水道法施行令第15条の3の該当者
水質管理責任者	水質管理業務全般についての確な判断を行う責任を持つ	日本下水道事業団法施行令第4条第1項で定める「第三種技術検定の合格者」、 若しくは、公害防止管理・環境計量士等の科学技術に関する国家資格のうち「水質管理又は水質測定についての資格」を有する者
電気主任技術者	電気計装設備に関し、電気事業法、電気事業法施行規則、電気設備に関する技術基準を定める省令、電気主任技術者の資格等に関する省令、電気設備関係報告規則、消防法、建築基準法、保安規定等に基づいて維持管理を行う責任を持つ。 (「みなし設置者」として契約又は協定を締結)	「第三種電気主任技術者」
電気工事士	500kW未満の自家用電気工作物の電気工事の作業に従事する者	「第一種電気工事士」
危険物管理者	燃料、潤滑油及び水質試験で使用する薬品等の危険物の管理に責任を持つ、 及び、消防法第10条第4項の技術上の基準に適合するよう地下燃料タンクなどを維持管理する責任を持つ	「危険物取扱者(乙種第四類)」
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	沈砂池などに入るときの指導・監督に責任を持つ	「酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習終了者」
環境計量士	水質の分析測定を行い、計量証明書を発行することができる者	「環境計量士」
浄化槽管理士	浄化槽が正しく機能するように保守点検を行う者	「浄化槽管理士」
浄化槽技術管理士	処理対象人員501人以上規模の保守点検を行うことができる者	「浄化槽技術管理者講習修了者」

【別紙１５】準備資機材

資機材名	用途例
作業車両	巡視、点検等に使用
汚泥搬出用トラック	汚泥の運搬に使用（臭気飛散防止措置付運搬車）
酸素濃度等測定器	密閉された室内、孔内等の作業に際して使用
発電機・送風機	点検、調査、清掃並びに修繕等に使用
OA 機器	提出書類の作成等に使用
高圧洗浄車・強力吸引車	孔内等の清掃等に使用
カメラ搭載車	本管調査に使用

注１．上記機材の使用に必要な燃料、消耗品等の他、業務事務所の運営に必要な備品等を含む。なお、他の機材については、本市と協議の上、本市の承諾を得て配備できる。

注２．上表は一例であり、業務実施に必要な資機材等は適宜準備すること。

【別紙１６】貸与資料等リスト

１ 貸与資料

貸与資料名	備考
対象施設のデータ	施設台帳を紙又はシェープファイル形式で貸与する。ただし、台帳システムは貸与しない。
その他資料	発注者と受注者との協議により必要と認められる資料を可能な範囲で貸与する。

２ 貸与品

貸与品	備考
協議に基づくもの	発注者と受注者との協議により必要と認められる貸与品を可能な範囲で貸与する。本件契約終了後には現状回復すること。

【別紙 17】 参考図書

- (1) 下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン（国土交通省）
- (2) スtockマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化計画策定に関する手引き（案）（国土交通省）
- (3) 都市・地域整備局所管補助事業実務必携（国土交通省）
- (4) 下水道施設改築・修繕マニュアル（案）（公益社団法人日本下水道協会）
- (5) 下水道施設維持管理積算要領－管路施設編－（公益社団法人日本下水道協会）
- (6) 下水道施設維持管理積算要領－終末処理場、ポンプ場施設編－（公益社団法人日本下水道協会）
- (7) 下水道施設計画設計指針と解説（公益社団法人日本下水道協会）
- (8) 下水道維持管理指針（公益社団法人日本下水道協会）
- (9) 下水道施設の耐震対策指針と解説（公益社団法人日本下水道協会）
- (10) 下水道の地震対策マニュアル（公益社団法人日本下水道協会）
- (11) 管更生の手引き（案）（公益社団法人日本下水道協会）
- (12) 下水道管きょ改築等の工法選定の手引き（案）（公益社団法人日本下水道協会）
- (13) 管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン（案）（公益社団法人日本下水道協会）
- (14) 下水道管路施設テレビカメラ調査マニュアル（案）（公益社団法人日本下水道協会）
- (15) 下水道管路施設の緊急点検実施マニュアル（案）（公益社団法人日本下水道協会）
- (16) 下水道管路施設ストックマネジメントの手引き（旧下水道管路施設腐食対策の手引き（案））（公益社団法人日本下水道協会）
- (17) 下水道事業における費用効果分析マニュアル（案）（公益社団法人日本下水道協会）
- (18) 効率的な汚水処理施設整備のための都道府県マニュアル（案）（公益社団法人日本下水道協会）
- (19) 水理公式集（土木学会）
- (20) コンクリート標準示方書（土木学会）
- (21) 土木工学ハンドブック（土木学会）
- (22) 日本工業規格（JIS）
- (23) 下水道管路維持管理計画の策定に関する指針（JIS A 7501 : 2013）（日本規格協会）
- (24) 下水道用マンホール蓋（JIS A 5506 : 2018）（日本規格協会）
- (25) 日本下水道協会規格（JSWAS）
- (26) 道路橋示方書・同解説（日本道路協会）
- (27) 道路構造令の解説と運用（国土交通省、日本道路協会）
- (28) 土質工学ハンドブック（土質工学会）
- (29) 水門鉄管技術基準（水門鉄管協会）
- (30) 港湾構造物設計技術基準（日本港湾協会）

- (31) 下水道管路施設維持管理マニュアル（日本下水道管路管理業協会）
- (32) 下水道管路施設維持管理積算資料（日本下水道管路管理業協会）
- (33) マンホールの改築及び修繕に関する設計の手引き（案）（日本下水道管路管理業協会）
- (34) 管きょの修繕に関する手引き（案）（日本下水道管路管理業協会）
- (35) 取付け管の更生工法による設計の手引き（案）（日本下水道管路管理業協会）
- (36) マンホールの蓋等の取替に関する設計の手引き（案）（日本下水道管路管理業協会）
- (37) 下水道管路改築・修繕事業技術資料～調査から施工管理まで～（日本下水道新技術機構）
- (38) 管きょ更生工法の品質管理技術資料（日本下水道新技術機構）
- (39) 管きょ更生工法（二層構造管）技術資料（日本下水道新技術機構）
- (40) 事例ベースモデリング技術を用いた雨天時浸入水発生領域の絞り込みに関する技術マニュアル（日本下水道新技術機構）
- (41) 流出解析モデル利活用マニュアル（日本下水道新技術機構）
- (42) 分流式下水道における雨天時浸入水対策計画の検討マニュアル（日本下水道新技術機構）
- (43) 下水道管路施設改築・修繕に関するコンサルティング・マニュアル（案）（管路診断コンサルタント協会）
- (44) 下水道管きょ改築・修繕にかかる調査・診断・設計実務必携（管路診断コンサルタント協会編集（経済調査会））
- (45) 土木工事共通仕様書（甲賀市）
- (46) 一般土木工事等共通仕様書（滋賀県）
- (47) 一般土木工事等共通仕様書付則（滋賀県）
- (48) 一般土木工事等工事必携（滋賀県）
- (49) 一般土木工事等施工管理基準（滋賀県）
- (50) 下水道工事用施工管理基準（滋賀県）
- (51) 設計便覧（案）下水道編Ⅰ、下水道編Ⅱ、下水道編Ⅲ（滋賀県）
- (52) 土木工事標準積算基準書 共通編（国土交通省）
- (53) 農業集落排水施設設計指針 本編（農業集落排水事業諸基準等作成全国検討委員会）
- (54) 土地改良工事積算基準 機械経費（農林水産省）
- (55) 建設機械等損料表（日本建設機械施工協会）

【別紙 18】安全対策及び衛生管理

作業における措置は、以下の安全対策及び衛生対策を講じることとする。

1 作業環境測定等（安全対策、酸欠則 3 条）

- (1) 受注者は、労働安全衛生法施行令第 21 条第 9 項に掲げる作業場について、その日の作業を開始する前に、当該作業場における空気中の酸素（第 2 種酸素欠乏危険作業に係る作業場にあつては、酸素及び硫化水素）の濃度を測定しなければならない。
- (2) 受注者は、前項の規定による測定を行った時は、その都度、次の事項を記録して、これを 3 年間保存しなければならない。

ア 測定日時

イ 測定方法

ウ 測定箇所

エ 測定条件

オ 測定結果

カ 測定を実施した者の氏名

キ 測定結果に基づいて酸素欠乏等の防止措置を講じた時は、当該措置の概要を記す。

2 換気（安全対策、酸欠則 5 条）

- (1) 受注者は、酸素欠乏危険作業に労働者を従事させる場合は、当該作業を行う場所の空気中の酸素濃度を 18% 以上（第 2 種酸素欠乏危険作業に係る場所に有つては、空気中の酸素濃度を 18% 以上、かつ、硫化水素の濃度 10 ppm 以下）に保つように換気しなければならない。ただし、爆発、酸化等を防止する為換気する事が出来ない場合又は作業の性質上換気する事が著しく困難な場合はこの限りでない。
- (2) 受注者は、前項の規定により換気する時は、純酸素を使用してはならない。
- (3) 密閉された室内又は槽内では、二酸化炭素、硫化水素、メタンガス等が発生する場合、同時に酸素濃度が著しく減少し、酸素欠乏状態となることがあるので十分注意して作業を行うこと。

3 保護具の使用等（安全対策、酸欠則 5 条の 2）

- (1) 受注者は、酸素欠乏症等防止規則の第 5 条第 1 項ただし書の場合においては、同時に就業する労働者の人数と同数以上の空気呼吸器等（空気呼吸器、酸素呼吸器又は送気マスクをいう。）を備え、労働者にこれを使用させなければならない。
- (2) 労働者は、前項の場合において、空気呼吸器等の使用を命じられたときは、これを、使用しなければならない。

4 安全带等の使用（安全対策、酸欠則6条）

- （1）受注者は、酸素欠乏危険作業に労働者を従事させる場合で、労働者が欠乏症等にかかって転落する恐れのある時は、労働者に安全带（令第13条第49号の安全帯をいう。）その他の命綱（以下「安全帯等」という。）を使用させなければならない。
- （2）受注者は、前項の場合において、安全帯等を安全に取り付ける為の設備等を設けなければならない。
- （3）労働者は、第1項の場合において、安全帯等の使用を命じられた時は、これを使用しなければならない。

5 保護具等の点検（安全対策、酸欠則7条）

受注者は、酸素欠乏症等防止規則第5条の2第1項の規定により空気呼吸器等を使用させ、又は酸素欠乏症等防止規則第6条第1項の規定により安全帯等を使用させて酸素欠乏危険作業に労働者を従事させる場合は、その日の作業を開始する前に、当該空気呼吸器等又は当該安全帯等及び酸素欠乏症等防止規則第6条2項の設備等を点検し、異常を認めた時は、直ちに補修し、又は取り替えなければならない。

6 人員の点検（安全対策、酸欠則8条）

受注者は、酸素欠乏危険作業に労働者を従事させる時は、当該作業を行う場所に労働者を入場させ、及び退場させる時に人員を点検しなければならない。

7 立入禁止（安全対策、酸欠則9条）

- （1）受注者は、酸素欠乏危険場所又はこれに隣接する場所で作業を行う時は、酸素欠乏危険作業に従事する労働者以外の労働者が当該酸素欠乏危険場所に立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい個所に表示しなければならない。
- （2）酸素欠乏危険作業に従事する労働者以外の労働者は前項の規定により立ち入りを禁止された場所には、みだりに立ち入ってはならない。
- （3）第1項の酸素欠乏危険場所については、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）第585条第1項第4号規定（酸素濃度及び硫化水素濃度に限る。）適用しない。

8 連絡（安全対策、酸欠則10条）

受注者は、酸素欠乏危険作業に労働者を従事させる場合で、近接する作業場で行われる作業による酸素欠乏等の恐れがある時は、当該作業場との間の連絡を保たなければならない。

9 作業主任者（安全対策、酸欠則11条）

- （1）受注者は、酸素欠乏危険作業については、第1種酸素欠乏危険作業にあつては第1種

酸素欠乏危険作業主任者技能講習又は第２種酸素欠乏危険作業主任者（酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者）技能講習を修了した者のうちから、第２種酸素欠乏危険作業にあっては第２種酸素欠乏危険作業主任者（酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者）技能講習を修了した者のうちから、酸素欠乏危険作業主任者を選任しなければならない。

（２）受注者は第１種酸素欠乏危険作業に係る酸素欠乏危険作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

- １）作業に従事する労働者が酸素欠乏の空気を吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。
- ２）その日の作業を開始する前、作業に従事するすべての労働者が作業を行う場所を離れた後再び作業を開始する前及び労働者の身体、換気装置等に異常が有った時に、作業を行う場所の空気中の酸素濃度を測定すること。
- ３）測定器具、換気装置、空気呼吸器等、その他労働者が酸素欠乏症にかかる事を防止する為の器具又は設備を点検すること。
- ４）空気呼吸器等の使用状況を監視すること。

（３）前項の規定は、第２種酸素欠乏危険作業に係る酸素欠乏危険作業主任者について準用する。この場合において、同項第１号中「酸素欠乏」とあるのは「酸素欠乏等」と、同項第２号中「酸素」とあるのは「酸素及び硫化水素」と同項第３号中「酸素欠乏症」とあるのは「酸素欠乏症等」と読み替えるものとする。なお、酸素欠乏症等防止規則第１１条を要約すると以下のとおりとなる。

Ⅰ：酸欠の危険のある作業

第１種酸素欠乏危険作業主任者

Ⅱ：酸欠と硫化水素中毒発生の危険のある作業

第２種酸素欠乏危険作業主任者（酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者）

Ⅲ：作業主任者の業務

- ・作業方法を決定し、労働者を指揮すること。
- ・その日の作業を開始する前、作業を再開するとき、労働者の身体や換気装置に異常があったときは、作業場所の酸素の濃度を測定すること。
- ・測定器具、換気装置、空気呼吸等の器具、設備を点検すること。
- ・空気呼吸器等の使用状況を監視すること。

１０ 特別の教育（安全対策、酸欠則１２条）

（１）受注者は、第１種酸素欠乏危険作業に係る業務に労働者を就かせる時は当該労働者に対して、次の科目に付いて特別の教育を行わなければならない。

ア 酸素欠乏の発生の原因

イ 酸素欠乏症の症状

ウ 空気呼吸器等の使用の方法

エ 事故の場合の退避及び救急蘇生の方法

オ 前各号に掲げるもののほか、酸素欠乏症の防止に関し必要な事項

- (2) 前項の規定は、第2種酸素欠乏危険作業に係る業務について準用する。この場合において、同項第1号中「酸素欠乏」とあるのは「酸素欠乏等」と、同項第2号及び第5号中「酸素欠乏症」とあるのは「酸素欠乏症等」と読み替えるものとする。
- (3) 安衛則第37条及び第38条並びに前二項に定めるもののほか、前二項の特別教育の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

1 1 監視人等（安全対策、酸欠則13条）

受注者は、酸素欠乏危険作業に労働者を従事させる時は、常時作業の状況を監視し、異常が有った時に直ちにその旨を酸素欠乏危険作業主任者及びその他の関係者に通報する者を置く等、異常を早期に把握する為に必要な措置を講じなければならない。

1 2 待避（安全対策、酸欠則14条）

- (1) 受注者は、酸素欠乏危険作業に労働者を従事させる場合で、当該作業を行う場所において酸素欠乏等の恐れが生じた時は、直ちに作業を中止し、労働者をその場所から退避させなければならない。
- (2) 受注者は、前項の場合において、酸素欠乏等の恐れがないことを確認するまでの間、その場所に特に指名した者以外の者が立ち入る事を禁止し、かつ、その旨を見やすい個所に表示しなければならない。

1 3 避難用具等（安全対策、酸欠則15条）

- (1) 受注者は、酸素欠乏危険作業に労働者を従事させる時は、空気呼吸器等、梯子、繊維ロープ等非常の場合に労働者を避難させ、又は救出する為必要な用具（以下「避難用具等」という。）を備えなければならない。
- (2) 酸素欠乏症等防止規則第7条の規定は、前項の避難用具等について準用する。

1 4 救出時の空気呼吸器等の使用（安全対策、酸欠則16条）

- (1) 受注者は、酸素欠乏症等にかかった労働者を酸素欠乏等の場所において救出する作業に労働者を従事させる時は、当該救出作業に従事する労働者に空気呼吸器等を使用させなければならない。
- (2) 労働者は、前項の場合において、空気呼吸器等の使用を命じられた時は、これを使用しなければならない。

1 5 診療及び処置（安全対策、酸欠則 1 7 条）

受注者は、酸素欠乏症等にかかった労働者に、直ちに医師の診察又は処置を受けさせなければならない。

1 6 転落（安全対策）

汚水処理施設の点検保守作業は、全般にわたって、高所からの転落事故に十分注意しなければならない。

- （1）汚泥濃縮槽、汚泥貯留槽などは、槽底が深く、タラップがないことが多いので、転落に対する注意が必要で、1 人での作業は避けること。
- （2）必要に応じてヘルメットを着用し、あごひもは確実に締めること。
- （3）点検口の開放時には、転落防止のため、特に後ずさりをしないように注意すること。
- （4）蓋の開閉作業は、備え付けの器具等を用いて行い、手、足の指づめ事故を防止すること。

1 7 感電（安全対策）

電気機械設備の操作は、致命的災害になることが多いので、感電事故に十分注意し、転落等の二次災害を起こす恐れがあるので十分注意すること。

- （1）電気作業には、ゴム手袋、ゴム靴を着用し、原則として電源を切って作業すること。
- （2）雷鳴のはげしい時は、機器、配線、避雷器に接近してはならない。
- （3）雨漏りのある箇所は、迅速に修理し、漏電防止に努めること。

1 8 薬剤の取扱上での事故防止（安全対策）

汚水処理施設で取扱う薬剤（塩素消毒剤等）には、毒性を有するものもあるので手袋の着用、作業後の手洗いや洗眼等を行う。

1 9 感染（衛生管理）

汚水中には、大腸菌群、種々の雑菌等が多数生息しているので、維持管理作業にあたっては、次のことに注意して衛生管理に努める。

- （1）作業服、作業靴等は、常に清潔なものを着用するように心がけること。
- （2）ゴム手袋を着用すること。
- （3）作業終了後、必ず手を洗うこと。
- （4）必要に応じて感染症の予防接種をうけること。

20 悪臭（衛生管理）

悪臭を防止するため、次のことに注意する。

- （１）ばっ気沈砂槽のばっ気、沈砂排出ポンプの運転を適切に行うことにより、槽内水、汚物の腐敗を防止し、砂溜槽の土砂、汚泥等の掃除をこまめに行うこと。
- （２）スクリーンのしさの搬出・撤去及び流路の滞留物の除去をこまめに行うこと。
- （３）流量調整槽の攪拌を適切に行い、汚泥・スカム等を溜めないようにすること。
- （４）汚泥貯留槽の汚泥攪拌中は、開口部を閉めること。

【別紙 19】流入水の条件

1 基本事項

- (1) 運転管理に係る流入水量及び流入水質に関する基準を各処理場に設定する。
- (2) 流入水の水質及び排出事業者の監督は発注者の責任とするが、受注者は常に流入水量及び水質の監視を行い、水質等に異常があった場合は速やかに発注者へ報告すること。

2 流入水量に関する施設基準

本件処理場の流入水量に関する施設基準は、施設能力又は事業計画値によるものとし、次のとおりとする。

施設基準

施設名	日平均流入水量 (m3/日)	日最大流入水量 (m3/日)	備考
甲賀市土山 オー・デュ・プール	2,300	2,840	
甲賀市信楽 水再生センター	2,500	2,150	

注. 日平均流入水量は事業計画値、日最大流入水量は施設能力を記載しているため留意が必要

3 流入水量に関する実績

流入水量の実績値は、次のとおりとする。

流入水量

施設名	日平均流入水量 (m ³ /日)	備考	日最大流入水量 (m ³ /日)	備考
甲賀市土山 オー・デュ・プール	2,825	令和6・7年度 実績平均	4,750	令和6・7年度 実績
甲賀市信楽 水再生センター	569	令和6・7年度 実績平均	711	令和6・7年度 実績

注. 日最大流入量は、月間最大値を記載しているため留意が必要

4 流入水質に関する基準

本件処理場の流入水質に関する基準は、次のとおりとする。

流入水質

施設名	pH	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	全窒素 (mg/L)	全リン (mg/L)	備考
甲賀市土山 オー・デュ・プール	5～9	600以下	600以下	240以下	32以下	
甲賀市信楽 水再生センター	同上	同上	同上	同上	同上	

注１．上表に記載のない水質項目については、下水道法第１２条の２の範囲内とする。

注２．流入水質の測定時点において上記の流入基準を満たさない場合は、流入水質に関する流入基準の未達とする。なお、流入基準の未達となる期間は、流入基準の未達が最初に確認された時点から、流入基準が未達でないことが確認できるまでの期間とする。

【別紙 20】放流水質に係る基準

1 基本事項

- (1) 放流水質に係る要求水準は、関係法令等で規制を受ける排水基準となる「法定基準」及び良好な放流水質を確保するために発注者や受注者が設定する「目標基準」を設定する。
- (2) 法定基準とは、契約期間において、受注者が必ず達成すべき基準をいう。
- (3) 目標基準とは、日常の運転管理において実施する水質試験の全測定値の各年度の平均値（以下「年平均値」という。）が満足すべき基準をいう。
- (4) 年平均値の算定に際しては、各測定日の間隔を考慮した加重平均値とし、各測定日の間隔については、次の考え方のとおりとする。ただし、流入水が本委託で規定する流入水質基準を満足していない場合の測定結果については、年平均値の算定から除外するものとする。

1 日	2 日	3 日	4 日	5 日	6 日	7 日	8 日	9 日	10 日	11 日	12 日	13 日	14 日	…
測定 ↓ 結果 A				測定 ↓ 結果 B			測定 ↓ 結果 C				測定 ↓ 結果 D			
A×4日				B×3日			C×4日				D×…日			

$$\text{年平均値} = (A \times 4 + B \times 3 + C \times 4 + D \times \dots) \div 365 \quad (\text{ただし、うるう年は } 366)$$

- (5) 受注者は、水質試験の基準項目に関し、法定基準及び目標基準に適合させるよう処理する。
- (6) 受注者は、法定基準の未達となる期間を把握するために、法定基準の未達が最初に確認された時点から法定基準が未達でないことを確認できるまで、1日1回以上の頻度で水質試験を行い、放流水質を把握すること。
- (7) 発注者は、受注者が行う水質試験の結果をもって、法定基準の未達の期間を確認する。
- (8) 発注者は、本委託に係る要求水準に対する達成状況を公表することができるものとする。
- (9) 放流水質に係る要求水準に関し、履行期間中に法令等が改正されたときは、施行日以降改正後の数値とする。

2 契約基準（法定基準）

日常の運転管理において実施する水質試験（受注者による水質測定に限らず、発注者が水質管理上で要求される水質測定を含む。以下同じ。）の各回測定値が達成すべき契約基準（法定基準）は、以下のとおりとする。

ア 公共下水道施設 契約基準（法定基準）

施設名	pH	SS (mg/L)	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	大腸菌数 (CFU/mL)
甲賀市土山オー・デュ・プール	5.8～8.6	40	15	20	20	20	800
甲賀市信楽水再生センター	5.8～8.6	40	15	20	20	20	800

イ 農業集落排水処理施設 契約基準（法定基準）

施設名	pH	SS (mg/L)	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	大腸菌数 (CFU/mL)
(1)水口							
和野嶺峨	5.8～8.6	50	20	—	—	—	800
八田春日	5.8～8.6	50	20	—	—	—	800
中畑	5.8～8.6	50	20	—	—	—	800
(2)土山・信楽							
大河原	5.8～8.6	50	20	—	—	—	800
鮎河	5.8～8.6	50	20	—	—	—	800
山女原	5.8～8.6	50	20	—	—	—	800
山内	5.8～8.6	50	20	—	—	—	800
大沢	5.8～8.6	50	20	—	—	—	800
宮町	5.8～8.6	50	20	—	—	—	800
畑	5.8～8.6	50	20	—	—	—	800
朝宮	5.8～8.6	50	20	—	—	—	800
(3)甲賀・甲南							
高嶺	5.8～8.6	50	20	—	—	—	800
櫟野	5.8～8.6	50	20	—	—	—	800
岩室	5.8～8.6	50	20	—	—	—	800
神保隠岐	5.8～8.6	50	20	—	—	—	800
和田	5.8～8.6	50	20	—	—	—	800
五反田	5.8～8.6	50	20	—	—	—	800
小佐治	5.8～8.6	50	20	—	—	—	800
唐戸川	5.8～8.6	50	20	—	—	—	800
稗谷	5.8～8.6	50	20	—	—	—	800
磯尾	5.8～8.6	50	20	—	—	—	800

3 目標基準

日常の運転管理において実施する水質試験の全測定値の各年度の平均値（以下「年平均値」という。）が満足すべき目標基準は、以下のとおりである。

ア 公共下水道施設 目標基準

施設名	pH	SS (mg/L)	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	大腸菌数 (CFU/mL)
甲賀市土山オー・デュ・プール	6.0～8.5	6	10	10	15	0.5	800
甲賀市信楽水再生センター	6.0～8.5	6	10	10	15	0.5	800

イ 農業集落排水処理施設 目標基準

施設名	pH	SS (mg/L)	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	大腸菌数 (CFU/mL)
(1)水口							
和野巖峨	6.0～8.5	50	20	20	20	1	800
八田春日	6.0～8.5	50	20	20	20	5	800
中畑	6.0～8.5	50	20	20	20	5	800
(2)土山・信楽							
大河原	6.0～8.5	50	20	20	20	1	800
鮎河	6.0～8.5	50	20	20	20	5	800
山女原	6.0～8.5	50	20	20	20	5	800
山内	6.0～8.5	50	20	20	20	5	800
大沢	6.0～8.5	50	20	20	20	5	800
宮町	6.0～8.5	50	20	20	20	1	800
畑	6.0～8.5	50	20	20	20	1	800
朝宮	6.0～8.5	50	20	20	20	1	800
(3)甲賀・甲南							
高嶺	6.0～8.5	50	20	20	20	1	800
櫟野	6.0～8.5	50	20	20	20	5	800
岩室	6.0～8.5	50	20	20	20	5	800
神保隠岐	6.0～8.5	50	20	20	20	5	800
和田	6.0～8.5	50	20	20	20	5	800
五反田	6.0～8.5	50	20	20	20	5	800
小佐治	6.0～8.5	50	20	20	20	5	800
唐戸川	6.0～8.5	50	20	20	20	5	800
稗谷	6.0～8.5	50	20	20	20	5	800
磯尾	6.0～8.5	50	20	20	20	5	800

【別紙 2 1】汚泥性状に係る基準

1 基本事項

- (1) 汚泥性状に係る要求水準は、受注者に課す「契約基準」と「目標基準」を設定する。
- (2) 契約基準とは、日常の運転管理において実施する汚泥試験の各回測定値が達成すべき契約基準をいう。
- (3) 目標基準とは、日常の運転管理において実施する汚泥試験の全測定値の年平均値が満足すべき契約基準をいう。
- (4) 年平均値の算定に際しては、年平均値の算定に際しては、各回測定値と脱水汚泥量を考慮した加重平均値とし、加重平均値を算定する方法については、次の考え方のおりとする。

1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	…
測定	測定	測定	測定	測定	脱水機稼働なし	脱水機稼働なし	測定	測定	
↓	↓	↓	↓	↓			↓	↓	
結果	結果	結果	結果	結果			結果	結果	
含水率A	含水率B	含水率C	含水率D	含水率E			含水率F	含水率G	
汚泥量a	汚泥量b	汚泥量c	汚泥量d	汚泥量e			汚泥量f	汚泥量g	

$$\begin{aligned}
 \text{年平均値} &= [\text{各回含水率}(\%) \times \text{各回脱水汚泥量}(\text{t}) \text{の総和}] \\
 &\div [\text{各回脱水汚泥量}(\text{t}) \text{の総和}] \\
 &= (A \times a + B \times b + C \times c + D \times d + E \times e + F \times f + G \times g + \cdots) \\
 &\div (a + b + c + d + e + f + g + \cdots)
 \end{aligned}$$

- (5) 受注者は、汚泥試験の基準項目に関し、契約基準及び目標基準に適合させるよう処理する。
- (6) 基準項目とする含水率は、施設稼働時に1日1回以上の頻度で測定すること。
- (7) 汚泥試験は、簡易法による測定を可とするが、この場合、あらかじめ簡易法と公定法の測定値の相関を確認するとともに、簡易法による測定値が契約基準を満足していないおそれがあると考えられるときは、速やかに公定法による含水率の測定を行うものとする。
- (8) 発注者は、本委託に係る要求水準に対する達成状況を公表することができる。

2 契約基準

日常の運転管理において実施する汚泥試験（受注者が実施する汚泥試験に限らず、発注者が実施する汚泥試験を含む。以下同じ。）の各回測定値が達成すべき契約基準は、以下のとおりとする。

契約基準

汚泥性状基準項目	契約基準	
	甲賀市土山 オー・デュ・ブール	甲賀市信楽 水再生センター
含水率	85%以上	85%以上

※ 契約基準は、甲賀広域行政組合衛生センターの受け入れ性状に準拠した値

3 目標基準

日常の運転管理において実施する汚泥試験の全測定値の年平均値が満足すべき目標基準は、以下のとおりとする。3か年平均値を目標値とする。

目標基準

汚泥性状基準項目	目標基準	
	甲賀市土山 オー・デュ・ブール	甲賀市信楽 水再生センター
含水率	82%以上	84%以上

※ 目標基準は、事業計画に準拠した値

4 委託費の受注者の費用負担に関する汚泥量

受注者の費用負担に関する汚泥量の基準は、実績値によるものとし、次のとおりとする。

汚泥量（公共下水道処理場）

施設名	月平均 (kg)	月最大 (kg)	備考
甲賀市土山 オー・デュ・ブール	54,060	77,920	令和5・6・7年度実績
甲賀市信楽 水再生センター	18,783	24,040	令和5・6・7年度実績

注．月最大汚泥量は、月間最大値を記載しているため留意が必要

汚泥量（農業集落排水処理場）

施設名	月平均 (k g)	年間合計 (k g)	備考
農業集落排水処理施設 (水口管内)	255,408	707,000	令和7年度実績
農業集落排水処理施設 (その他)		2,357,900	令和7年度実績 (宮地区除く)

【別紙２２】ユーティリティ費

１ 土山オー・デュ・ブルに関する実績

土山オー・デュ・ブルのユーティリティの実績値は、次のとおりとする。

名称	年間額（円/年）	備考
電気代	10,615,607	令和５・６・７年度実績平均
水道代	538,726	令和５・６・７年度実績平均
電話代	60,460	令和５・６・７年度実績平均
薬品代	6,821,588	令和７年度実績
ガス代	34,105	令和５・６・７年度実績
通信代	48,600	令和７年度実績

２ 信楽水再生センターに関する実績

信楽水再生センターのユーティリティの実績値は、次のとおりとする。

名称	年間額（円/年）	備考
電気代	5,603,851	令和５・６・７年度実績平均
水道代	41,153	令和５・６・７年度実績平均
電話代	78,452	令和５・６・７年度実績平均
薬品代	2,999,080	令和７年度実績
通信代	48,600	令和７年度実績

３ マンホールポンプ（公共）に関する実績

マンホールポンプ（公共）のユーティリティの実績値は、次のとおりとする。

名称	年間額（円/年）	備考
電気代	22,052,379	令和５・６・７年度実績平均
水道代	15,480	令和５・６・７年度実績平均
通信代	2,024,400	令和７年度実績

4 農業集落排水処理場に関する実績

農業集落排水処理場のユーティリティの実績値は、次のとおりとする。

名称	年間額（円/年）	備考
電気代	24,468,687	令和 5 ・ 6 ・ 7 年度実績平均
水道代	768,883	令和 5 ・ 6 ・ 7 年度実績平均
通信代	271,200	令和 7 年度実績+令和7・8年度設置分
薬品代	1,298,400	令和 7 年度実績

注. 実績から今郷及び宮処理場を省いた値である。

5 マンホールポンプ（農排）に関する実績

マンホールポンプ（農排）のユーティリティの実績値は、次のとおりとする。

名称	年間額（円/年）	備考
電気代	6,467,064	令和 5 ・ 6 ・ 7 年度実績平均
通信代	1,320,000	令和 7 年度実績

6 真空ステーションに関する実績

真空ステーションのユーティリティの実績値は、次のとおりとする。

名称	年間額（円/年）	備考
電気代	704,799	令和 5 ・ 6 ・ 7 年度実績平均

注 1. 宮町真空ステーションの電気代は農業集落排水処理場 電気代に含まれる。

注 2. 真空ステーションの通信代は農業集落排水処理場の通信代に含まれる。

【別紙 2 3】リスク分担

項目	No.	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
				発注者	受注者
共通	1	契約締結リスク	発注者の責めにより契約を締結できないとき、又は契約手続きが遅延した場合	○	
	2		受注者の責めにより契約を締結できないとき、又は契約手続きが遅延した場合		○
	3	税制度の変更リスク	受注者に影響を及ぼす税制度の変更（法人税等）		○
	4		広く全般に影響を及ぼす税制度の変更（消費税等）	○	
	5	法令等の変更リスク	本委託に直接関係する法令等の変更	○	
	6		本委託のみではなく、広く一般的に適用される法令等の変更		○
	7	第三者賠償リスク	発注者の責めに帰すべき事由により生じたもの。（ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不適当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを報告しなかったときは、この限りでない）	○	
	8		上記以外のもの		○
	9	住民問題リスク	本委託を行政サービスとして実施することに関する住民反対運動、訴訟	○	
	10		受注者の業務実施に伴い生じる住民反対運動、訴訟		○
	11	環境保全リスク	受注者が行う業務に起因する環境問題（周辺水域の悪化、騒音、振動、異臭等）		○
	12		上記以外のもの	○	
	13	事故・災害リスク	労災事故（再受注者及び関係者による事故含む）と受注者の責めによる設備の破損や損傷		○
	14		上記以外のもの	○	
	15	委託業務中止・延期に関するリスク	発注者の指示によるもの	○	
	16		発注者の債務不履行によるもの	○	
	17		受注者の業務放棄、破綻によるもの		○
	18		受注者の責めによる事業継続困難時の雇用		○
維持管理	19	計画変更リスク	業務内容・用途の変更に関するもの	○	
	20	下水の水量変動リスク	水量変動に伴う変動費の増減	○	
	21	下水の水質、汚泥含水率変動リスク	流入水による場合又はやむを得ない場合による経費の増加	○	
	22		上記以外の経費の増加		○
	23	性能未達成リスク	契約条件下での要求水準の未達成		○
	24		上記以外による要求水準の未達成	○	
	25	修繕等の遅延リスク	発注者発注の「修繕工事、改築工事、第三者委託等」の遅延による委託対象施設の機能の不足	○	
	26		受注者発注の「修繕工事、第三者委託等」の遅延による本件施設の機能の不足		○
	27	情報・条件のリスク	発注者から開示された情報・条件の誤り	○	
	28		発注者から開示された情報・条件の未確認		○
	29	突発修繕費の増大リスク	性能未達など、受注者の責めによる補修費の増大		○
	30		上記以外のもの	○	
	31	施設損傷リスク	施設の劣化に対して、受注者が適切な維持管理を実施しなかったことに起因する施設の損傷		○
	32		受注者の責めにより施設が損傷した場合		○
工事	33	工事監理リスク	工事監理の不備により工事内容又は工期等に不具合が発生する場合		○
	34		工事完成後の検査で要求性能に不適合部分又は施工不良部分が発見された場合		○